



ISSN 1344-7572

研究報告集録 第 131-02

不登校・ひきこもりの高校生支援に関する 調査研究

平成 28 年 3 月
大阪府教育センター

目 次

はじめに		
1. 調査目的		1
2. 調査の概要		2
3. 調査の項目		2
4. 調査集約の概要		
4-1. 人員について		3
4-2. 事業について		4
4-3. 施設について		6
4-4. 目標について		6
4-5. 各施設の調査要約		
①都道府県教育委員会	3 (1)	6
	3 (2)	22
調査まとめ		25
②政令指定都市	3 (1)	26
	3 (2)	43
調査まとめ		46
③大阪府内市町村教育委員会	3 (1)	47
	3 (2)	65
調査まとめ		68
④フリースクール	3 (1)	69
調査まとめ		80
5. 調査からみた不登校支援に効果があった取組と今後のめざすべき方向について		82

参考資料（H16「適応指導教室における活動内容に関する調査報告」の概要）

不登校・ひきこもりの高校生支援に関する調査報告

〈はじめに〉

不登校対策として、文部科学省（当時は文部省）が平成2年から開始した「適応指導教室事業」から四半世紀が経っている。25年前と現在では、教育支援センター（適応指導教室）を取り巻く社会環境は大きく変わっている。子どもを支える家庭基盤が弱くなり、利便性や効率性を求めることで地域においても直接的な人との関わりが希薄になっている。また通室児童生徒も発達障がいや起立性調節障がいなど様々なタイプの生徒が増えている。スマートホンなどの通信機器等が子どもたちにも広がり、人の自立が尊重される社会になって来ている一方で孤立して支援が必要な子どももいる状況がある。そのような中で昨今、社会的自立を目標としたフリースクールに関心が高まっており、フリースクールのさらなる活用の動きもある。

平成15年度に厚生労働省で作成された『「ひきこもり」対応ガイドライン』の調査によると、ひきこもりの若者が小・中・高・短大・大学いずれかで不登校の経験があると答えた人は61.4%あり、不登校であったことが、ひきこもりになることと強い関連があることが示されている。かつて不登校であったことが直接的にひきこもりに移行するということではないが、不登校になった背景にある要因とその後の環境が、ひきこもりにつながりかねないことを示唆するものである。ひきこもりの支援については現在、大阪府、府内4市（注1）において平成22年4月から施行されている「子ども若者育成支援推進法」に基づく困難を抱える子ども・若者への支援の地域ネットワーク（子ども若者育成支援地域協議会）が構築されつつある。

大阪府では、高等学校における中途退学・不登校への対応を早くから行ってきており、平成23年度から大阪府教育センター附属高等学校に「大阪府高等学校適応指導教室」を設置し、府立高校生に対する不登校生徒支援を実施してきた。

今回の調査では、教育支援センター（適応指導教室）等が行っている取組の現状を調査することにより、不登校への有効な支援策を検証し、今後の教育支援センターの施策の充実を図ることを目的にしている。大阪府教育センター教育相談室では、平成16年に府内市町村の「適応指導教室における活動内容に関する調査」（巻末参考資料）を実施しているが、平成26・27年度においては、対象を小学校・中学校・高等学校の児童生徒を対象とする支援機関に拡大し、「教育支援センター（適応指導教室）等の活動内容に関する調査」を都道府県・政令指定都市・府内市町村の各教育委員会及びフリースクールに対して活動内容に関する調査を依頼し、以下の調査目的・概要にある内容で調査を実施した。

（注1）大阪市、堺市、豊中市、茨木市

1. 調査の目的

大阪府教育センター教育相談室では、平成26・27年度2か年において、全国の都道府県、政令指定都市、府内市町村における教育支援センター（適応指導教室）並びに全国の不登校生徒支援を行うフリースクールへの活動支援に資するため、教育相談を専門とする指導教諭とともに「教育支援センター（適応指導教室）等の活動内容に関する調査」及び「教育支援センター（適応指導教室）における学生ボランティアの活動に関する調査」（行政設置機関のみ）を実施した。

2. 調査の概要

【調査日】平成27年4月1日

【調査対象】教育支援センター（適応指導教室）及びフリースクール等

- ① 全国の都道府県：47 都道府県
- ② 政令指定都市：20 市
- ③ 府内市町村における教育支援センター（適応指導教室）：35 市町 40 施設
- ④ 全国の不登校生徒支援を行うフリースクール：253 団体

④の内訳

- ・ NPO 法人フリースクール全国ネットワーク加盟団体 69 団体
- ・ NPO 法人フリースクール協会加盟団体 33 団体
- ・ 上記 2 団体以外で内閣府が認可した NPO のうち不登校ひきこもり支援団体 124 団体
- ・ 大学研究機関及び公益財団での不登校ひきこもり支援団体 27 団体

※上記の団体には、不登校支援だけを行っているのではないオルタナティブスクールも加盟されており、回答いただいている所もある。

【調査方法】

- ① 全国都道府県に対して調査表及び諸注意等の文書を郵送 また電子で同表をメール送付
- ② 全国政令指定都市に対して調査表及び諸注意等の文書を郵送 また電子で同表をメール送付
- ③ 大阪府内市町村に対して調査表及び諸注意等の文書を郵送 また電子で同表をメール送付
- ④ 全国の不登校生徒支援を行うフリースクールに対して調査表及び諸注意等の文書をメール送付

・ 送付日 平成27年3月30日に郵送または郵送とメールにて送付

・ 提出日 平成27年5月8日（金）

【調査表について】

高等学校用調査表による調査(①②) 小中学校用調査表による調査(②③)

フリースクール用調査(④)表による調査

【調査回収率（回答数）】

- ① 100% ②100% ③100% ④16% (40 団体)

3. 調査の項目

(1) 「教育支援センター（適応指導教室）等の活動内容に関する調査」

- 1 教室の設置場所・募集人数・入室人数・前年度入室人数・通室範囲について
- 2 活動スタッフについて 3 学生ボランティアについて
- 4 学習支援の方法について 5 体験活動について 6 訪問指導について
- 7 心理支援について 8 保護者との面談について
- 9 生徒が在籍する学校との連携について

- 10 教育支援センター（適応指導教室）での生徒の様子について
11 教室の目標について 12 運営上の課題について 13 追跡調査について
(2)「教育支援センター（適応指導教室）における学生ボランティアの活動に関する調査」
※フリースクールを除く、都道府県、政令指定都市、大阪府内市町村に調査実施

4. 調査集約の概要

ここでは、すべての調査機関の傾向を調査集約して1. 人員、2. 事業、3. 施設、4. 目標の4項目で概要をまとめるとともに、各機関の状況を5. 「各施設の調査要約」及び「各施設の調査まとめ」で整理している。

4-1. 人員について

(1) 指導、支援スタッフの実態

行政が設置する教育支援センターの支援体制における人的措置課題は、国の不登校加配教員や指導主事を配置して事業を実施しているものの、生徒に直接学習支援を行う教員退職者や学生ボランティアと個々の児童生徒のカウンセリングや発達検査などを行う臨床心理士等の非常勤雇用の職員に任せている場合が多いことである。事業の継続性は担保されているが、事業を行うスタッフの専門性や恒常性は弱い。こうした点からか大阪市などは専門性を有する団体への委託で事業をすすめている。公設民営で事業費を低く抑えるだけではなく、受諾団体の専門性が生かされている。

(2) 調査機関ごとの状況（概要）

- ①都道府県教育委員会（高等学校生徒対象）
- ・行政が設置している施設については、指導主事及び教員と支援員が関わっている。
 - ・心理職の常駐は少なく、面談やカウンセリングのみ関わっている場合もある。
- ②政令指定都市教育委員会（小・中学校児童生徒対象）
- ・指導主事の配置が他に比較して多い。
 - ・心理職や教員退職者などは非常勤雇用の方が多い。
 - ・学生ボランティアの活用が多い。
- ③府内市町村教育委員会（小・中学校児童生徒対象）
- ・不登校専任教諭などで配置している所が多い。
 - ・臨床心理士は非常勤雇用がほとんどだが、常勤雇用の市もある。（*注1）
- ④フリースクール団体等（小・中学校・高等学校児童生徒対象）
- ・設置者及び支援団体職員による支援が行われている。
 - ・ボランティア人員は集まりにくい、公的事業を受けると信頼感がつく。（集約意見から）

人員については、行政が設置している施設（委託は除く）は、自治体によって異なる所があるが、教員・指導主事・教員退職者と心理系職員（臨床心理士等）を通室規模に合わせて配置している。学習支援については、教員、支援員と学生ボランティアで対応し、面談・カウンセリング・

保護者会等については、指導主事・臨床心理士等で対応する所が多かった。ただし支援員・臨床心理士は非常勤雇用がほとんどであり、時間の制約の中で児童生徒を見ている場合が多い。小・中学校対象の政令指定都市、府内市町村では、文部科学省が配置する不登校や研究所の加配教員が対応している施設もあった。フリースクールは、団体職員のみの場合が多いが、学生ボランティアに来てもらっている所もあった。

(*注1) 守口市

4-2. 事業について

(1) 学習支援・体験活動・心理支援等（面談等含む）での実態

事業内容については、児童生徒に合わせた教科等の個別学習支援と実習などの体験的な学習をほとんどの施設で実施しているが、学生や支援員が訪問指導などアウトリーチでの支援を実施している所もある。学習支援以外の活動では小集団での活動から少しずつ人との関係をつくり、自尊感情を高めるような取組を行っている。事業についての効果検証は、短期的かつ数値的指標に基づく傾向がある。事業である以上効果検証は必要であるが、単に学校復帰の人数や率の比較だけでは教育支援センターの効果は図れないのではないだろうか。日々の児童生徒の意欲・探究心・自尊心・コミュニケーション力・将来に対する思いなどを基本指標としたルーブリック評価などの活用も検討していく必要がある。

(2) 調査機関ごとの状況（概要）

①都道府県教育委員会（高等学校生徒対象）

- ・体験活動や学習支援などにおいても、人との交流に力を入れている。
- ・訪問指導を行っている所がある。(*注2)

②政令指定都市教育委員会（小・中学校児童生徒対象）

- ・体験活動に積極的に取り組んでいる。（宿泊あり 56%）
- ・保護者への支援が充実（保護者会 70%）
- ・心理的安定、生活習慣づくり、学習の意義づけなどの心理的サポートを実施。

③府内市町村教育委員会（小・中学校児童生徒対象）

- ・学生ボランティアが家庭に訪問指導している市町村が半数ある。
- ・生徒個々の学習状況は違うが、学習効果は上がっている。
- ・児童生徒の興味関心を引き出すための取組の工夫がみられる。

④フリースクール団体等（小・中学校・高等学校児童生徒対象）

- ・学習を中心に据えた塾のような取組を中心とした施設もある。
- ・学習支援のニーズが低い生徒へは独自の教材等を作成している施設もある。
- ・体験活動の実施率は高い。（宿泊なし 80%）
- ・教育だけでなく、福祉・就労・医療分野とのつながりを考えた助言がある。
- ・発達障がいのある児童生徒を対象に学習支援を実施する施設もある。

学習支援については、教育支援センター等の不登校児童生徒を支援する施設においては、多様な児童生徒がいるため、個別学習をしている所が多い。現在では、個々の児童生徒の学力保障面

においては、不登校の生徒を対象とした塾や家庭教師もある。しかし、学校教育を迂回しても、社会的自立に向けては、集団における活動は必要である。多様な状況の児童生徒がいるが、生活習慣を身に付け、対人関係を築くための支援は教育支援センターの機能としては必須であり、個別の生徒状況に合わせた取組が実施されている。また、本人や保護者に対する面談やカウンセリングなどの心理面での支援は、心の安定に効果があり実施している所も多い。

（*注2）佐賀県、鳥取県

4-3. 施設について

（1）設置されている場所等の実態

施設については、通室に便利な所に必ずしも設置されてはいないが、分室などを地域内に設置している所もある。施設・機材の老朽化を訴えている所も多く、特にPCなどの買い替えなどに苦勞しているところも多いようである。フリースクールでは、施設規模の大小は、様々であるが、実施団体の施設で行っているものや、行政の施設を借用して、実施している所もある。

（2）調査機関ごとの状況（概要）

- | |
|--|
| <p>① 都道府県教育委員会（高等学校生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・先進県では教育支援センターを県全域7施設で実施している。（*注3）・所管学校・青少年施設・教育事務所に設置している所もある。 <p>② 政令指定都市教育委員会（小・中学校児童生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・通室範囲が広く、学校によって利便性が異なるため分室などで工夫している市もある。・施設の老朽化が進んでいる。設備機材の買い替えやメンテナンスに苦勞している。 <p>③ 府内市町村教育委員会（小・中学校児童生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・所管内で通所の利便性などを配慮し、社会教育施設や幼稚園から転用している施設も多い。 <p>④ フリースクール（小・中学校・高等学校児童生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・施設は大小様々、公的施設にある所もある。・サポートステーションとの連携を視野に設置した所もある。・大学がフリースクールを設置し、学生が不登校支援をする所もあった。（*注4） |
|--|

行政所管の施設については、先進地域で施設が老朽化し、設備機材の買い替え時期でもあり、メンテナンスに苦勞している所も多い。また施設の利便性の課題から保有の社会教育施設や廃止施設からの転用などでの分室設置を行っている所もある。

フリースクールにおいては、行政が就労・福祉等の事業を委託し、行政所管の施設で支援を行っている所もあり、教育・福祉・労働の連携が図れるような取組となっている。大学内に不登校を支援するNPO法人があり、学生がボランティアで不登校児童生徒に学習支援等を行っている所もあった。

（*注3）石川県

（*注4）福岡県立大学附属研究所不登校・ひきこもりサポートセンター

4-4. 目標について

(1) 目標にしている内容の概況

目標設定は、行政で設置した施設において「学校復帰」など現在の所属学校・クラスへ戻すこととし、長期的には「社会的自立」として、自立した社会生活を送ることを目標としている所がほとんどである。フリースクールでは、学校復帰にはこだわらず、社会での自立した生活をめざすための段階的な居場所と考えている所が多い。

(2) 調査機関ごとの状況（概要）

- | |
|--|
| <p>①都道府県教育委員会（高等学校生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・将来の社会的自立を目標にしている所がほとんどであり具体的目標として学校復帰をあげている。 <p>②政令指定都市教育委員会（小・中学校児童生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・短期の具体的な目標としては「学校復帰」としている。・長期としては「社会的自立」としている。 <p>③府内市町村教育委員会（小・中学校児童生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・学校復帰や自信を持たせることを目標にしている。・高等学校に進学することを目標にしている。 <p>④フリースクール団体等（小・中学校・高等学校児童生徒対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・学校復帰をめざすとは限らないと答えている所もある。・自尊感情を養う居場所にするという所が多い。 |
|--|

目標については、ほとんどの施設で「社会的自立」「学校復帰」を設定している。不登校で学校に行けなくなった生徒が、高等学校適応指導教室で「私は褒められたことがなく、自尊感情が低い」と言っていた。当室では、短期的には、学校に戻ることや進路を決めることを具体的な目標に定めており、長期的には社会的自立をめざすこととして、生活のリズムをつかむことや様々な人とのコミュニケーションのとり方、基礎的学習の支援の中で自信を持たせる活動を行っている。教育支援センター、フリースクールにおける他者から認められる経験や自分自身のこれまでの生活について振り返り考える活動などを通じて、自尊感情が高められ、次の一步に進んで行くことができると考えられる。

[3 (1) 調査]

4-5. 教育支援センター（適応指導教室）等の活動内容に関する調査要約

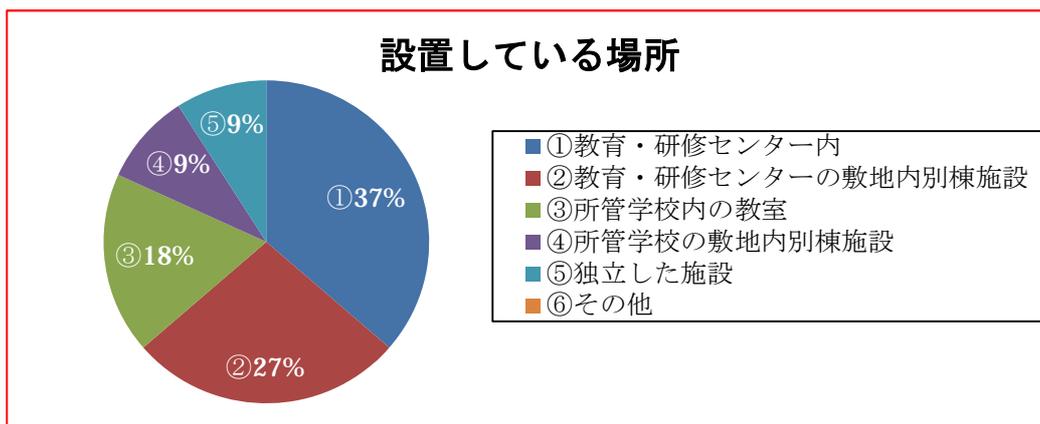
①都道府県教育委員会

教育支援センター教室の設置場所等

【現在設置されている場所】

教育支援センター（適応指導教室）の設置場所は、各府県の教員の研修施設や相談施設に設置されることが多いが、現状としては、府県により様々な状況がある。しかし、昨今は所管学校・青少年施設からの転用や教育事務所の中に置くなど工夫している所もある。

[都道府県：図1]



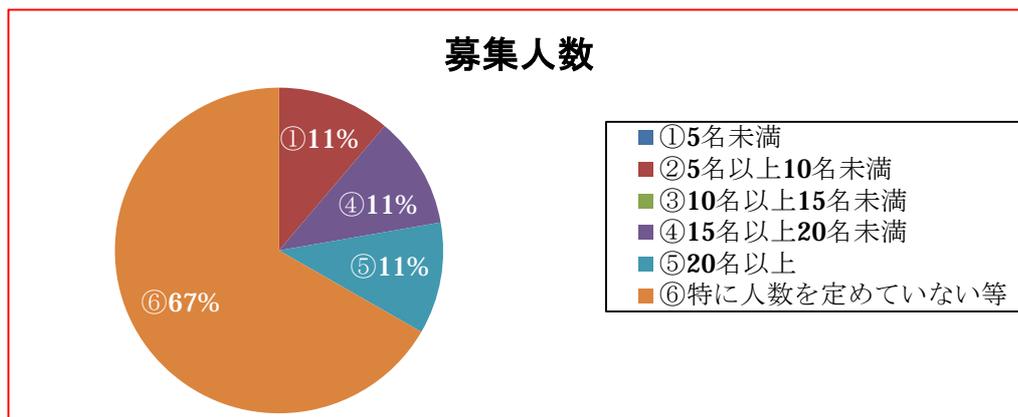
「設置場所」は、「教育・研修センター内」及び「同敷地内別棟」が64%である。「所管する学校内」及び「その別棟設置」は27%である。

[都道府県：図1]

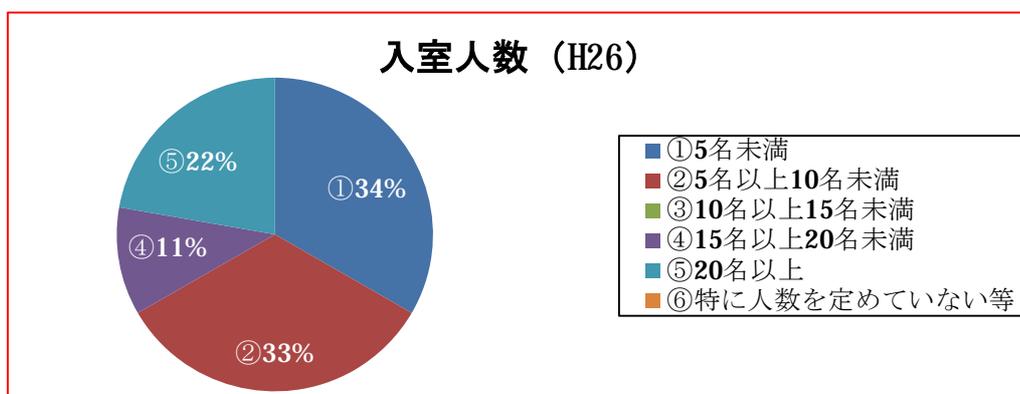
【募集人数・入室生徒数】

募集人数は、全体の3分の2の府県における施設が人数を設定していない。通室生徒は前年度と比較して人数が増えていると思われる。施設として事業周知が進み、生徒数が増えてきているようである。府県として高校生だけではなく、小中学生への支援も行っている所もある。

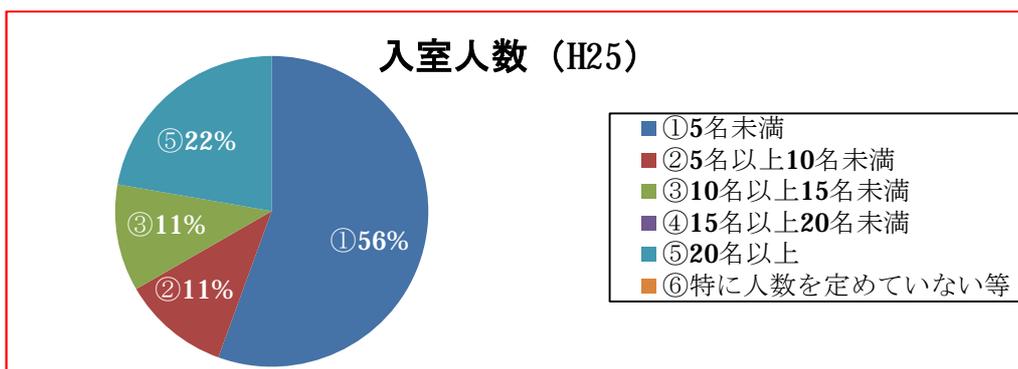
[都道府県：図2]



[都道府県：図3]



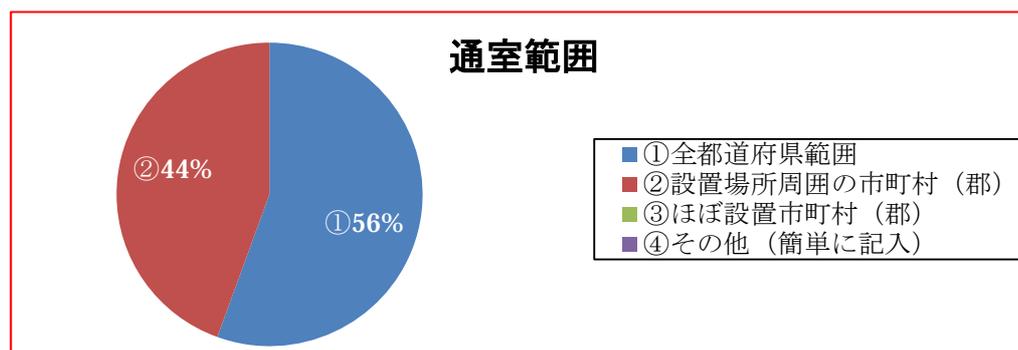
[都道府県：図4]



「募集人数」については 67%が「特に人数を定めていない」と回答している。支援生徒数が少ない府県が多いが、少ない府県でも受入教室の関係で、募集人数を定めている府県もある。「入室生徒数」は、同じ府県で見ると2年間ほぼ同数の児童生徒数が入室している状況がみられる。募集人数を出していないので、施設の受入人数の定数は決まっていないが、受入可能な範囲での受入人数で推移していることがわかる。[都道府県：図2、3、4]

【通室範囲】

[都道府県：図5]



通室範囲は、府県範囲が 56%、設置場所の市町村（郡）範囲が 44%である [都道府県：図5]

【スタッフの分類及び名称】

スタッフの名称については教育支援センターにおける呼称で回答いただいている。業務としての位置付けからの名称が一般的だろう。指導主事の「相談部長」や臨床心理士等の「スーパーバイザー」、「ソーシャルワーカー」などは役割としての名称となっている。

①指導主事	指導主事	相談部長	[都道府県：図6]		
②臨床心理士等	スーパーバイザー	カウンセラー	ソーシャルワーカー	臨床心理士	総合教育相談員
③教員	指導員	不登校対応対策 教員研修生	研修員		
④教員退職者	指導員	支援員			
⑤学生	指導員	学生ボランティア	学生協力員		
⑥地域人材					
⑦その他	指導員				

「その他」の部分での具体記載では、教員免許保有者、行政官吏

[都道府県：図6]

【スタッフの人数・活動日・雇用形態・活動内容】

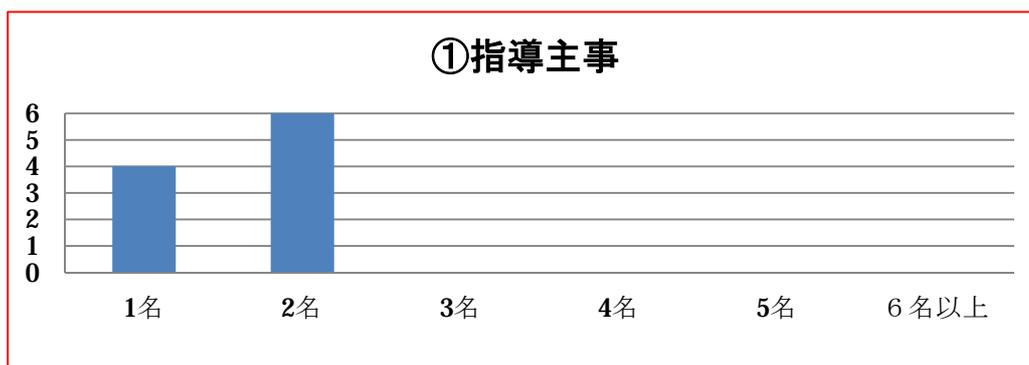
スタッフの人数が4人以上いる府県を見ると教員退職者、地域人材、学生の順で人数が多い。指導主事は概ね1～2名、臨床心理士等が恒常的に生徒を見ている施設は少なく、週に2～4日、3～8時間勤務している。面談・カウンセリングなどに携わるだけの所もあるようである。活動日については、日々の生徒の支援を教員、教員退職者、その他の雇用人材が行っている所が多い。学生ボランティアは、週1日程度入っている。

雇用形態は、指導主事、教員は常勤、臨床心理士、教員退職者、地域人材、その他の人材は非常勤が多い。活動内容については、指導主事は入室事務及び相談や市内会議の関わり等、臨床心理士はカウンセリングや心理面での個別援助等、教員・教員退職者は学習支援を含め全般業務への関わり等、学生・地域人材・その他の方々に学習、訪問指導、体験活動をはじめ支援センターの児童生徒への関わり等を行っている。

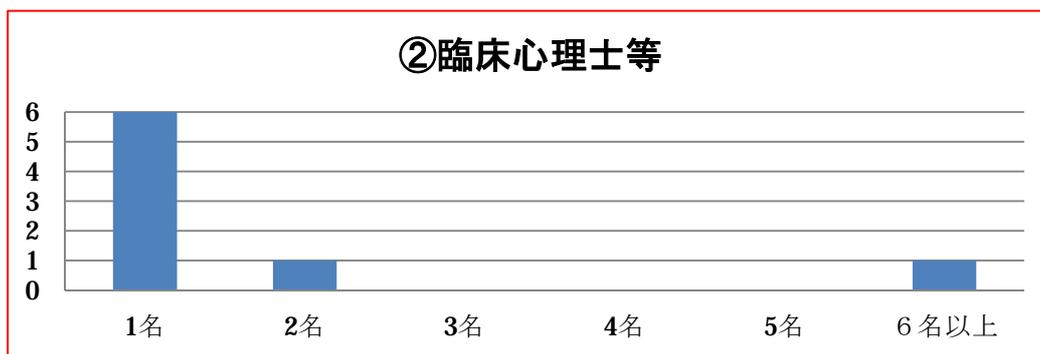
(スタッフの人数)

(縦軸：府県の数 横軸：人数)

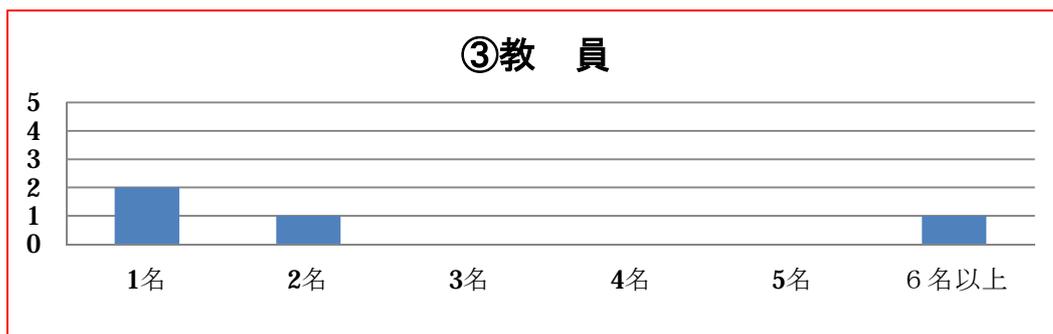
[都道府県：図7]



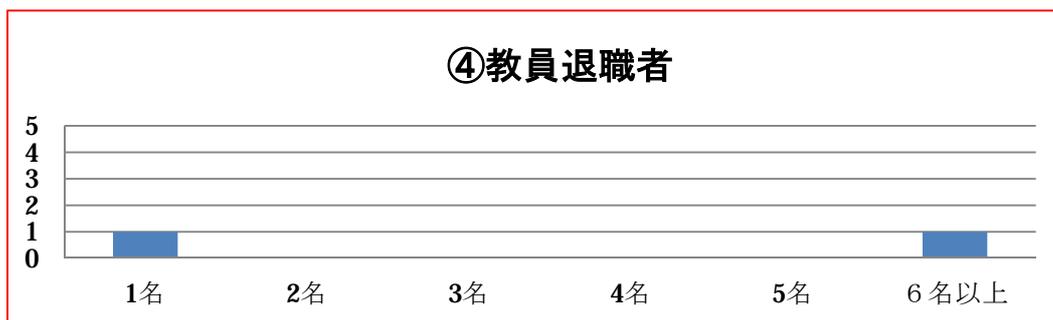
[都道府県：図8]



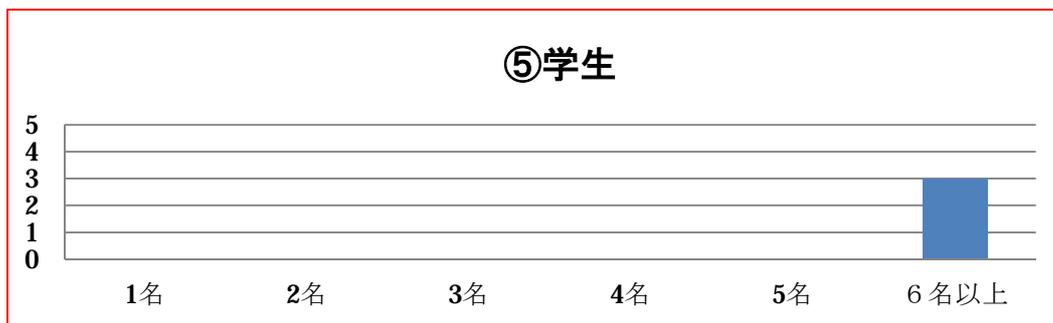
[都道府県：図 9]



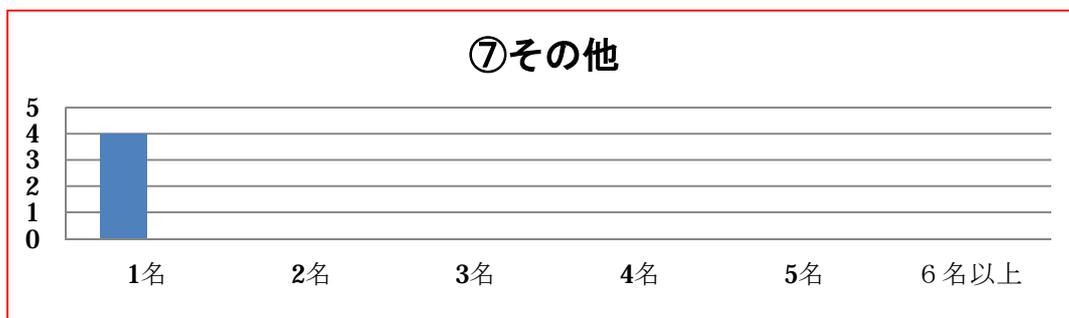
[都道府県：図 10]



[都道府県：図 11]



[都道府県：図 12]

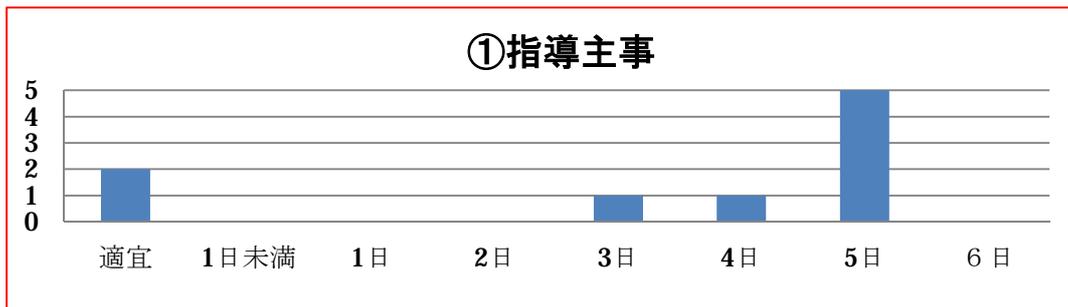


教育支援センター（適応指導教室）等の活動内容に関する調査の各機関の結果と総括

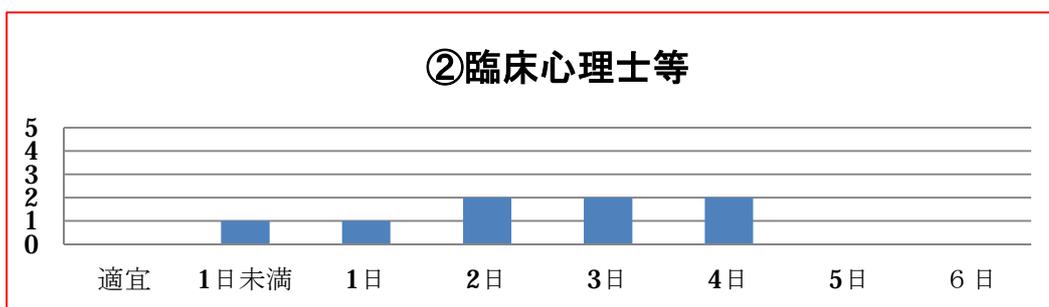
(スタッフの活動日)

(縦軸：府県の数 横軸：日数)

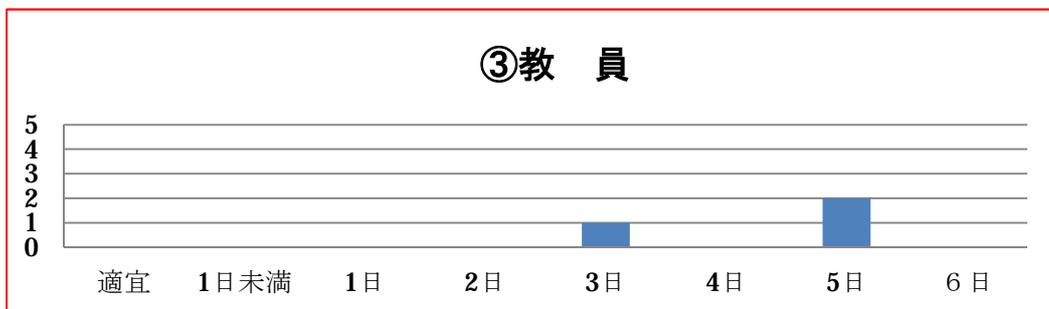
[都道府県：図 13]



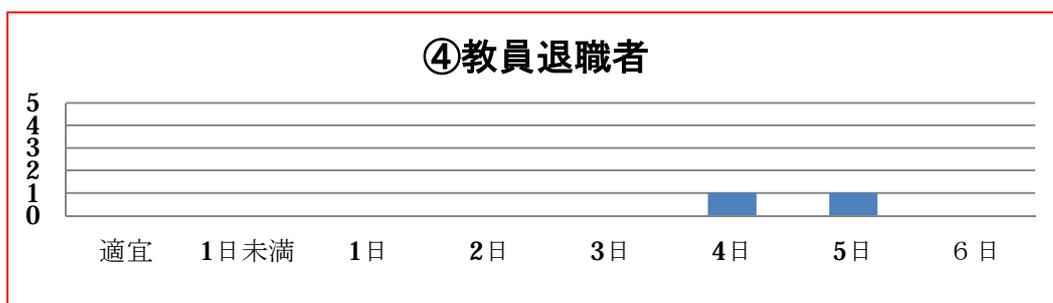
[都道府県：図 14]



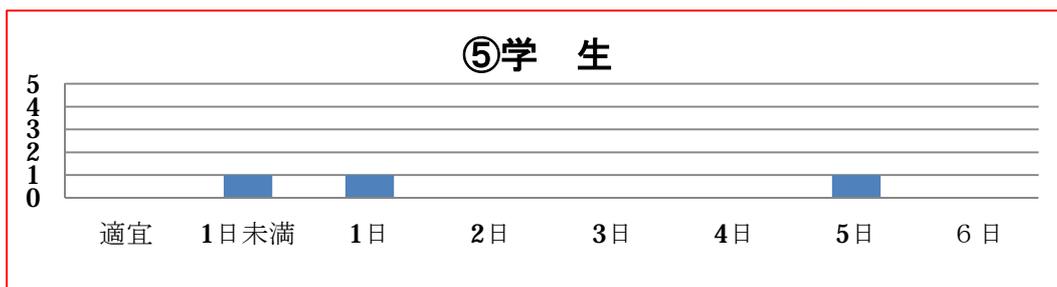
[都道府県：図 15]



[都道府県：図 16]



[都道府県：図 17]

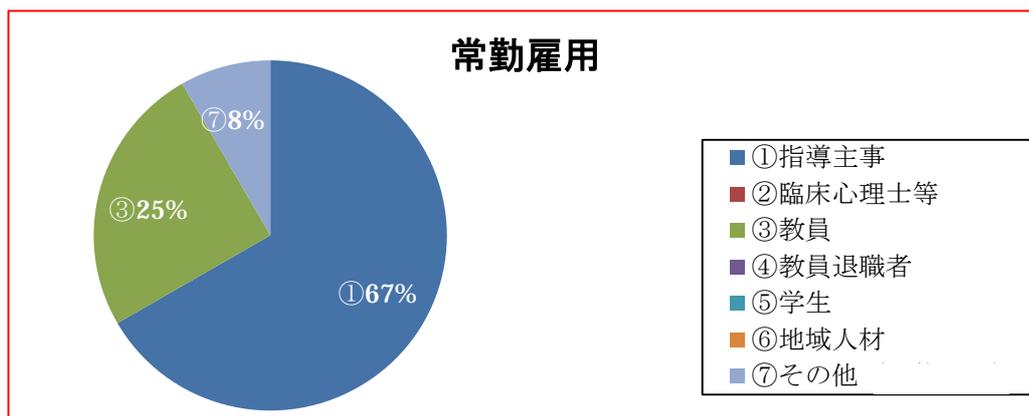


[都道府県：図 18]

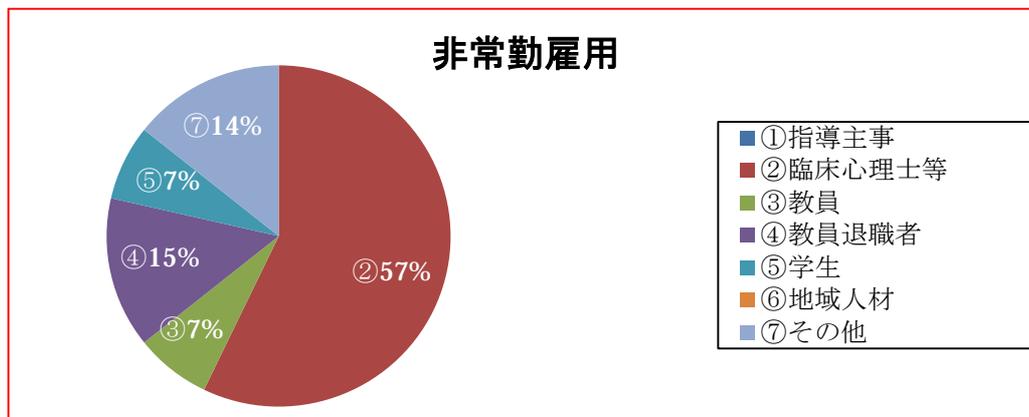


(スタッフの雇用状況)

[都道府県：図 19]



[都道府県：図 20]

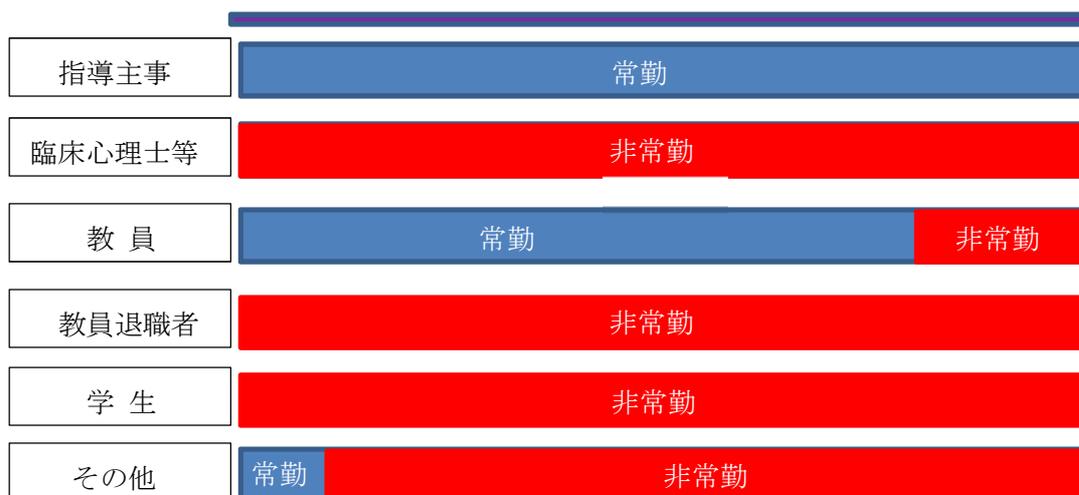


雇用形態は、常勤は指導主事と教員が 92%を占める。非常勤では臨床心理士と教員退職者が 72%を占める。

[都道府県：図 19、20]

(常勤・非常勤雇用の割合)

[都道府県：図 21]



【学生ボランティアの募集方法、事前指導、指導・援助について】

一般的には、大学への依頼で募集するケースが多いが、近年は大学の地域貢献の動きや履修単位を認める大学も増え、心理系の大学院等では連携実習で教育支援センターに入っていることもある。また、教員をめざす学生など教員養成塾の学生に声をかける場合も増えている。

学生ボランティアは、教育支援センターで児童生徒に支援に関わる際には、事前指導を必ず行う。心理系、教員養成系等の学生においても守秘義務、個人のセンシティブな情報を扱っている意識を持たせることは必要である。

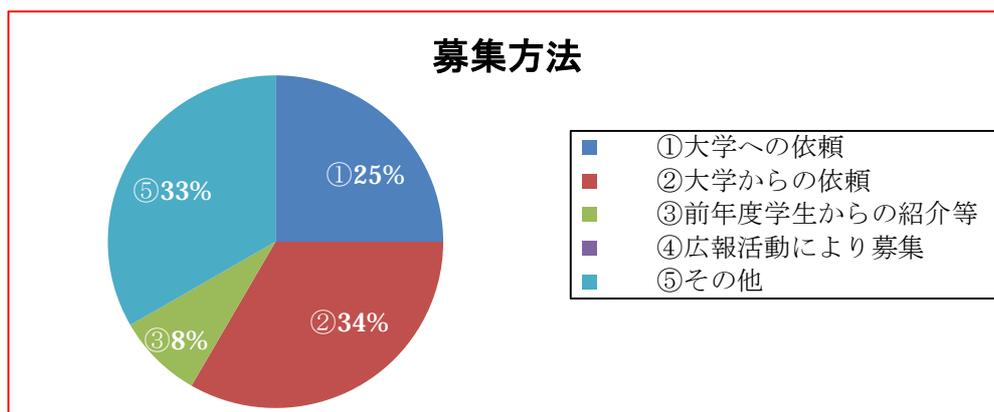
事前指導を実施していないところは前年度からの引き継ぎのボランティアだと思われるが、担当である指導主事等も個別生徒の様々な情報を取り扱うこともあり守秘義務等を再認識することが重要である。

学生への指導・援助については、毎日の情報共有と個々の児童生徒の状況を知らせることなど臨床心理士等・教員など複数の支援者により学生ボランティアを援助している。精神的に支援が必要な状況にある児童生徒に関わる際には、学生ボランティアに対する援助も考える必要がある。

学生ボランティアの活用の効果としては、生徒との関係が教職員や保護者などとは違い、年齢も近いことから少し、穏やかに関わってもらえることが利点として働いているようである。

活用の課題としては、単年度活動であるため継続指導が困難であったり、大学においては様々な分野でのインターンシップ制度が充実され、学生の側の選択幅の拡大による人材確保が難しくなっている現状がある。また、交通費の支給額の予算が決まっているので、活用回数の制限があるなどの回答もあった。

[都道府県：図 22]

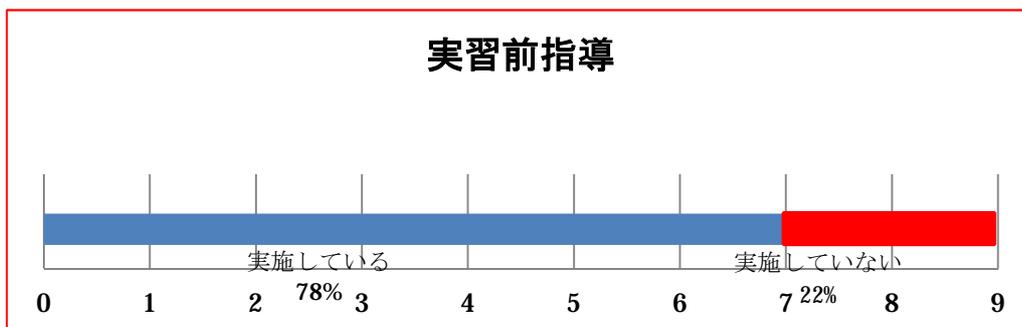


学生ボランティアの募集は、「大学からの依頼」34%、「その他」（教員養成塾の参加者や実習で来ている学生）33%である。

[都道府県：図 22]

【ボランティアの実習前指導】

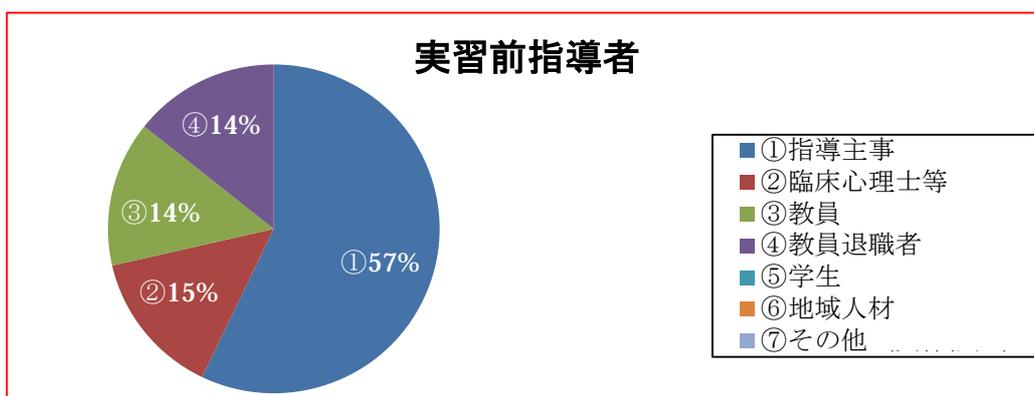
[都道府県：図 23]



学生ボランティアの事前指導を実施していない府県は、学生ボランティアを募集していない22%（2施設）である。

[都道府県：図 23]

[都道府県：図 24]

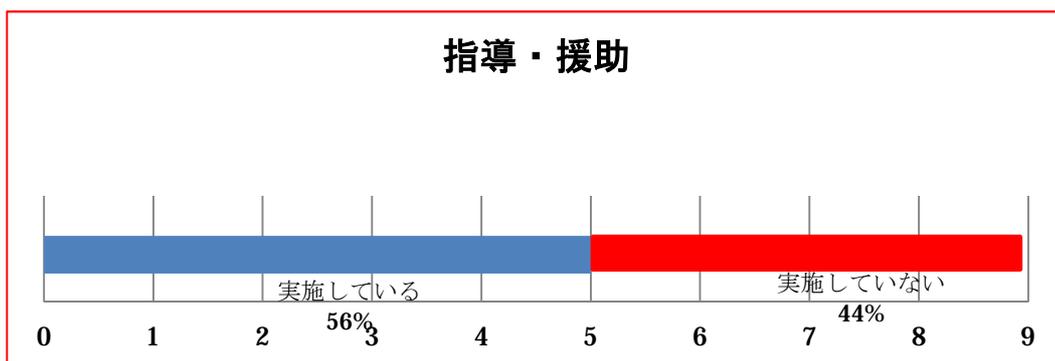


実習前指導者については、72%の府県で指導主事、臨床心理士等が行っている。恒常的に関わっている指導者がほとんどである。

[都道府県：図 24]

【学生ボランティアへの指導・援助】

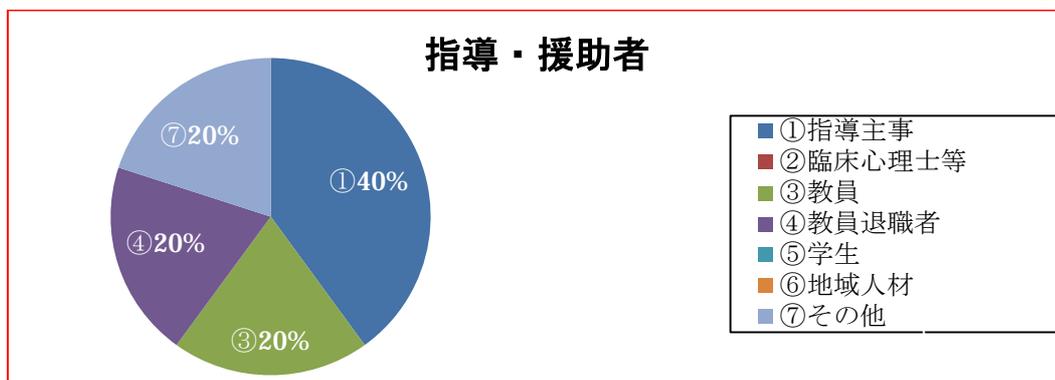
[都道府県：図 25]



学生ボランティアに対して指導・援助をしていないと答えている府県は、学習支援（勉強のみ）やゲーム等の関わりで、補助的な位置づけと考えているのではないかと考えられる。

[都道府県：図 25]

[都道府県：図 26]



学生自身が児童生徒の支援による聞き取りなどから、心的に負担になることもある。心理的負担を負う場合もあり、学生への心理的ケアも行っている府県もある。

[都道府県：図 26]

◇学生ボランティアの活用効果及び工夫した取組（集約意見から）

- ①年齢が近く、親しみやすい 5件
- ②活動の補助として有効 2件
- ③その他 1件（学生のスキルアップのための取組）

◇学生ボランティアの活用の課題（集約意見から）

- ①安定した人材確保が難しい 6件
- ②資質・力量 2件

【学習支援の方法について】

◇学習支援の方法についてや学習効果が上がった取組（集約意見から）

- ①在籍校との連携 3件
- ②自学・自習 2件
- ③子どもの状況に応じた支援 5件
- ④その他（学生の学習支援） 1件

◇在籍校との学習活動等についての課題（集約意見から）

- ①履修・単位認定の困難さ 3件
- ②学校によって対応が異なる 2件
- ③在籍校との連携 3件

◇在籍校と進路指導についての連携（成功例や課題）（集約意見から）

- ①在籍校が主導 2件 ②在籍校と連携 3件
- ③その他（担当者を在籍校に派遣） 3件

【方法・効果があがった取組・履修・単位認定・進路指導の連携について】

学習については、個々の生徒が在籍校から課題をもらい、教育支援センターで学習し、学校に提出する形態をとっている所が多い。しかし、高等学校における学習支援は、学校の履修・単位認定には活用できていない。文部科学省の通達を受け、教育支援センターの取組が充実してきたことで、学校としての認識は変わりつつあるが、まだ、学校によって温度差はある。

学校復帰と社会的自立が、目標とはなっているが、教育支援センターにおいては、エネルギーが溜まっていない状態の生徒も多く、小集団でのコミュニケーションができ一人ひとりのモチベーションを上げていくことが、進路指導の第一歩である。生徒の状況も多様であり、学習の習得状況の個人差もある。各府県においては、小集団でも学習効果が上がり興味がわくような取組などの工夫がみられる。

【体験活動について：宿泊を伴う体験活動・宿泊を伴わない体験活動】

個々の生徒に机上での知識技術の習得だけではなく、小集団活動による体験の機会を各府県とも日々の活動の中で計画している。

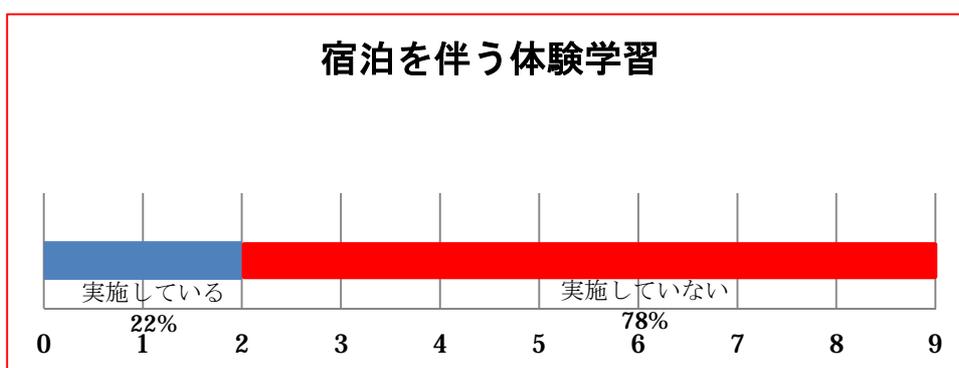
ここでは、「宿泊を伴わない体験活動」と「宿泊を伴う体験活動」とに分け質問している。「宿泊を伴う体験活動」の内容としては、夏季休業中のキャンプや飯盒炊さん、スキー合宿などがあげられている。

課題としては、体験内容によっても変わるが、入室の生徒が参加するかどうか分からない中で計画を立て、各生徒の個人の身体状態での当日欠席などで行けなくなる場合があること、事前から本人や保護者への綿密な打ち合わせなどが必要なことや予算が少なくなっているといったことがあり、実施している府県は 22%となっている。また実施する場合でも、野外体験施設が同市や近隣にない場合は実施しにくい状況である。

「宿泊を伴わない体験活動」は「社会見学」「遠足」「校外学習」などの室外活動や「調理実習」「栽培活動」「楽器演奏」「絵画・木工創作活動」「スポーツ」など室内又は、近くの施設を借りて行っている場合がある。様々な体験を経験させたいこともあり、「職場体験」「山林整備」「販売体験」「バーベキュー」「魚釣り」など社会との関わりを考えた多種多様な体験活動を行っている。

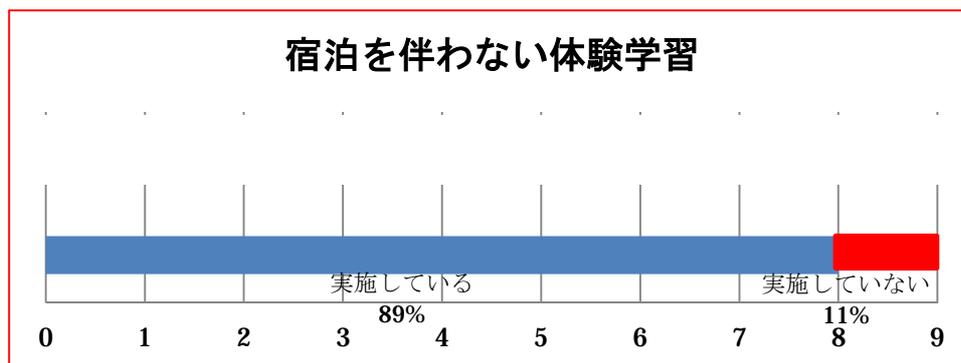
◇宿泊を伴う体験活動について

[都道府県：図 27]



◇宿泊を伴わない体験活動について

[都道府県：図 28]



体験活動を実施していないと答えている府県は「泊を伴う」は78%、「泊を伴わない」は11%であった。

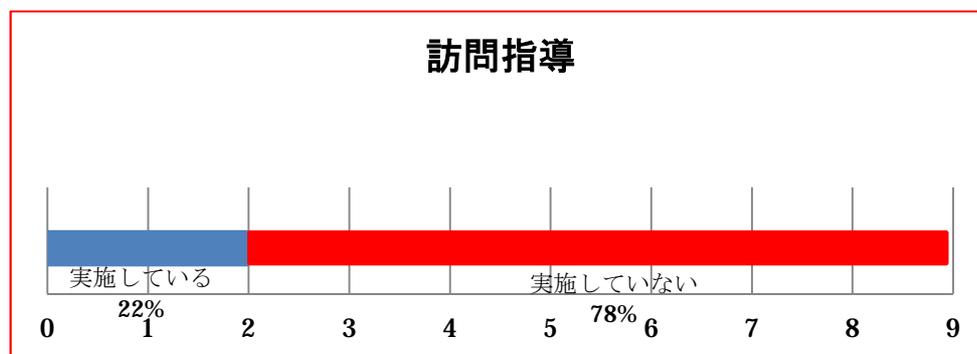
[都道府県：図 27、28]

【訪問指導について】

◇訪問指導の目的・内容・課題

訪問指導を行う府県は少ない。不登校で自宅から出ることができない児童生徒に対し、支援員が訪問しながら関わりを持っていくことは一定の効果があがっているようである。予算的には苦しいが家族以外の人と会わない生徒に対する施策として行っている府県もある。

[都道府県：図 29]



家からひきこもって出ない生徒へのアプローチを目的に訪問指導を22%（2府県）で実施している。心のエネルギーを上げていくこと、また生徒の心身の状態の把握やひきこもりの長期化防止を目標に行っている。

[都道府県：図 29]

【心理支援について】

◇内容・課題、臨床心理士等による面談・発達検査について

府立高等学校在籍の生徒を対象とする当室では、心的または情緒的な原因で不登校になっている生徒への対応として心理支援は必要であると考え、支援を行っている。

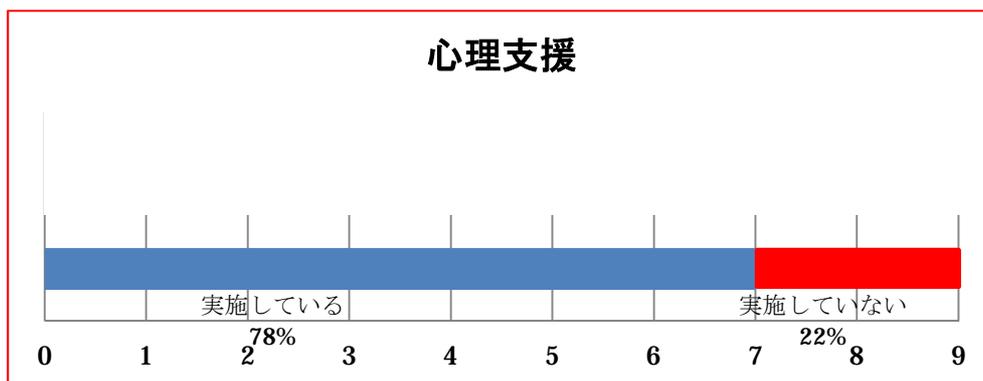
調査として、個々の府県における教育支援センターの要綱等を確認していないので、対象となる生徒の状況はわからないが、不登校の分類が「学校生活上の影響」「あそび・非行」

「無気力」「不安など情緒的混乱」「意図的拒否」「複合」のいずれかであるとすれば、心理的ケアを含んだ支援は必要ではないかと思われる。

心理的支援としては日常的な見守りや定期的なカウンセリングの実施が少ないことが課題である。

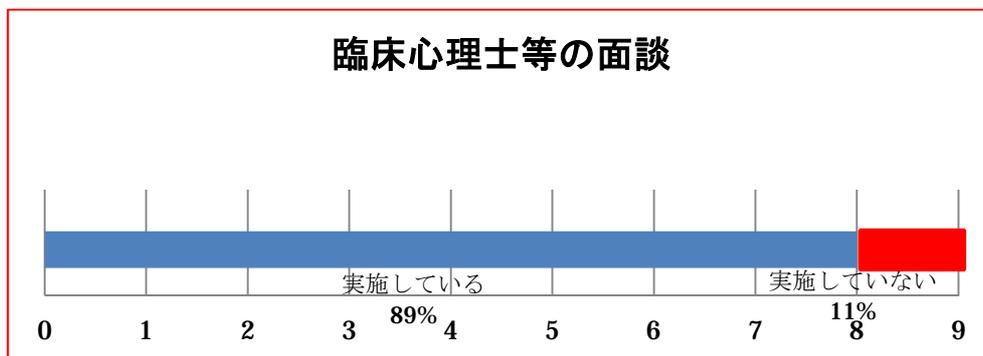
◇児童生徒に対する心理支援について

[都道府県：図 30]

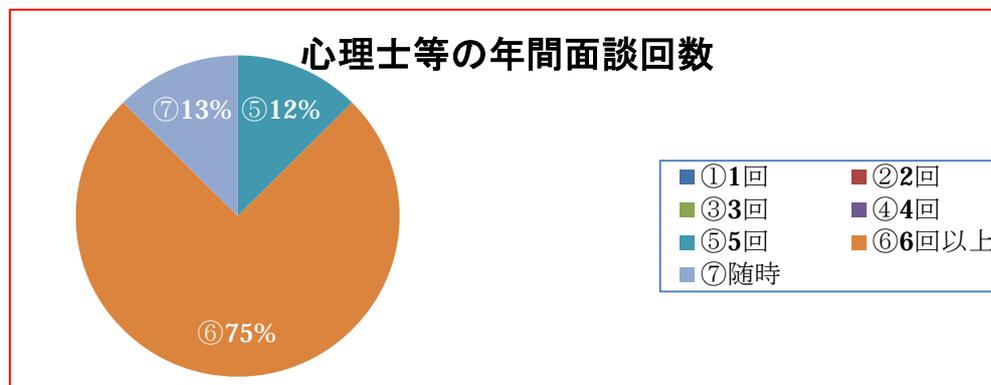


◇児童生徒に対して、臨床心理士等による面談及び発達検査の実施

[都道府県：図 31]



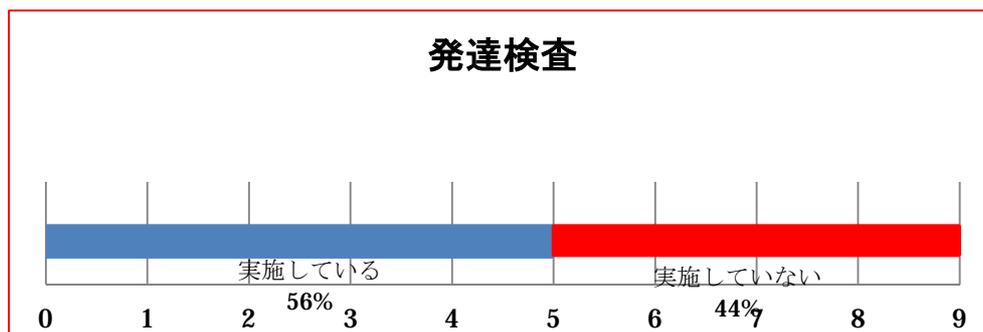
[都道府県：図 32]



実施していない1府県を除き、生徒に対し、臨床心理士等が年間6回以上（7～10回以上）面談を実施している府県は75%ある。

[都道府県：図 32]

[都道府県：図 33]



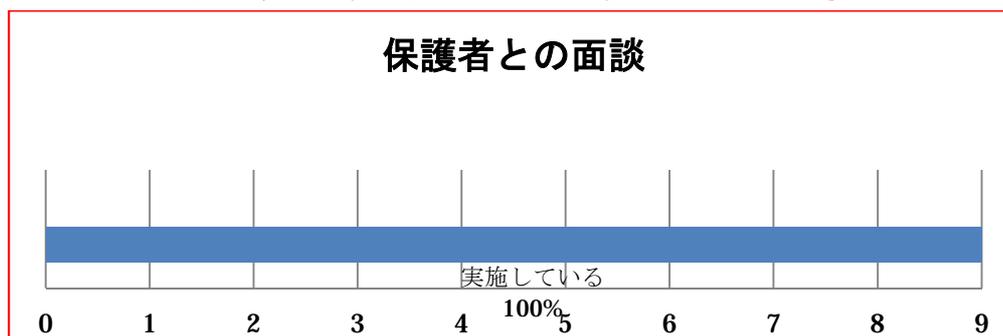
心理支援を実施していない府県が 22% (2 府県) ある。臨床心理士等による面談は 11% (1 府県) が実施していないと答えている。

[都道府県：図 33]

【保護者との面談内容・課題、保護者会の内容・課題について】

学校が把握している情報と家庭での情報からのアセスメントや今後の見通しを考えていくことなど、保護者との面談は生徒支援にとって重要である。保護者との面談は入室時及び支援中に生徒の状況の変化に合わせながら、進めていくことが望ましい。

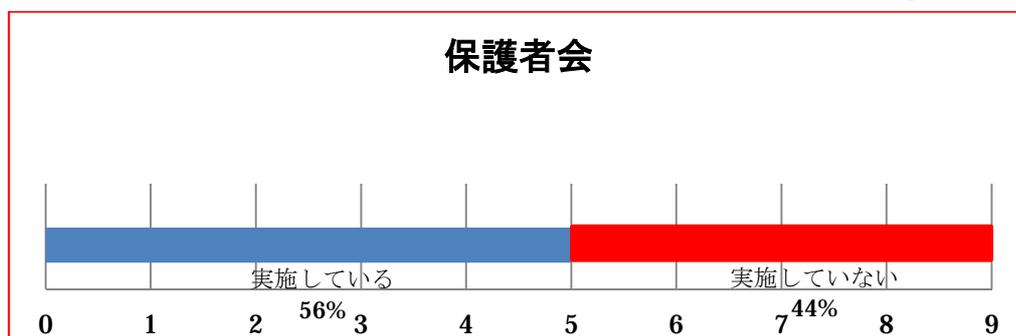
◇入室している児童生徒の保護者との面談及び保護者会について [都道府県：図 34]



保護者との面談は、100%の府県が実施している。

[都道府県：図 34]

[都道府県：図 35]



保護者会は、お互いの悩みを交流し寄り添い、元気になってもらおうとの趣旨から始められている。実施は 56%で、保護者が集まりづらい状況を勘案すると実施率は高いと言える。

[都道府県：図 35]

【学校との連絡会・学校関係者の活動参観について】

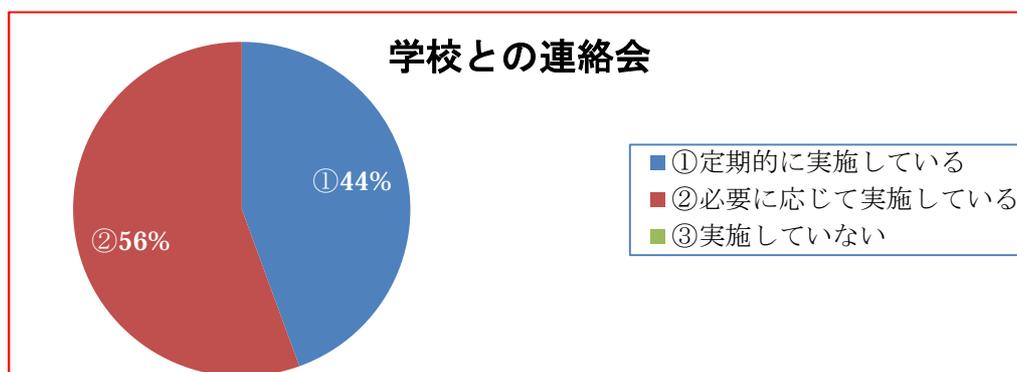
教育支援センターにおいては、生徒の在籍校と保護者とは連携して、活動を進めていくことが大切であると思われる。しかし、連絡の行き違いや対応に対する不信感から保護者が生徒の在籍校と関係が途切れ、在籍校での対応ではなく、別のところを探すということで、教育支援センターに来る生徒もいる。

在籍校との連携は、在室生徒の学校生活の様子全般について、また不登校となる経緯等を知っていること、生徒についての指導上の配慮等もわかっていることもあり、様々な機会を通じて連携を図ることが望ましい。

現状では全ての教育支援センターが定期的あるいは必要に応じて連絡会を持ち、連携をとっている。課題としては、教育支援センターからのアプローチがないと、うまく連携がとれない場合が多いこと、システムが構築されていても、運営する人によって変わってしまう場合もあることなどがあげられる。

◇学校との連絡会（ケース会議等）について

[都道府県：図 36]

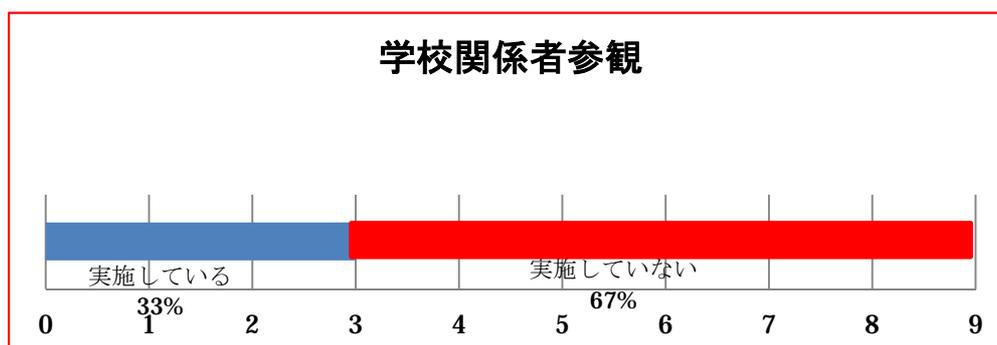


学校との連絡会を定期的又は、必要に応じて実施している施設は 100%である。

[都道府県：図 36]

◇学校関係者による活動参観について

[都道府県：図 37]



自由に行き来できるようにしているが、「参観の事例がない」と答えている施設などは、実施していないに含めた。また、行事等での在籍校職員への参観を要請している所もある。

[都道府県：図 37]

【生徒の様子を伝える方法について（本人・保護者・学校）】

一般的に、わかりにくい設問になっている。同様の内容でのフリースクールへの調査では、

「生徒の様子をなぜ生徒に伝えるの？」という質問がいくつか寄せられた。ここでは個々の生徒への、評価の返し方を問う設問として行っている。

生徒に対しては、活動報告書や個々の活動後の振り返りを行い進めるなど活動の中で目標に向けた成果指標をわかりやすく示している所がある。

保護者・学校に対しては、月例報告や懇談会又ケース会議などで連携を図る中で個々の生徒についての状況をていねいに伝えている所が多い。

◎本人

- ・通室時に「振り返りノート」を作成し、自分の活動を振り返るとともに他の生徒との共有を図る「振り返りの時間」を設定し、個々の生徒の良い面が出し合える機会をつくり、通室生徒どうしや、担当職員からの言葉がけで自尊感情を高めるようにしている。

(集約意見) ①活動記録・振り返り 2件
②活動予定の周知・教室通信 4件

◎保護者

- ・月例報告書や保護者会の活動の様子のスライドなどで生徒の様子を伝えている。
- ・通知表を作成し、学期の終わりに保護者に活動の様子を伝えている。
- ・通信の発行や日々の連絡などを徹底させている。

(集約意見) ①お便り・教室通信・ブログ 7件 ②送迎時 2件
③懇談・保護者会 2件

◎学校

- ・月例報告書や日々の連絡により出席・活動状況を知らせている。(担任等に確認していただいている。)

(集約意見) ①活動状況報告書等 5件 ②その他(各月末電話連絡) 2件

【教育支援センターとしての目標・力をいれていること】

教育支援センターは「学校復帰」・「社会的自立」・「居場所の提供」がほとんどの府県で目標とされている。心の安定や自信を持たせること、集団活動などによりコミュニケーション力を養うことで、学校復帰をめざしつつ、自尊感情が低くなっている生徒にそれを高める活動を行う場所となっている。不登校など生徒及び保護者が抱えている課題について把握するとともに、課題解決のためのグループ活動により心の安定やエネルギーを高めることに力を入れている。

目標を将来の社会的自立としている所がほとんどである。また、具体的な目標として、「学校復帰」をあげている。

◇適応指導教室として目標とされていることについて

(集約意見) ①学校復帰 4件
②その他(社会的自立) 4件

◇目標達成のために力を入れていること

(集約意見) ①体験活動・ワーク・人との交流 4件
②子どもの理解 3件
③その他(自尊感情を養う) 4件

【運営上の課題について】

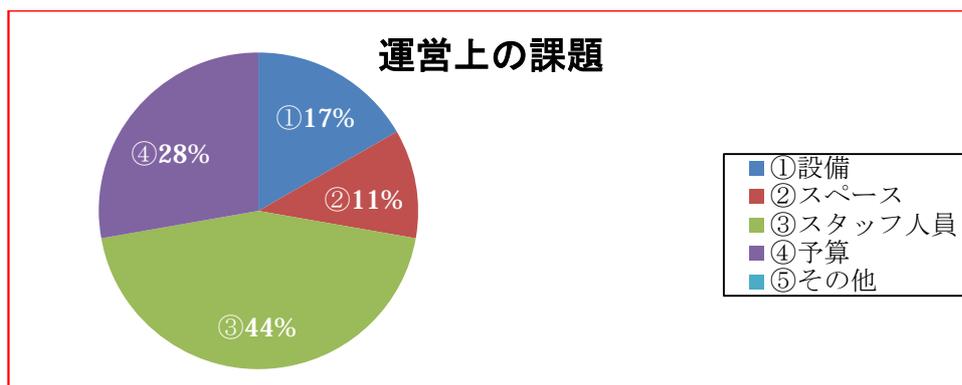
◇改善が必要な点及び今後の課題

改善が必要と思われる点としては、「スタッフ人員」が8施設あり、指導主事・臨床心理士等の体制の充実を望む意見や事業展開をする上で退職教職員、学生等のスタッフが不足していることの回答が多い。

◇今後の課題

全体を通しての課題では、高校生への支援としてどの施設も日が浅いこともあり、体制整備の必要性を訴える声が多い

[都道府県：図 38]



スタッフ人員の不足 44%、教室の設備・スペースと予算をあげているのがそれぞれ 28% ずつである。

[都道府県：図 38]

【追跡調査について】

府県の教育支援センターとして、退室後の生徒の状況を調べる調査は行われていない。

[3 (2) 調査]

【「教育支援センター(適応指導教室)における学生ボランティアの活動に関する調査」集約結果】
《都道府県》

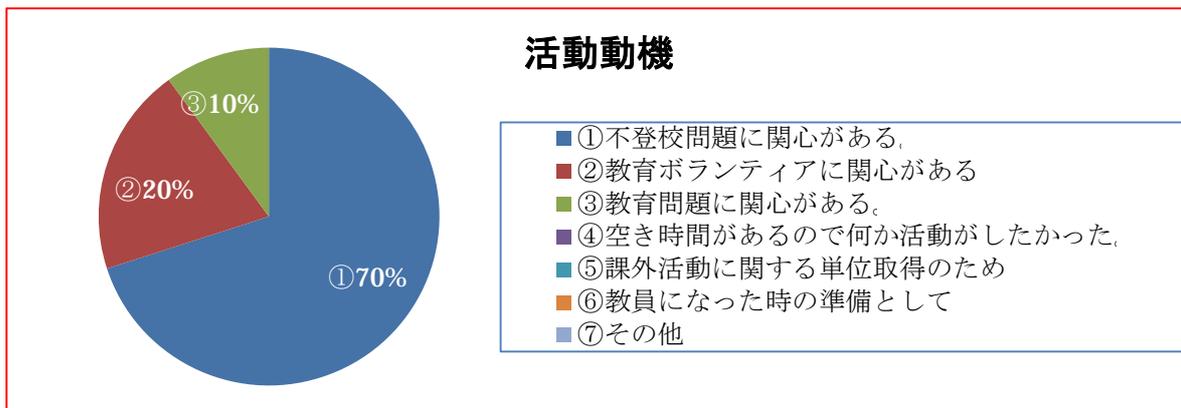
学生ボランティアにアンケートを行い、集約したものを都道府県から送付いただくように依頼していたが、1 県 1 教室（県内 7 施設）と当室以外は空白で未回答であった。調査をした 4～6 月段階では、学生にアンケートを取れなかった状況もあったという回答がある。

この調査については、学生にアンケートをとれる時期に送付する配慮が必要であった。

【アンケート集約結果】

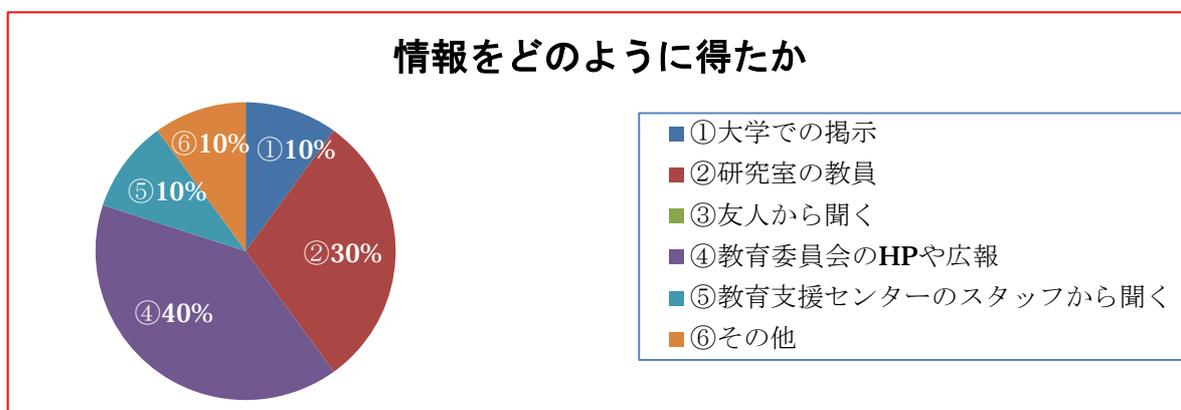
◇活動動機について

[都道府県：図 39]



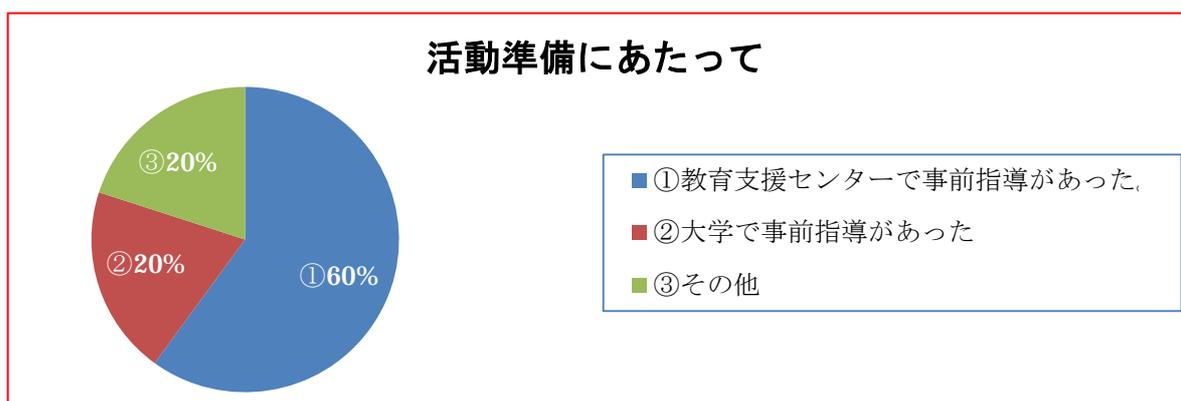
◇情報・広報について

[都道府県：図 40]



◇活動準備について

[都道府県：図 41]



◇事前指導の満足度について

[都道府県：図 42]



◇事前指導の満足度に対する理由（集約意見から）

- ①注意しなければならない点を教えていただいた 3件
- ②具体的な生徒状況を知ることができた 2件
- ③支援する内容を教えていただいた 2件

◇活動の指導

活動の指導については、教育支援センター、大学・大学院がそれぞれ 50%と回答

◇活動の満足度

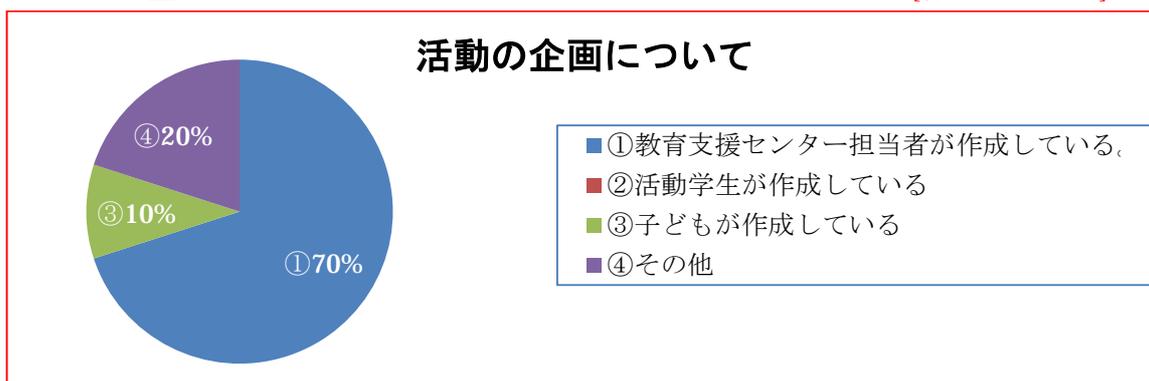
1名満足していない以外は、満足と回答

◇活動の満足度の理由

- ①ミーティングができていないこと 4件
- ②自由に声掛けできる環境など 1件
- ③現場でしか学べないことを学べること 1件
- ④その他 2件 （・指導していた方の話が聞けたこと ・指導がなかったこと）

◇活動内容の企画について

[都道府県：図 43]



◇よかった企画について

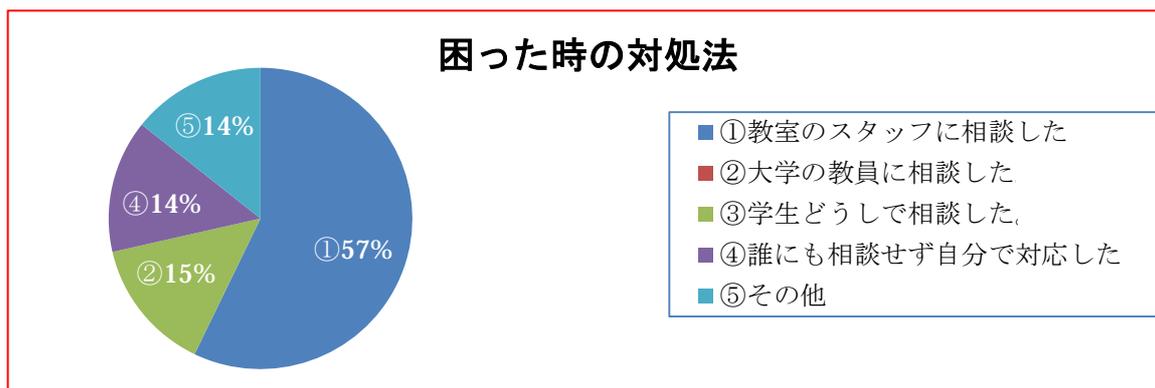
- ①スポーツや食事を共にするような活動 2件
- ②生徒が話し合い企画する取組（夏祭りなど） 2件
- ③心理ワークへの参加 2件
- ④職業体験など進路を考える取組 1件

◇困った経験

- ①支援すべきことが判断できないこと 4件
- ②コミュニケーションが取りにくい生徒がいる 1件

◇困った経験の対処法

[都道府県：図 44]



◇関わってよかったこと

- ① 生徒の変化に立ち会えたこと 4 件
- ② 不登校の実態を知ることができたこと 3 件
- ③ その他 1 件 （・専攻の違う年齢の学生と知り合いになったこと）

◇検討すべき課題

- ① 支援者に関すること 2 件
- ② 支援方法に関すること 2 件
- ③ その他 2 件 （・施設面 ・施設に通えなくなった生徒の支援）

【都道府県（高等学校）調査まとめ】

都道府県の教育支援センターは、高校生を主たる対象としているが、設置しているのは 47 都道府県のうち 9 府県（15 施設）であった（注 1）。9 府県すべてから回答を得たが、アンケート結果からは、限られた人員、予算で工夫しながら運営している実態が浮かび上がってきた。例えばスタッフとして学生ボランティアを活用しているところも多く、生徒との年齢の近さもあって、関係づくりや学習支援、心理的支援の面で効果を発揮している。しかし一方で、一定の人数が一定の日数で安定的に確保されるわけではなく、また、意識や能力にも差があるため、学生ボランティアの指導あるいはケアの面で苦勞している様子もうかがえる。他に臨床心理士、教員退職者などの人材も活用されているが、雇用形態としては非常勤雇用が多い。指導主事や教員は常勤雇用であるが、異動が多いことを考えると、教育支援センターの継続的な運営を実質的に担っているのは非常勤雇用のスタッフであるという面があり、さらなる予算的措置が望まれるところである。

生徒への支援では、学校復帰や社会的自立を目標とし、学習支援だけでなく、自尊感情やコミュニケーション能力を高めるための体験活動も取り入れられている。宿泊を伴うキャンプやスキー合宿などから、宿泊を伴わない社会見学、遠足、調理実習、スポーツなどの活動まで、多彩な内容が実施されており、職場体験や販売体験など、社会との接点をもたせる工夫もされている。総じて、学校復帰や社会的自立という目標に向けて、教育支援センターがまず生徒の居場所となり、様々な体験を通して生徒の心のエネルギーを高めていくことをめざしている。アンケートの自由記述欄では、取組の結果、生徒が見違えるほど元気を取り戻し、大学進学など自ら望む進路を実現していった事例も挙げられていた。

また、生徒への支援として、訪問指導を行っているところが2府県あった（注2）。いわゆるアウトリーチ型の支援の必要性が議論されている昨今、教育支援センターからスタッフが家庭に出向いて支援の手を差し伸べる活動として、注目に値する。現在、教育支援センターが設置されていても認知度が低いと活用されないという問題があり、パンフレットの配布などの広報や、施設見学会の企画などの工夫が必要とされている。それでも生徒自身が来所、通室しなければ支援できないという現状がある中、訪問指導は家庭に出向くことで、支援を求める生徒が教育支援センターを活用できる機会を広げているといえる。人員や予算の制約が厳しいところが多く、また支援の対象地域が広い都道府県の教育支援センターにおいて、積極的な取組として評価できる。

どの教育支援センターも課題として挙げていたのが、生徒の在籍校や家庭との連携である。特に在籍校には、通室の期間に取り組む学習課題の設定や、単位認定の要件の決定など、教育支援センターと連絡を密に取りながら決めてもらうべき事柄が山積している。しかし実情は、学校ごと、あるいは担任ごとに温度差がある。背景には、在籍生徒の通室が「ゴール」となってしまう面や、教員の多忙化の問題などが考えられるが、教育支援センターがかかげる生徒の学校復帰や社会的自立という本来の目的（ゴール）は在籍校とも共有できるものである。今後、都道府県の教育支援センターの活動がさらに有意義なものになるためには、教育支援センターの存在やその活動内容の認知度をいっそう高めるとともに、支援を求める生徒の在籍校、そして家庭も含めた三者が連携を深めていける体制づくりが求められている。

（注1）9府県（15施設）石川県（金沢、穴水、能登、加賀、小松、七尾、羽咋）、愛媛県、大分県、
大阪府、沖縄県、佐賀県、岐阜県、鳥取県、長崎県 （注2）佐賀県、鳥取県

[3（1）調査]

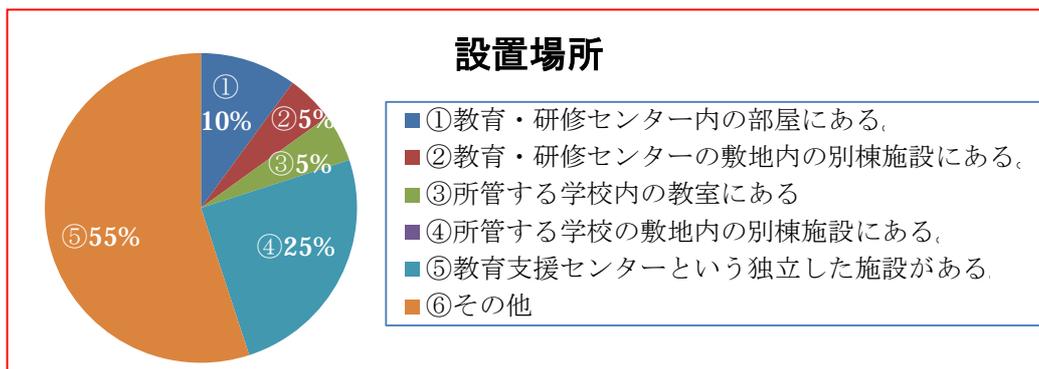
②政令指定都市教育委員会

教育支援センター教室の設置場所等

【現在設置されている場所】

教育支援センターの設置場所は、市によって様々な状況があるが、多くは市域の中で平均3～4か所設置されている。所管する教育相談を行う機関の側に設置されている所もあるが、数か所設置する必要があることから、昨今は社会教育・福祉施設や閉じた幼稚園等の施設から転用していると答えている市もある。また、所管内での通室の利便性やめざす目標に合わせた施設（サテライト等）もあることがわかった。

[政令指定都市：図1]



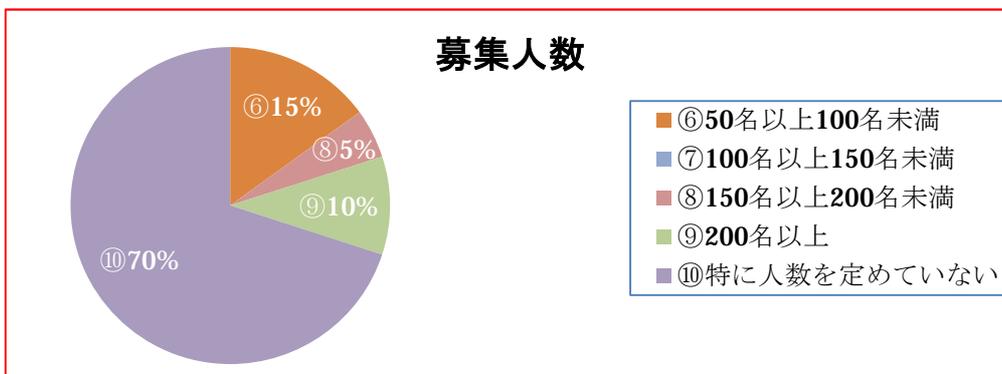
「設置場所」は、「教育・研修センター内及び同敷地内別棟」が45%である。「所管する学校内」及び、「その別棟設置」は5%（1市）で「その他」は、幼稚園や小学校等の廃園後の施設や市役所、社会教育施設を複数の部局が使用する施設での設置を想定して設けたが、回答はなく、⑤の単独施設が55%で最も多い結果となった。

[政令指定都市：図1]

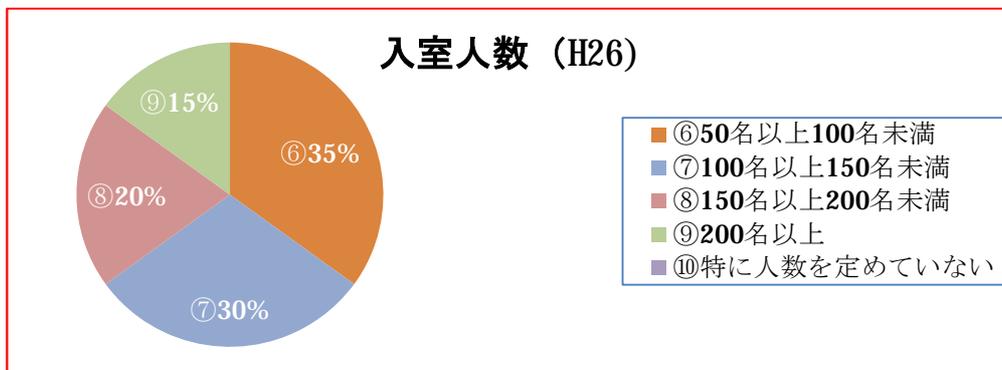
【募集人数・入室生徒数】

「募集人数」は、全体の7割の市が人数を設定していない。前年度の通室生徒数もほとんどの施設で変わらないこともあり、施設として対応児童生徒数が一定であるようである。市として小中学校での対応と教育支援センターで対応すべき不登校児童生徒の住み分けができているのではないと思われる。市によって在籍児童生徒数は異なるが約25名～320名の児童生徒が教育支援センターに入室している。

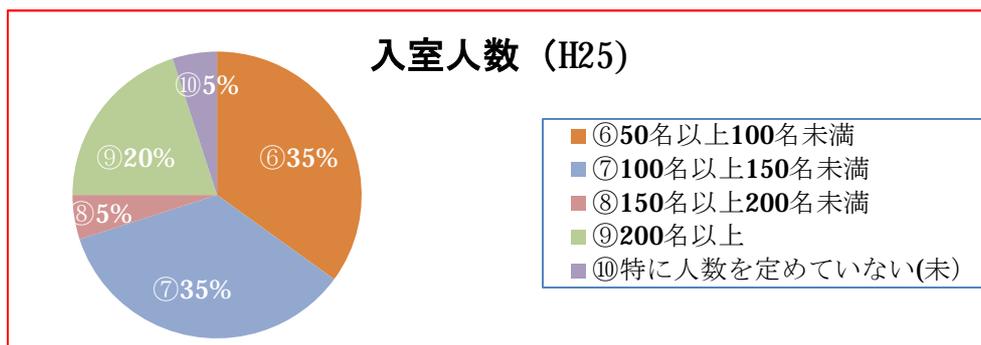
[政令指定都市：図2]



[政令指定都市：図3]



[政令指定都市：図4]



「募集人数」については76%の市が定めていない。対応児童生徒数が少ない市が多いが、少ない市でも受入教室の関係で、募集人数を定めている市もある。

「入室生徒数」は、同じ市でみると2年間はほぼ同数の児童生徒数が入室している状況がみられる。募集人数を出していないので、施設の受入人数の定数は決まっていなくても、受入可能な人数で推移していることがわかる。

[政令指定都市：図2、図3、図4]

【スタッフの分類及び名称】

スタッフの名称については教育支援センターにおける呼称で回答いただいている場合が多い。業務としての位置付けからの呼称が一般的だろう。指導主事の「教育相談室長」や教員退職者の「室長」「専門相談員」等、学生では「すこやか・メンタルフレンド」など、その施設独自の名称もある。不登校ひきこもり事業等を行うNPO団体が事業受託しているところもあり、独自の名称もある。

[政令指定都市：図5]

①指導主事	指導主事等	教育相談室長					
②臨床心理士	相談員 カウンセラー	不登校対策 相談指導員	セラピスト	青少年教育 カウンセラー	支援センター カウンセラー	心理指導員	
③教員	専任教諭	室長					
④教員退職者	相談員	専門主事	講師	主任指導員	指導員	不登校対策 相談指導員	支援員
	教育相談員	カウンセラー	室長	室長代理	指導主事	担当長	チーフ相談員
⑤学生	すこやかF	メンタルF	Fユース				
⑥地域人材	ボランティア						(※Fはフレンドの略)
⑦その他	相談員	指導補助員	ボランティア	指導員	専任教諭	教育相談教室 相談員	事業責任者
	専任指導員						

教員、教員退職者の方が室長をされている所もある。その他では、教育支援センターをNPO団体が運営している所もあり、受託団体が心理士等や教員免許を所持している方を雇用している場合もある。

[政令指定都市：図5]

【スタッフの人数・活動日・雇用形態・活動内容】

「スタッフ」は、指導主事、教員、教員退職者を中心に運営を行い、臨床心理士等でインテーク、定期面談等の心理支援を行っているのが一般的だが、指導主事がない市もある。指導主事は担当者として教育支援センターの状況を把握しているが、実際に活動には入っていない場合がある。臨床心理士は日常的な活動での関わりはなく、カウンセリングなどに携わるだけの所もあるようである。

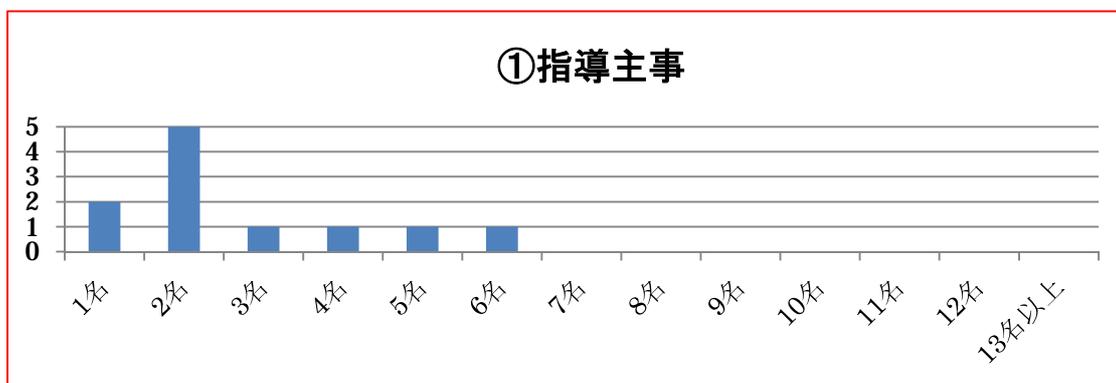
「雇用形態」は、指導主事、教員は常勤雇用であり、臨床心理士、教員退職者、地域人材、その他の人材は非常勤雇用が多い。市の状況が異なるため、臨床心理士や教員退職者が常勤雇用である市もある。

「活動内容」については、指導主事は入室相談や適応支援を行うためのミーティング等、臨床心理士はカウンセリングや心理面での個別援助等、教員・教員退職者は学習支援を含め全般業務への関わり等、学生・地域人材・その他の方々に学習、訪問指導、体験活動をはじめ支援センターの児童生徒への関わり等役割分担を行っている。

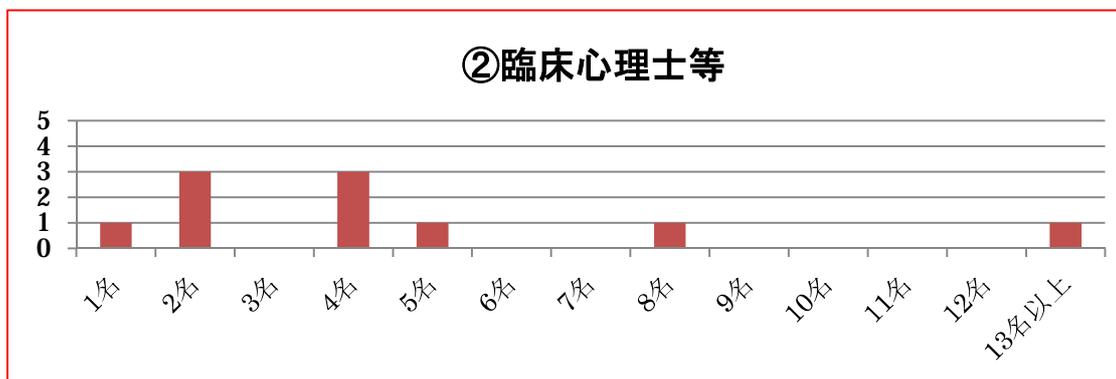
(スタッフの人数)

(縦軸：市の数 横軸：人数)

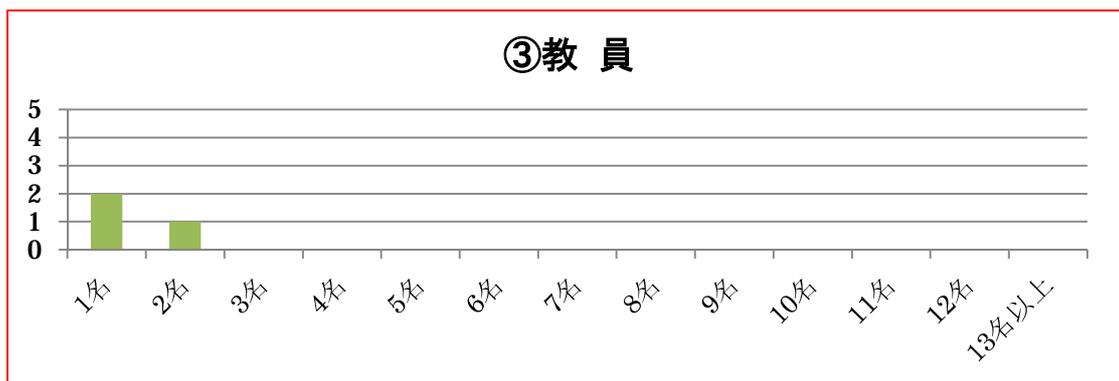
[政令指定都市：図6]



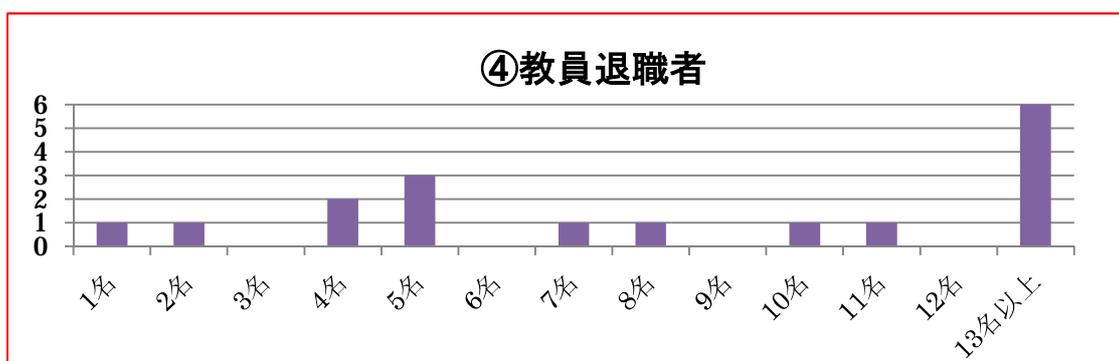
[政令指定都市：図7]



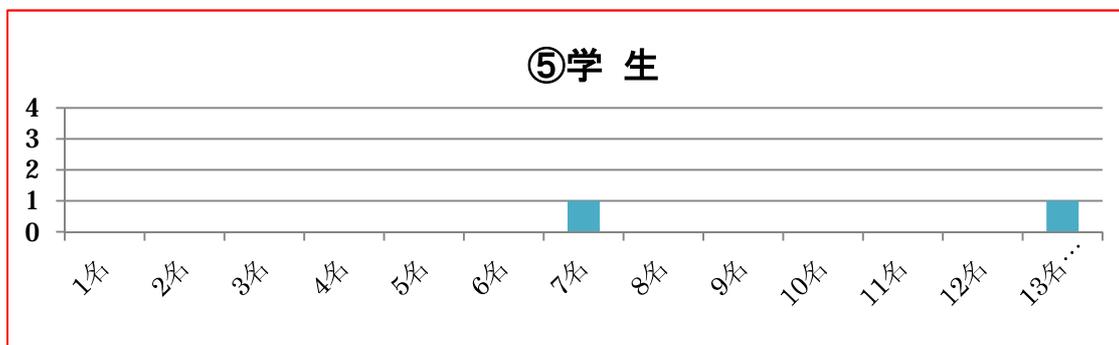
[政令指定都市：図 8]



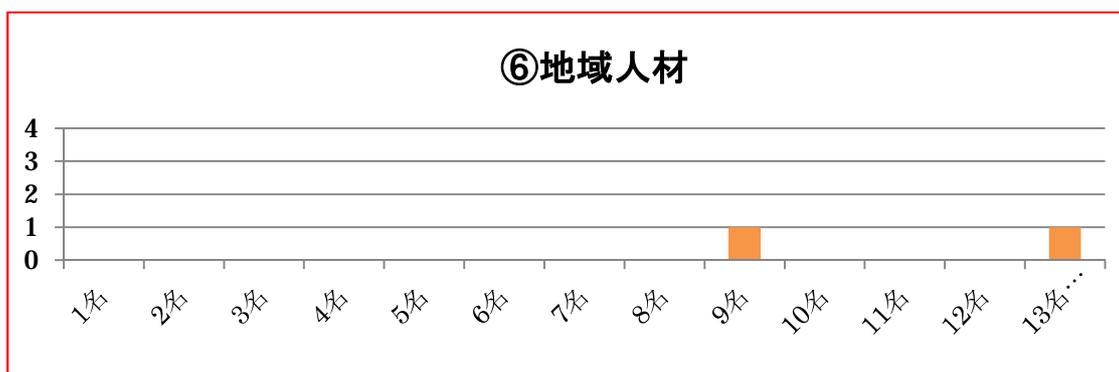
[政令指定都市：図 9]



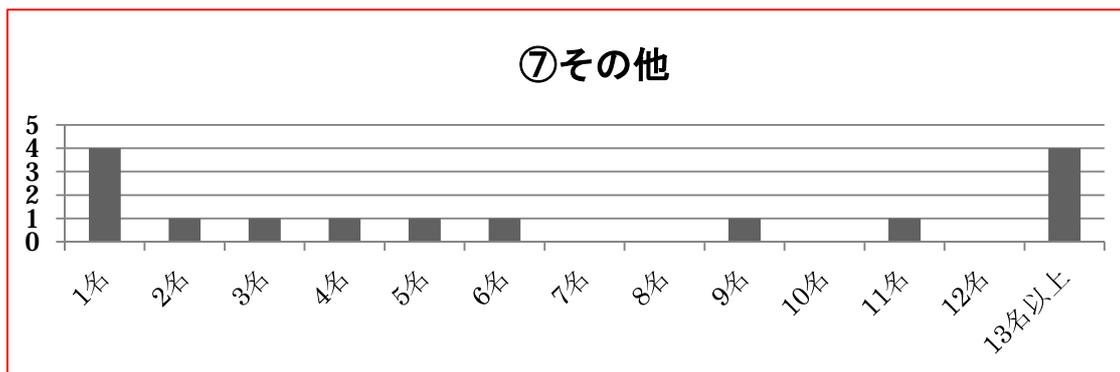
[政令指定都市：図 10]



[政令指定都市：図 11]



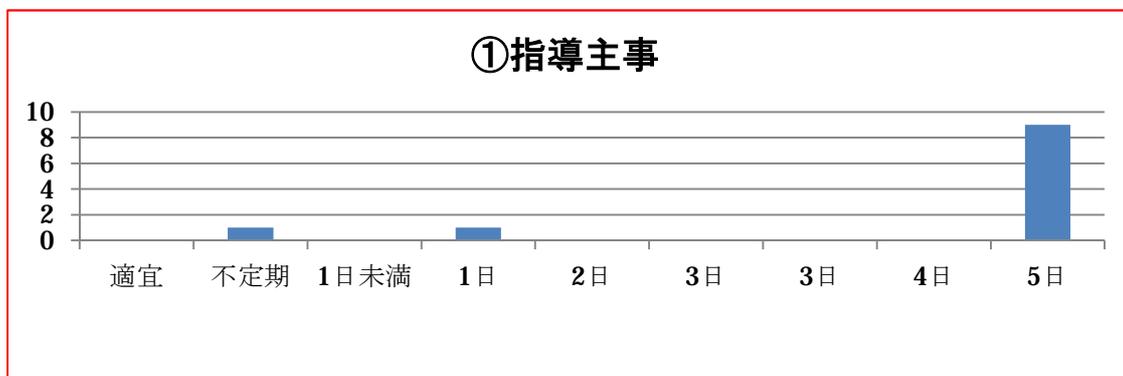
[政令指定都市：図 12]



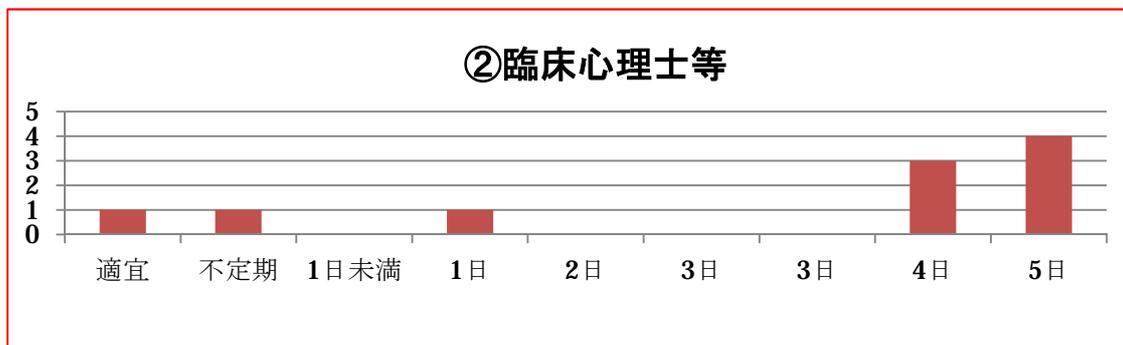
(スタッフの活動日)

(縦軸：市の数 横軸：日数)

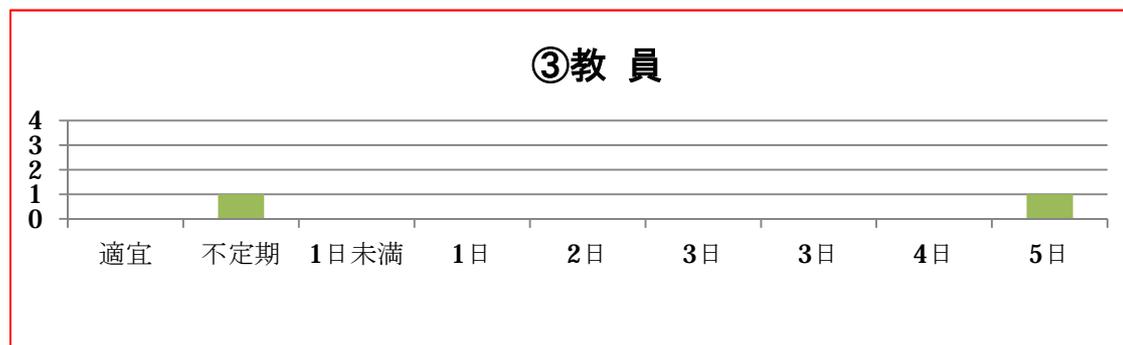
[政令指定都市：図 13]



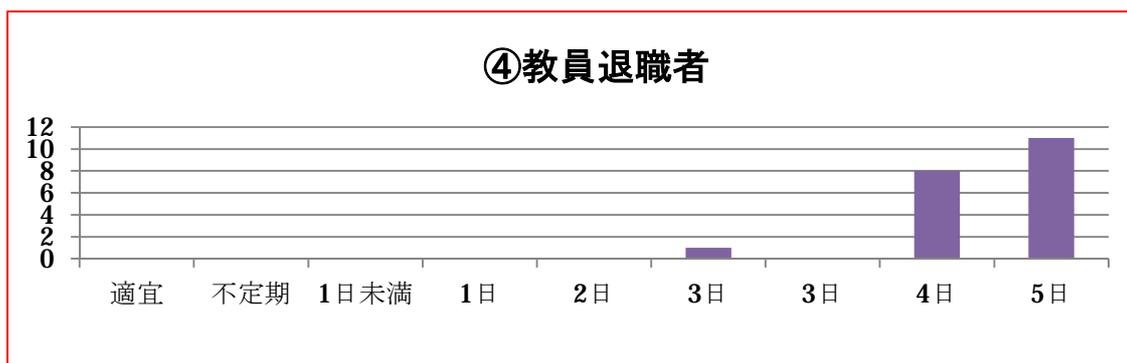
[政令指定都市：図 14]



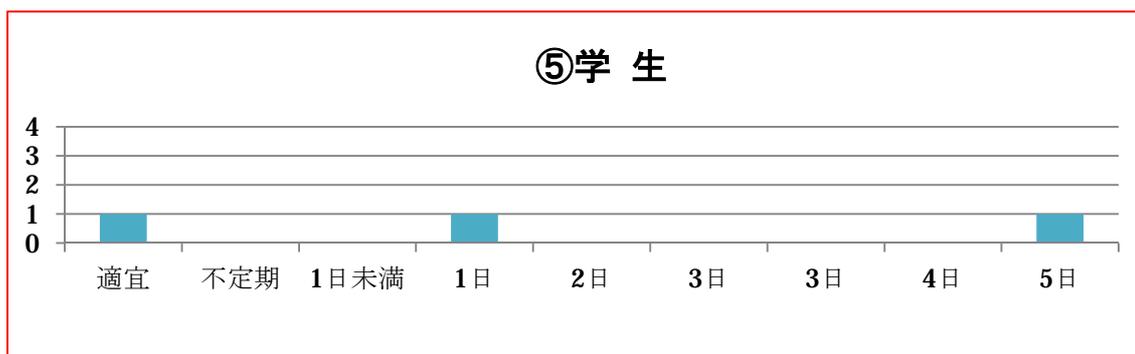
[政令指定都市：図 15]



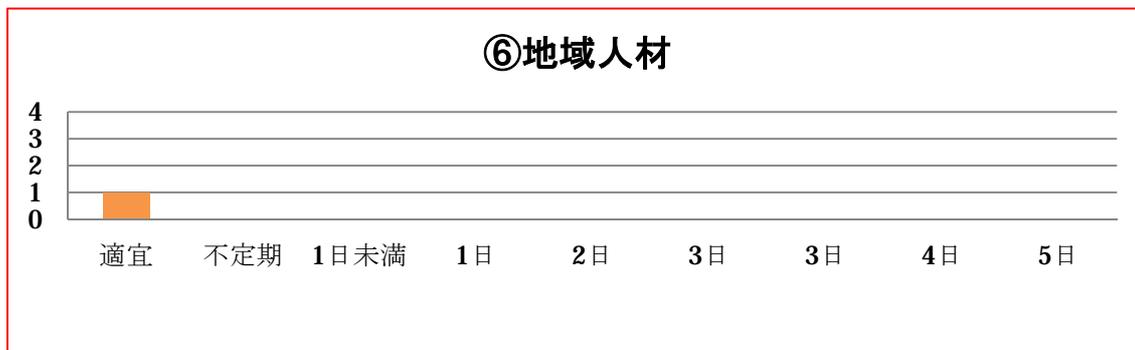
[政令指定都市：図 16]



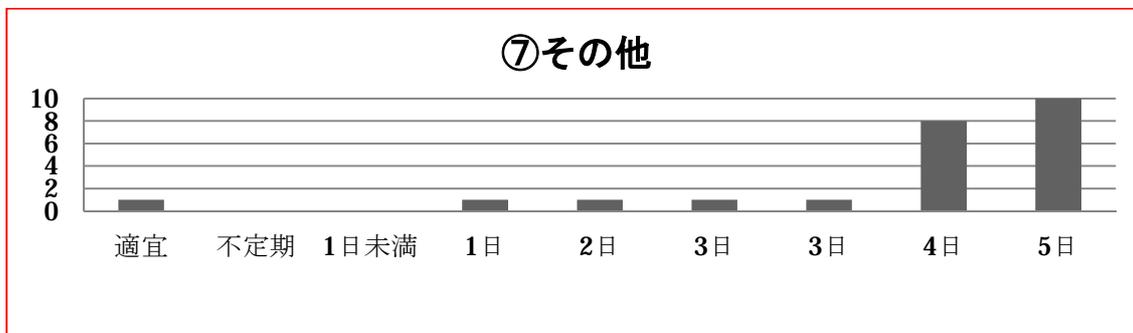
[政令指定都市：図 17]



[政令指定都市：図 18]

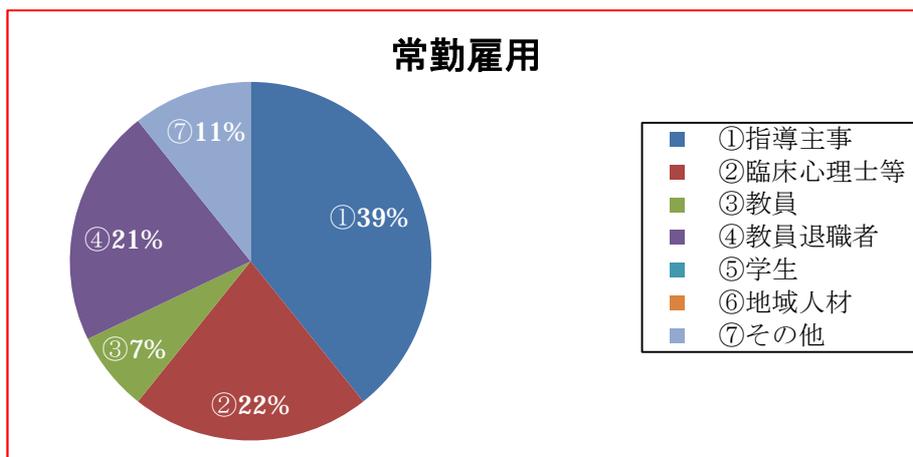


[政令指定都市：図 19]

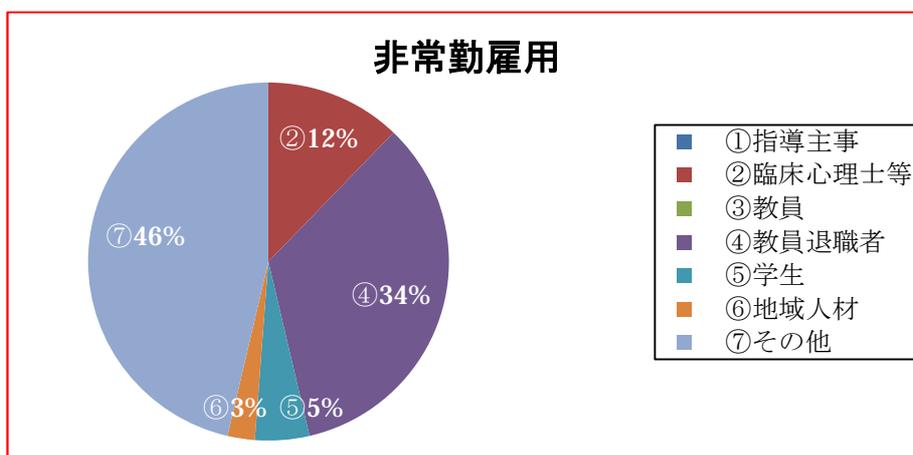


(スタッフの雇用状況)

[政令指定都市：図 20]

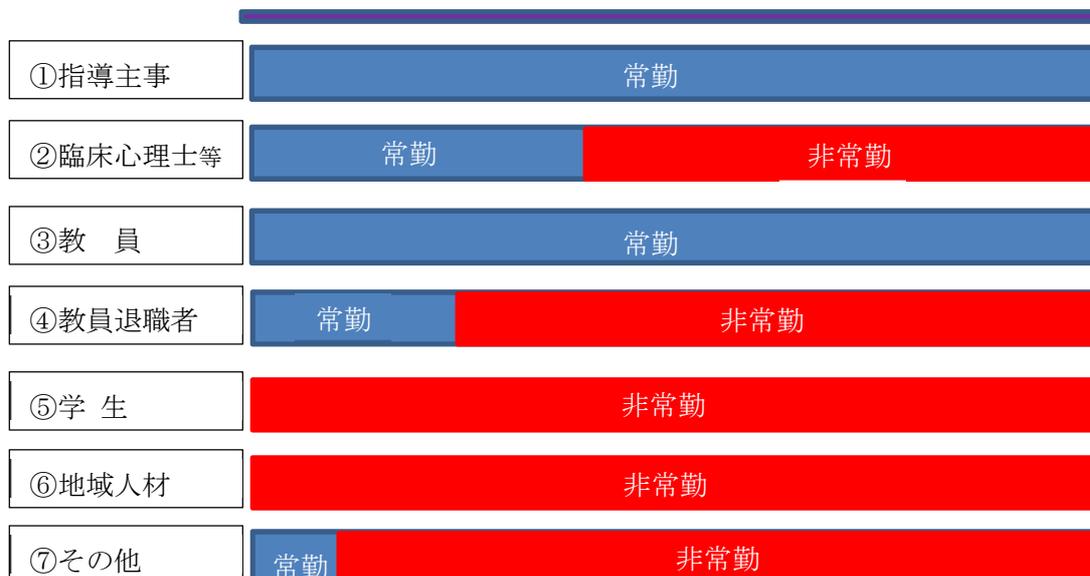


[政令指定都市：図 21]



[政令指定都市：図 22]

常勤・非常勤雇用の割合

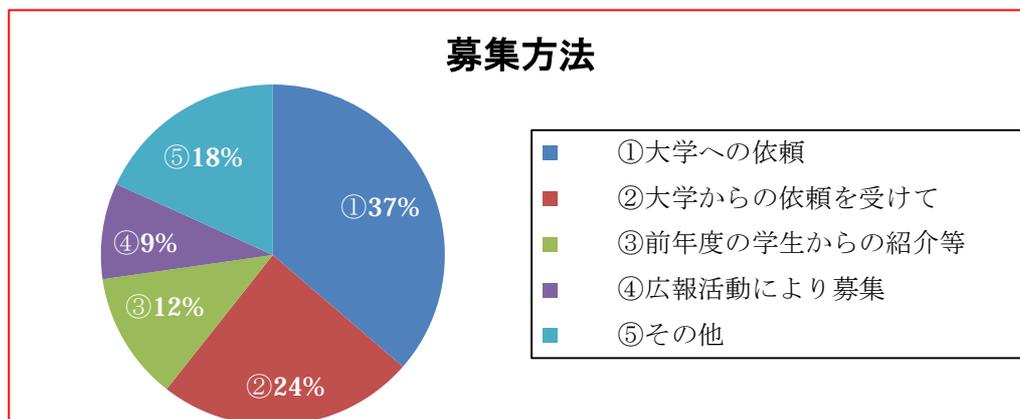


【学生ボランティアの募集方法、実習前指導、指導・援助について】

◇募集方法について

一般的には、大学へ依頼し学生を募集するが多いが、近年は大学の地域貢献の動きもあり、心理系の大学院等の連携実習で教育支援センターに入っていることもある。また、教員をめざす学生など教員養成塾の学生に声をかける場合も増えている。

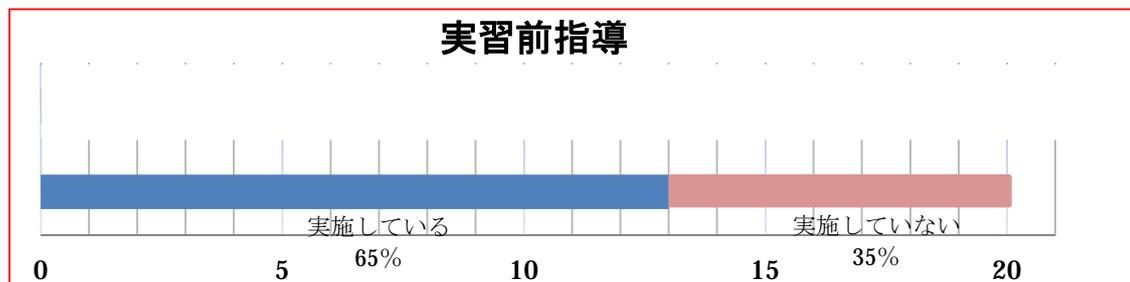
[政令指定都市：図 23]



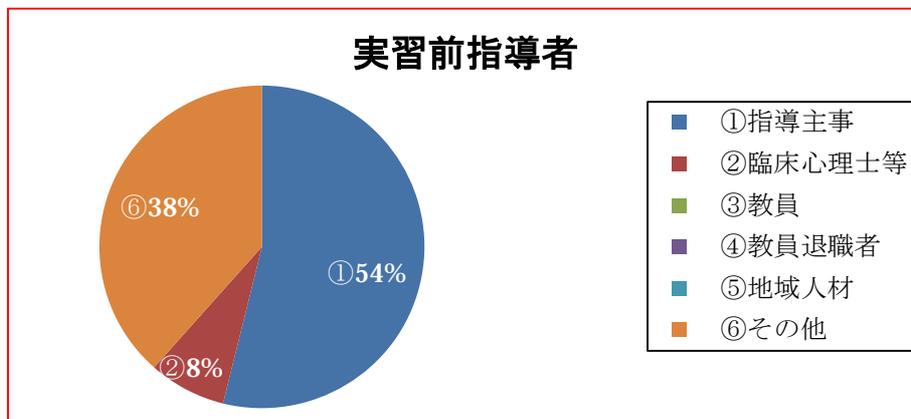
◇実習前指導について

学生が教育支援センターで児童生徒を支援する時には、実習前指導を必ず行う必要がある。心理系、教員養成系等の学生においても守秘義務、生徒のセンシティブな情報を扱っている意識を持たせることは重要である。実習前指導を実施していないところは前年度からの引き継ぎであるためと思われる。担当である指導主事等も個別様々な情報を取り扱うこともあり、守秘義務を再認識することが大切である。

[政令指定都市：図 24]



[政令指定都市：図 25]



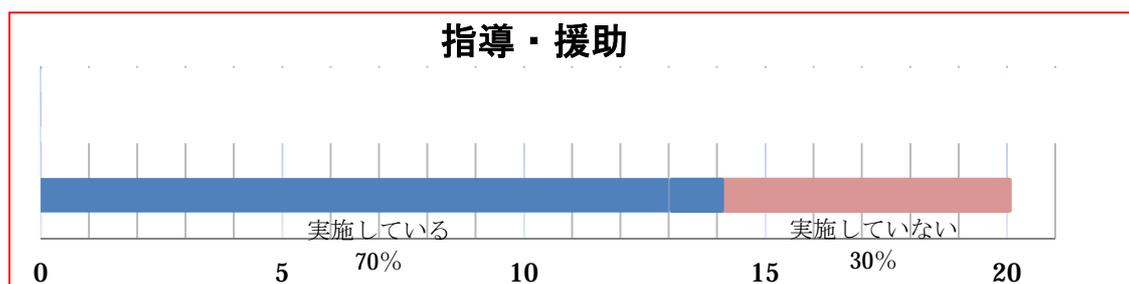
「実習前指導者」については、62%の市で指導主事、臨床心理士等が行っている。恒常的に関わっている指導者がほとんどである。⑥その他は、指導主事・臨床心理士等・教員や複数の指導者での対応を行う市や通所事業受託団体に任せているなどの回答があった。

[政令指定都市：図 25]

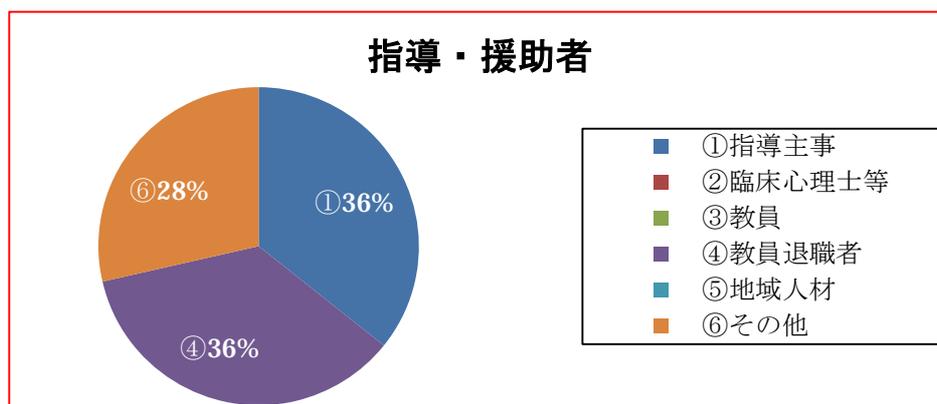
◇指導・援助について

学生への指導・援助については、毎日の情報共有と個々の児童生徒の状況を把握することを臨床心理士等・教員など複数の支援により行っている。精神的に困難な状況にある児童生徒に関わる際には、学生ボランティアに対する援助のためにスーパーバイザーをつけている市もある。

[政令指定都市：図 26]



[政令指定都市：図 27]



◎指導・援助内容（集約意見から）

- ①子どもの理解、子どもへの対応 7件
- ②反省会・活動報告書・相談受付 5件
- ③その他（事業説明） 1件

【学生ボランティアの活用効果及び工夫した取組】

学生ボランティア活用の効果としては、学生がいることで児童生徒が落ち着き自分の気持ちを話すことができるという意見がいくつかの市から出ている。児童生徒との関係が教職員や保護者とは違い、年齢も近いことから、穏やかに関わってもらえることが利点として働いている。

◎活用効果及び工夫した取組（集約意見から）

- ①年齢が近く、親しみやすい 9件
- ②活動の補助として有効 5件
- ③その他 4件
- ・人と関わることへの抵抗感を和らげる効果があった。（他 3件）

【学生ボランティアの活用の課題】

活用の課題としては、単年度活動であるため継続指導が困難であったり、大学においては様々な分野でのインターンシップ制度が充実され、学生の側の選択肢の拡大による人材確保が難しくなっている現状がある。

◎活用の課題（集約意見から）

①安定した人数確保が難しい。 13件 ②資質・力量 3件

③その他 4件

（・毎日の活動が難しく、通室している児童生徒との関係づくりに課題がある。（他3件））

【学習支援の方法について】

学習については、個々の児童生徒が在籍校から課題をもらい、教育支援センターで学習し、学校に提出する形態をとっている所が多い。学習に対するモチベーションが低い児童生徒もおり、興味を持たせる工夫をそれぞれの施設では考えている。小中学校における学習は今後の学習の基盤となるため、個別の学習支援を行っている所も多い。

◎学習支援の方法についての学習効果が上がった取組例（集約意見から）

①個別指導 8件 ②自学・自習 6件 ③在籍校等と連携 3件

④読書・英単語 2件

⑤興味・関心に応じて 2件 ⑥学習支援はしていない 2件

⑦その他 1件（学生ボランティアは体験活動中心の教室で活用している。）

◎学校との学習活動等についての課題共有について（集約意見から）

①課題・教科書・定期考査 7件 ②定期的な面談・連絡会 3件

③電話・WEB・学習記録等 6件 ④特には行っていない 6件

◇在籍校と進路指導についての連携

進路指導は、個々の児童生徒に基礎学力をつけ、高等学校へ進学をめざすことが目標とはなっているが、教育支援センターにおいては心のエネルギーが溜まっていない状態の児童生徒も多く、小集団でのコミュニケーションを持ち、学習等の意欲を上げていくことが、進路指導の第一段階である。

各市児童生徒の状況も多様であり、学習の習得状況の個人差もある。小集団でも学習効果が上がり興味がわくような取組の工夫がみられる。

◎在籍校と進路指導についての連携例（成功例や課題）（集約意見から）

①在籍校が主導 11件 ②学校が来室 6件 ③適指が学校訪問 2件

④その他 6件

（在籍校との支援検討会を行い、進路についての情報を共有している。（他5件））

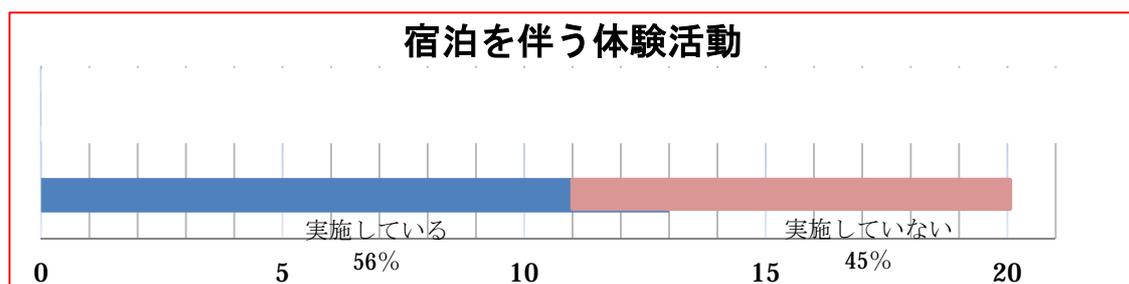
【体験活動について】

児童生徒に生活を行う上での知識やスキルを身に付けるため、個々の児童生徒の机上の学習だけではなく小集団活動による体験の機会を各市とも日々の活動の中で計画している。ここでは、「宿泊を伴う体験活動」と「宿泊を伴わない体験活動」とに分けて質問している。

◇宿泊を伴う体験活動について

宿泊を伴う体験活動の内容としては、夏季休業中の自市の野外活動センターを使ったキャンプや飯盒炊さん、青少年自然の家を利用したスキー合宿などがあげられている。体験内容によっても変わるが、課題としては、入室の児童生徒が参加するかどうか分からない中で計画を立て、各児童生徒の個人的状態での当日欠席などで行けなくなる場合、事前から本人や保護者への綿密な打ち合わせなどが必要なこと、予算が少なくなっているといったことがあるが、約 6 割の市は実施している。野外体験施設が同市や近隣にない場合は実施しにくい状況である。

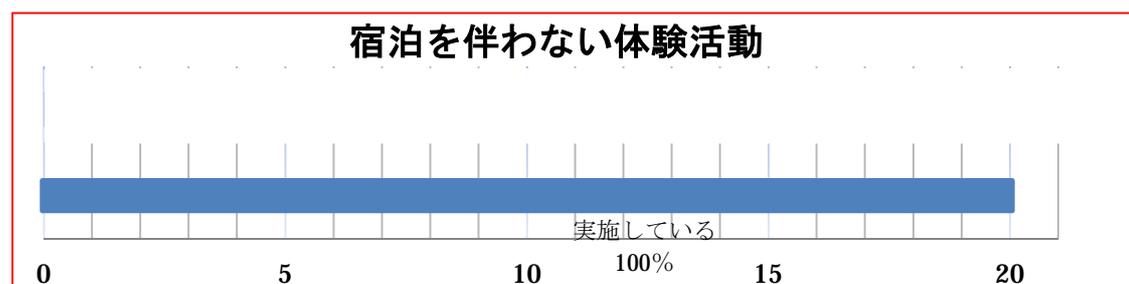
[政令指定都市：図 28]



◇宿泊を伴わない体験活動について

宿泊を伴わない体験活動は、全ての市で実施している。「社会見学」「遠足」「校外学習」などの室外活動や「調理実習」「園芸」「楽器演奏」「図画工作・美術」「スポーツ」など室内又は、近くの施設を借りて行っている。様々な体験を経験させたいこともあり、「職場体験」「山林整備」など社会との関わりによる多種多様な体験活動を行っている。

[政令指定都市：図 29]

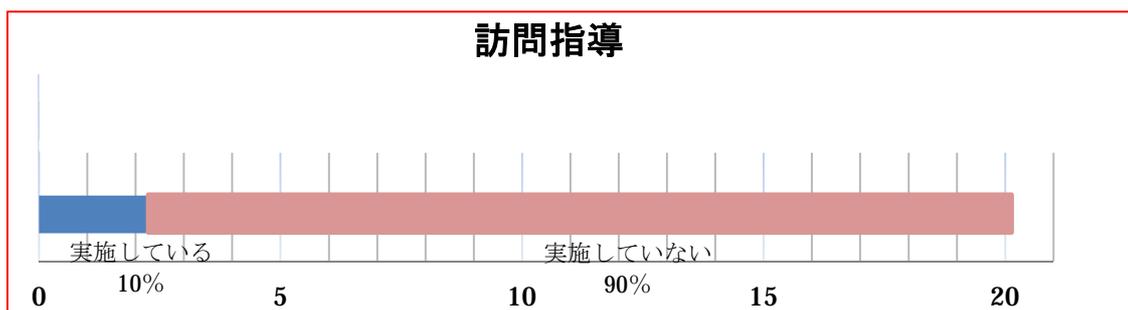


【訪問指導について】

政令指定都市では、不登校対策等を早くから実施しているようだが、現在、訪問指導を行っている市は2市のみである。昨今、アウトリーチ型の支援の論議が活発になっている。人的な問題はあっても、訪問指導での不登校対策も見直す価値はないだろうか。

◇児童生徒に対する訪問指導について

[政令指定都市：図 30]



不登校で自宅から出ることができない児童生徒に対し、週に1回相談員（退職教員等）2名で訪問している市が10%（2市）ある。

[政令指定都市：図 30]

【心理支援について】

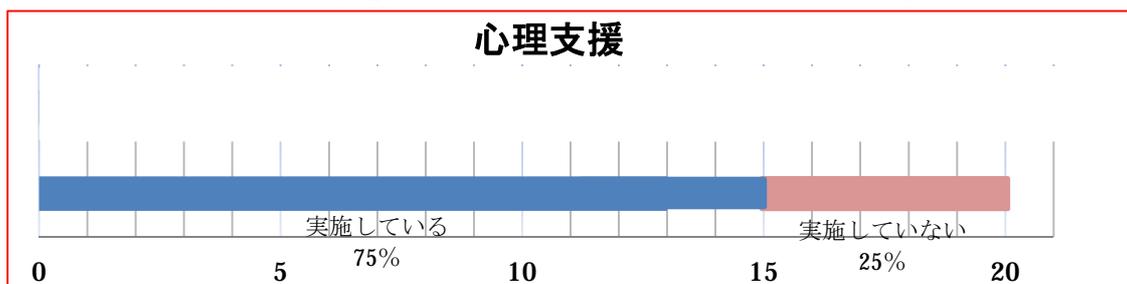
府立高等学校在籍の生徒を対象とする当室では、心的または情緒的な原因で不登校になっている生徒への対応としては、心理支援は必須である。

調査として、個々の市における教育支援センターの要綱等を確認していないので、対象となる児童生徒の状況はわからないが、不登校の原因が「学校生活上の影響」「あそび・非行」「無気力」「不安など情緒的混乱」「意図的拒否」「複合」のいずれかとしても心理的ケアを含んだ心理支援は必要ではないだろうか。

調査結果では、日常的に臨床心理士が見守ることや定期的なカウンセリングを行っているところは少ない。臨床心理士等を中心に指導主事・教員退職者・支援員等と連携しながら児童生徒の支援を行う必要がある。

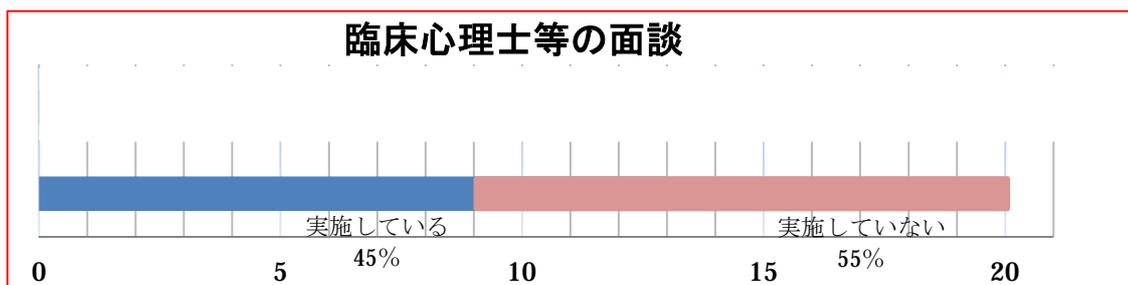
◇児童生徒に対する心理支援について

[政令指定都市：図 31]

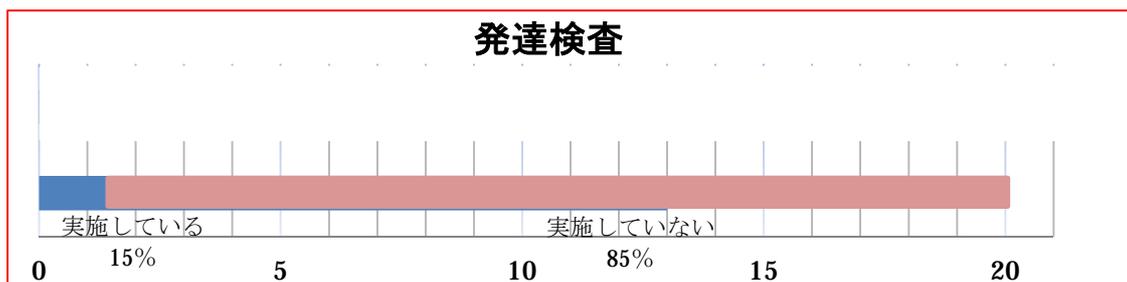


◇児童生徒に対して、臨床心理士等による面談及び発達検査の実施

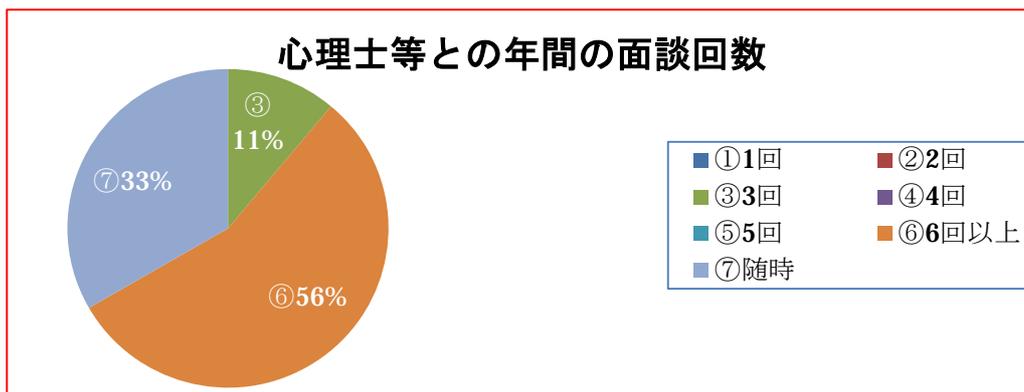
[政令指定都市：図 32]



[政令指定都市：図 33]



[政令指定都市：図 34]



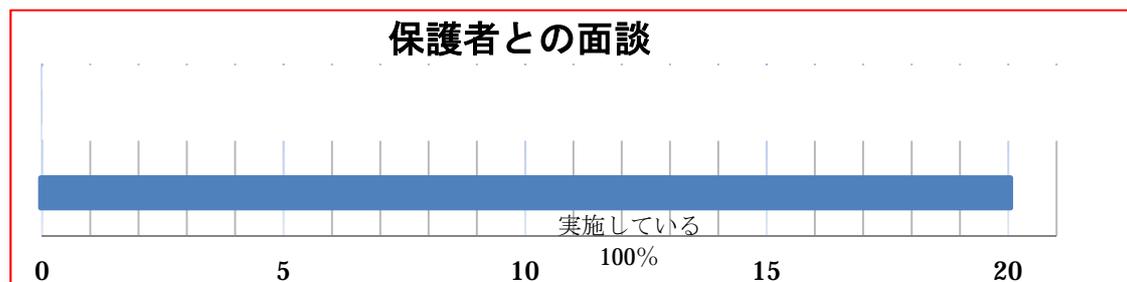
「心理支援」を実施していないが 25%（5 市）ある。臨床心理士等による面談については 55%（11 市）が面談を実施していないと答えている。1 人の児童生徒に対し、面談を実施している市の半数以上（55%）が年間 6 回以上面談を実施している。[政令指定都市：図 32. 34]

【保護者との面談について】

学校で捉えている情報と家庭での情報をもとに今後の見通しを考えていくことは大切である。また、児童生徒の状況の変化に合わせながら面談をすすめていくことも必要である。課題として、仕事の都合で面談に行けない、保護者の身体面での課題から協働することが困難な場合、入室してから 1 度も面談に来所されない、保護者が面談の必要性を感じていない、児童生徒の発達障がい等の本人の特性を理解できないなど、保護者との面談の難しさが回答からうかがえる。

◇入室している児童生徒の保護者との面談

[政令指定都市：図 35]

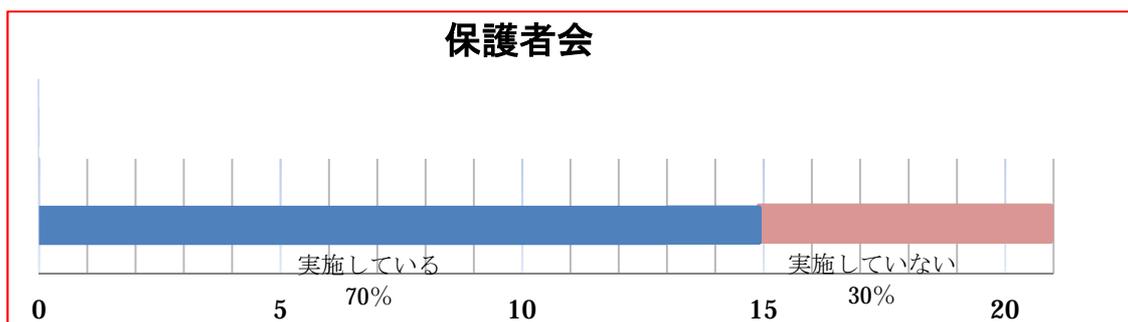


全ての市で、保護者との面談を実施している。

[政令指定都市：図 35]

◇入室している生徒の保護者会について

[政令指定都市：図 36]



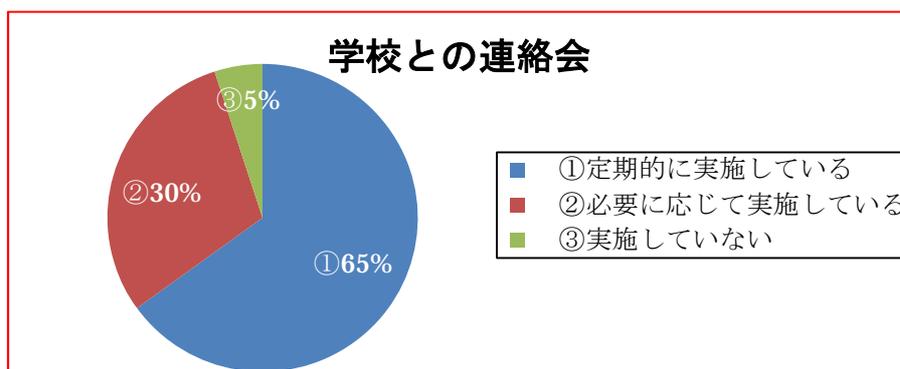
入室してくる児童生徒は個別の課題があり不登校になっている。しかし保護者にとっては、わが子が学校に行けない事実に悩んでいる。保護者会は、お互いの悩みを交流し寄り添い、元気になってもらおうとの趣旨から始められた。実施している市は70%あり、保護者が集まりづらい状況下での数字としては高いのではないと思われる。 [政令指定都市：図 36]

【生徒が在籍する学校との連携について】

教育支援センターにおいては、不登校の児童生徒状況を把握し支援行うために、児童生徒の在籍校と保護者と連携し、活動を進めていくことが最も重要な事項である。在籍校は、入室生徒の学校生活の様子全般や不登校となる経緯等、児童生徒についての指導上の配慮等について把握しており、様々な機会を通じて連携を図ることが望ましい。課題としては、連携をとっているものの校務多忙で入室しづらい在籍校教員が多いこと。連絡会を行うことでの日程・時間調整が困難であると答えている学校もあり、学校による連携の温度差を訴える市もある。また、教育支援センターからのアプローチがないとうまく連携がとれない場合も多いこと、システムが構築されていても運営する人によって連携の状況が変わってしまう場合もあることなどである。

◇学校との連絡会（ケース会議等）について

[政令指定都市：図 37]

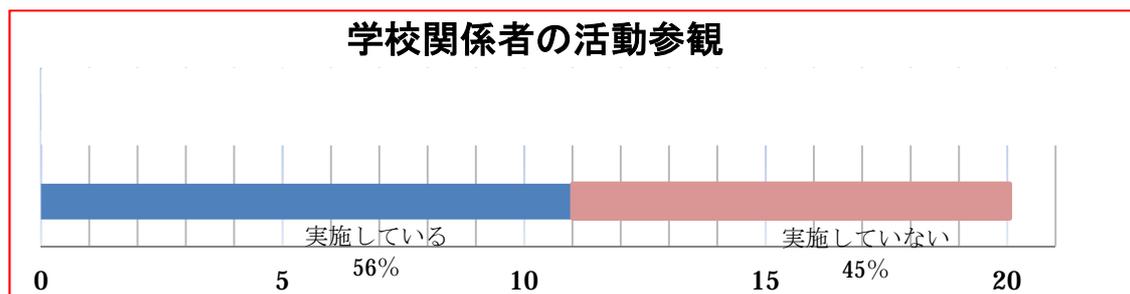


学校との連絡会を定期的又は、必要に応じて実施している市は95%である

[政令指定都市：図 37]

◇学校関係者による活動参観について

[政令指定都市：図 38]



「参観を実施していない」と答えているが、教育支援センターでも行事や体験活動の日程を知らせ、参観してもらうように体制を整えていたり、宿泊行事を中心に可能な限り児童生徒の在籍校教員に参加を進めていると答えている市もある。

[政令指定都市：図 38]

【生徒の様子を伝える方法について（本人・保護者・学校）】

一般的に、わかりにくい設問になっている。同様の内容でのフリースクールへの調査では、「自分の様子をなぜ本人に伝える必要があるの？」との質問がいくつか寄せられた。ここでは個々の児童生徒への評価の返し方を問う設問として行っている。

児童生徒に対しては、活動記録や個々の活動後の振り返りを行い進めるなど活動の中で目標に向けた成果指標をわかりやすく示している。

保護者・学校に対しては、状況報告書（活動報告書）や懇談会又ケース会議などで連携を図る中で個々の児童生徒について、ていねいに伝えている市もある。

◎方法例（集約意見から）

《本人》 ①面接時 4件 ②目標・活動記録・振り返り 4件
③その他 6件

（最初の面談時に、入室案内のしおりを渡す。「便り」の作成。（他 5 件）

《保護者》 ①電話連絡 5件 ②送迎時に直接 2件
③面談・懇談 10件 ④お便り・広報誌・WEB 2件
⑤その他 2件

（最初の面談時に、入室案内のしおりを渡す。「便り」の作成。（他 1 件）

《学校》 ①状況報告書（活動報告書） 11件 ②お便り・広報誌・WEB 4件
③その他 4件

（学校とも、支援検討会を開いて情報の共有や支援の方向性について相談をしている。（他 3 件）

【教室の目標について】

◇教育支援センターとしての目標・力をいれていること

教育支援センターは「学校復帰」・「社会的自立」・「居場所の提供」がほとんどの市で目標とされている。

心の安定や自信を持たせることや、集団活動などによりコミュニケーション力を養うこ

とで、学校復帰をめざしつつ、自尊感情が低くなっている児童生徒にそれを高める活動を行う場所となっている。不登校など児童生徒及び保護者が抱えている課題について把握するとともに、課題解決のためのグループ活動により心の安定やエネルギーを高めることに力を入れている。

- ・短期の具体的な目標としては ⇒ 学校復帰、高校への進路実現
 （心理的サポート）居場所提供、心理的安定、生活習慣づくり、学習の意欲づけ
- ・中長期的な目標 ⇒ 社会的自立、コミュニケーション力育成

◎目標達成のために力を入れていること（集約意見から）

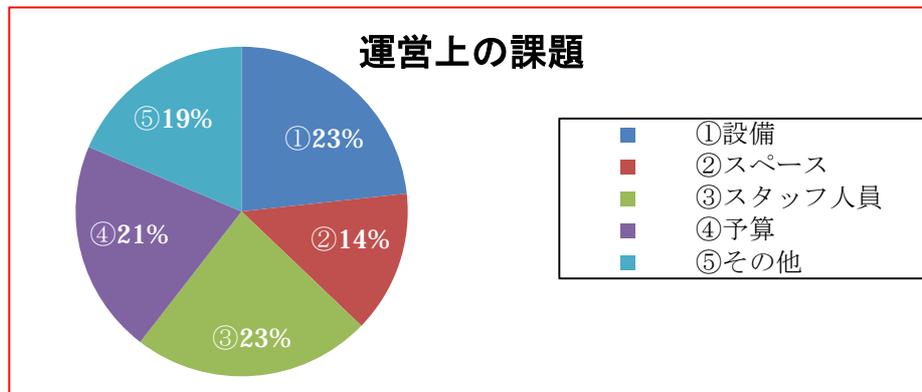
- ①体験活動 5件 ②コミュニケーション能力の育成 4件
- ③安心な環境・寄り添い 4件 ④生活習慣 3件
- ⑤その他 5件（子どもの立場に立った支援を心がけている。（他4件））

【運営上の課題について】

文部省（現：文部科学省）の「適応指導教室事業」は小・中学校の登校拒否（現：不登校）が急激に増えていた平成2年から始まっており、25年が経っている。

その頃から教室を設置してきていることを考えると、施設の老朽化がすすみ、施設の修繕が必要とされている。また、設備機材が古いが買い替えができないとの意見が複数の市から出ている。

[政令指定都市：図 39]



入室児童生徒が多くなることから、スタッフ人員の不足・教室の設備・スペースその他を含め、運営上の課題があると8割の市が答えている。

※「⑤その他」の記載事項は 「入室しても安定しない児童生徒がいること」「学生ボランティアの確保」「通室事業を実施できる場所の確保」「施設の立地条件」

[政令指定都市：図 39]

◇改善が必要と思われる点及び今後の課題

- ・改善が必要と思われる点としては、各市ごとの状況が異なっていることで、それぞれの要件に分かれている。施設・人・予算などの課題が多かったが、開室当時と比較すると入室生徒の不登校に起因する課題が複雑化しており、プログラム等の変更も考えている所もあった。

- ・ 今後の課題と思われることでは、発達障がいのある児童生徒の入室が増えていることで心理職の常駐化や専門指導員の配置を要望する回答が複数市から出ている。また、不登校ひきこもりの長期化を危惧する回答もあった。

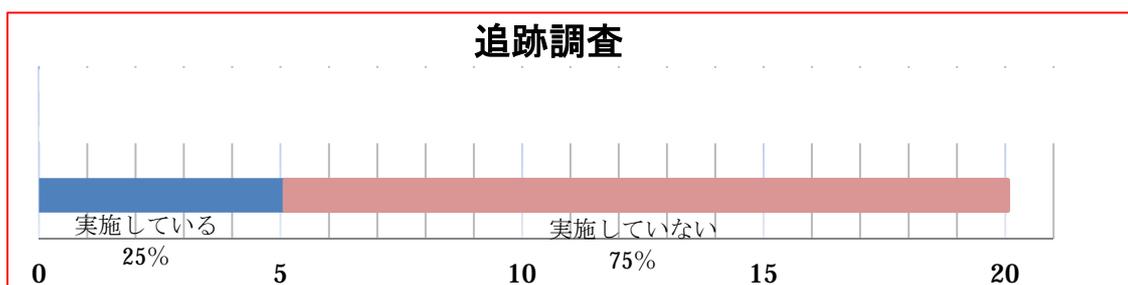
しかし、教育の分野だけの支援でなく、福祉・医療分野との連携が必要であるとの認識はあまりない。政令指定都市であるので、子ども若者育成支援協議会を立ち上げている所も多いと思われるが、他部局の施策という感が強いようである。

【追跡調査について】

教育支援センターから進学・進級した後の状況については、在籍校からの情報や進学した高等学校との連絡の中で入室生の動向情報を得ている場合が多い。

不登校児童生徒が学校復帰をしていることは、教育支援センターの事業成果であると考えられる。近年、高等学校・大学においても、かつて不登校・ひきこもりであったことから友人、社会との関係が築けない学生・生徒が増えている。当室のような高等学校の適応指導教室においても小・中学校時から不登校という生徒もいる。「中学校の時に入室した施設では、何をしても許されたのに、ここでは違う。」と教室に来られなくなっている生徒もいる。生徒にとって効果がある継続した支援・連携も今後必要だと考えられる。

[政令指定都市：図 40]



実施していると回答しているところは在籍校を中心に聞き取りや個別同窓会を使って聞いている。また高等学校と連絡を取っているとの回答もある。実施していないと回答しているものの中には、本年、学校への聞き取りと卒業生への調査を実施予定であると答えている市も入っている。

[政令指定都市：図 40]

[3 (2) 調査]

【「教育支援教室（適応指導教室）における学生ボランティアの活動に関する調査」集約結果】

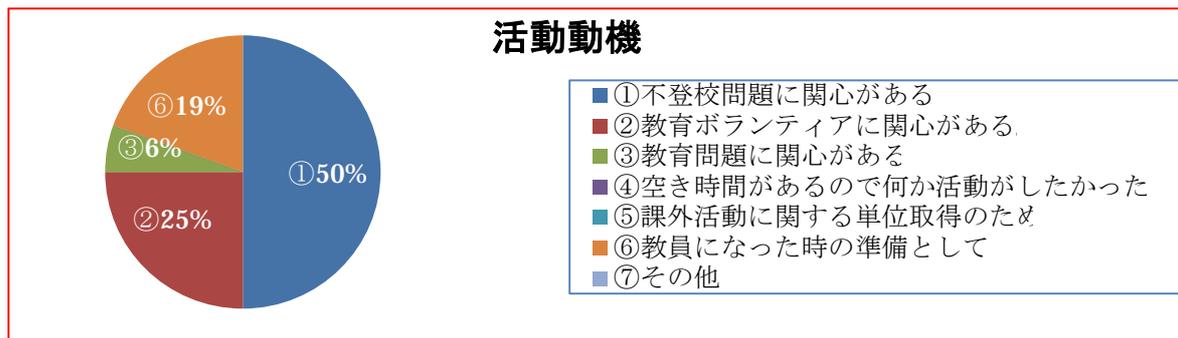
《政令指定都市》

調査を提出いただいた市・施設は 6 市 7 施設、事業に関わっている学生ボランティアの総数 133 名、本調査を回答いただいた学生ボランティアは 35 名（男子 15 名女子 20 名・大学学部生 28 名、院生 7 名）である。

◇活動動機について

不登校問題への関心から活動を行っている生徒が半数いる。

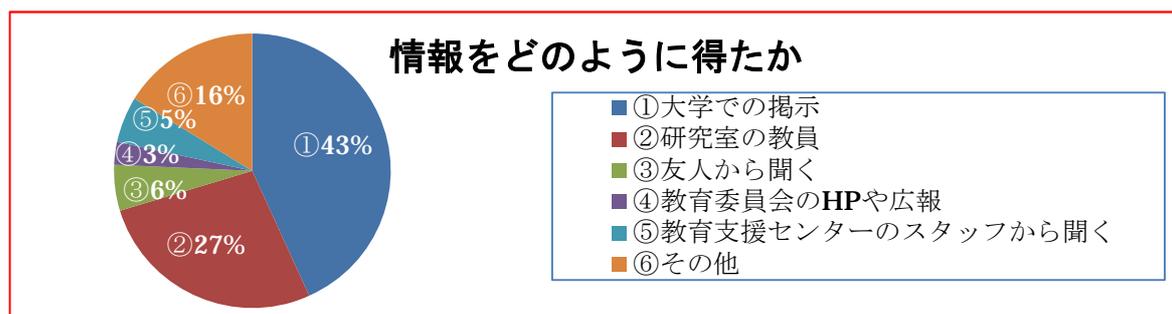
[政令指定都市：図 41]



◇情報・広報について

大学掲示や大学教員からの情報からが7割。教育委員会HP・広報から情報を得ているケースは全体からみると低い。その他の部分は、「大学院の実習先として決まっていた」「前年参加した学生から聞く」「他のボランティア先の先生に聞く」などがあつた。

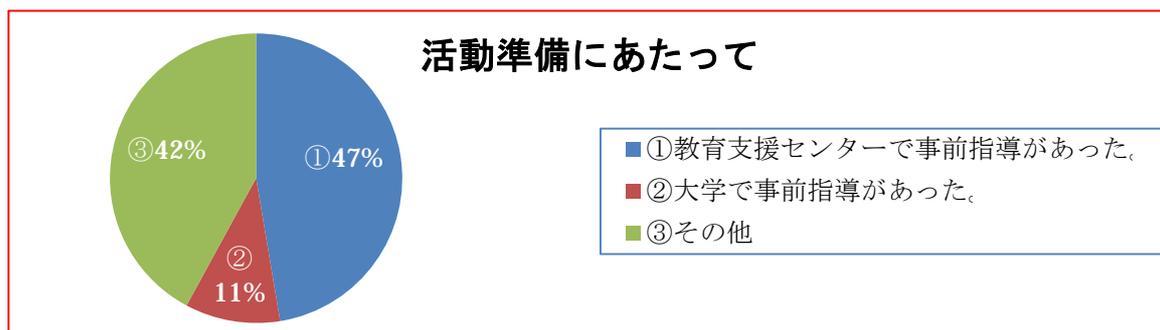
[政令指定都市：図 42]



◇活動準備

約6割は事前に指導があつたと回答しているが、③その他は、事前準備なしと回答。

[政令指定都市：図 43]



◇事前指導の満足度

1名以外事前指導には満足していると回答。

◇事前指導の満足度に対する理由（集約意見から）

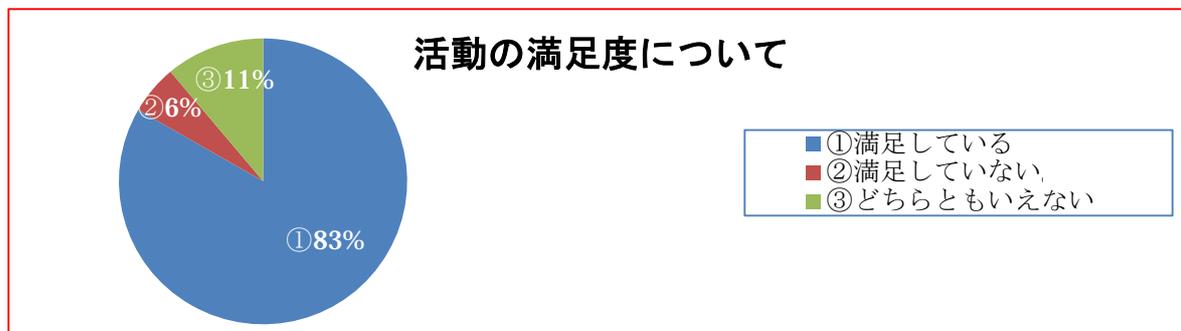
- ① 子どもの状況がわかるていねいな説明 8件
- ② 活動のイメージがつかめた 3件 ③ 安心して活動できた 2件
- ④ その他 ・大学の事前指導が実際の活動に生かされていないと回答1件

◇活動での指導

基本、活動を行っている教育支援センターの職員からの指導を受けている場合が多い（35/39）が実習で来ているケースなどでは、大学教員からの指導があると回答（3/39）。その他として「配置された教室で指導員と相談しながら活動した。」と回答。

◇活動の満足度

[政令指定都市：図 44]



◇活動の満足度の理由（集約意見から）

- ①子どもの状況から学ぶことができたこと 5件
- ②活動環境の良さ 7件
- ③その他 1件（自分が役にたっているのかわからない）

◇活動内容の企画について

活動内容の企画については、1件の「入室生徒が活動企画を作っている」と答えているものを除き 36件は教育支援センター担当者が企画していると回答。活動内容についての学生の捉えとして日常の活動内容（学習やワーク）は教育支援センターの担当者が企画していると考え、答えているためこのような回答になったと思われる。

高等学校適応指導教室の行事・イベントなどは、生徒の主体性を育てるとのねらいもあり、生徒が数回のミーティングを行い、活動内容を企画している。おそらく当室と同じように体験学習などの活動内容を生徒に考えさせている教育支援センターも多いと考えられる。学生ボランティアが企画に参加していないのは、生徒に関わる時間の関係上、生徒が企画している場に立ち会っていないからではないかと思われる。

◇よかった企画（集約意見から）

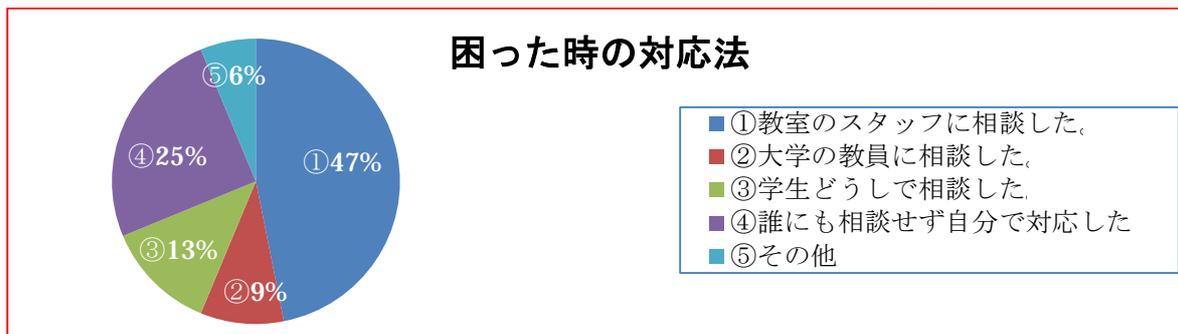
- ①野外活動 4件
- ②所内活動 9件

◇困った経験（集約意見から）

- ①子どもの状況 3件
- ②指導方法での困難 5件

◇困った経験の対処法

[政令指定都市：図 45]



◇関わってよかったこと

- ①生徒の成長を支援できたこと 7件 ②自分自身のスキル向上 7件
③その他 1件

（精神疾患や発達障がいなどの診断を受けているという生徒以外の不登校生徒の現実を知ることができ、またグループ活動の貴重な経験をさせていただいていること。）

◇検討すべき課題

- ①施設としての在り方について 2件 ②取組改善について 3件

【政令指定都市（小・中学校）調査まとめ】

政令指定都市が設置している教育支援センター（適応指導教室）については、他の市町村における小中学校の不登校児童生徒への支援のモデルとなる面も多くあった。国の支援事業の立ち上げは、大都市圏から始まった登校拒否（後に不登校と改められる）児童生徒への支援から始まったことから考えても25年の歴史があり、平成2年に定められているように、その支援の目標や活動は、毎日の生活の中で心的エネルギーを充填することにある。

「設置場所」は府内市町村の教育支援センターと同様、教育・研修センター及び同敷地内別棟が5割であり、活動スタッフについては指導主事が多いが、ソーシャルワーカーや医療の専門家がないという点は府内市町村と同様である。市町村の教育支援センターでは教員や教員退職者が多く指導しているのに比べ、指導主事が関与する率が高いと言える。これは政令指定都市の指導主事の数が多いためと思われる。いずれにしても専門的・継続的なスタッフは少ないといえる。

「活動内容」については、宿泊を伴う体験活動を過半数（56%）が行っており、宿泊を伴わない体験活動は100%の実施率であった。

一方で「訪問指導」については実施が10%であり、市町村の適応指導教室調査の51%に比べて非常に少ない。政令指定都市は市域が広がるために、訪問指導がしにくい現状があるのだろう。

「心理支援」の実施率は高い（75%）が、臨床心理士の面談（45%）や発達検査（15%）は過半数以下であった。今後の課題として複数市が挙げているように、発達障がいのある児童生徒の入室が増えているため、臨床心理士職の常駐化など発達検査を行うことのできる人材、時間、場所を確保することである。

「保護者面談」（100%）や「保護者会」（70%）の実施率は高い。また学校との連絡会も95%が何らかの形で行っている。しかし、学校関係者の活動参観（56%）については過半数を超えているとはいえ、もの足りなさを感じる。教室の目標として「学校復帰」「社会的自立」はほぼ例外なく挙げられている。児童生徒の見捨てられ感を減らし、順調な学校への復帰、社会的自立のためには、学校関係者が、彼らの活動場所に足を運ぶことは必須ではないだろうか。

「運営上の課題」については、設備、スペース、スタッフ人員、予算が挙げられた。また、「今後の課題」として、不登校ひきこもりの長期化を危惧する回答もあったが、実態を把握するために追跡調査（25%）の実施の増加が望まれる。中学校までは義務教育であり卒業認定の問題はクリアされやすいだろうが、子どもたちの人生は続く。子どもたちの「社会的自立」を図るための、様々な機関の連携が課題といえる。

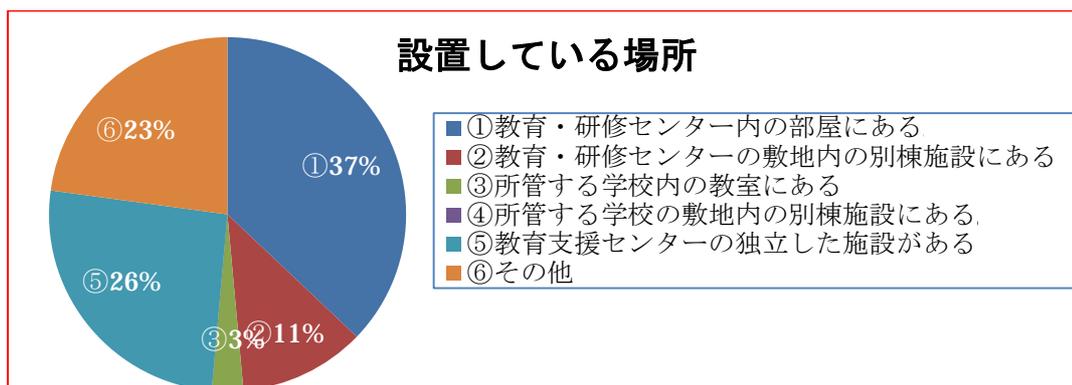
③大阪府内市町村教育委員会

教育支援センター教室の設置場所等

【現在設置されている場所】

教育支援センター（適応指導教室）の設置場所は、各市町村の教員の研修施設や相談施設に設置されることが多いが、市町村により様々な状況がある。しかし、昨今は社会教育施設・幼稚園から転用している市町村が多い。また、所管内での通室の利便性やめざす目標に合わせた施設等もあることがわかった。

[府内市町村：図1]



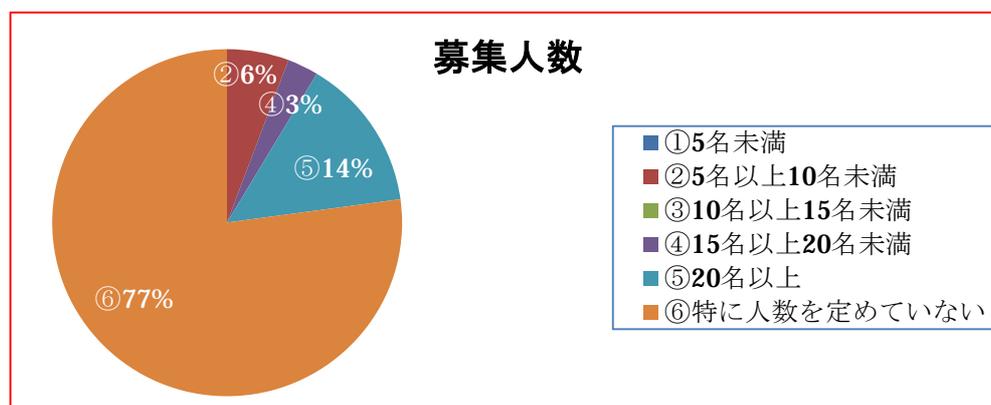
「設置場所」は、「教育・研修センター内」及び「同敷地内別棟」が約5割である。「所管する学校内及びその別棟設置」は1市のみでそれ以外は、「⑤独立した施設」や「⑥その他」で幼稚園や小学校等の廃園後の施設や市役所、社会教育施設を独立した施設や他の部局との共有施設として設置している。

[府内市町村：図1]

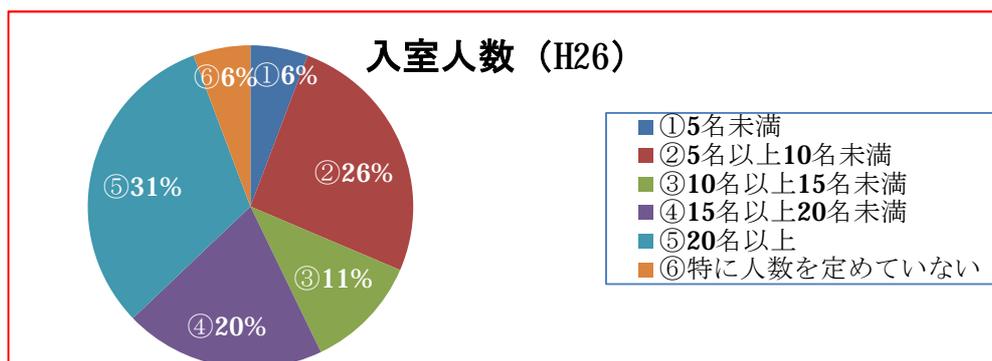
【募集人数・入室生徒数】

募集人数は、全体の3分の2の市町村における施設が募集人数を設定していない。前年度の通室生徒もほとんどの施設で変わらないこともあり、施設として対応児童生徒数が一定であるようである。市町村として小中学校での対応と教育支援センターで対応すべき不登校児童生徒の住み分けができていないのではないかと思われる。中核市等児童生徒数が多い市は、入室児童生徒数が多くなっている。

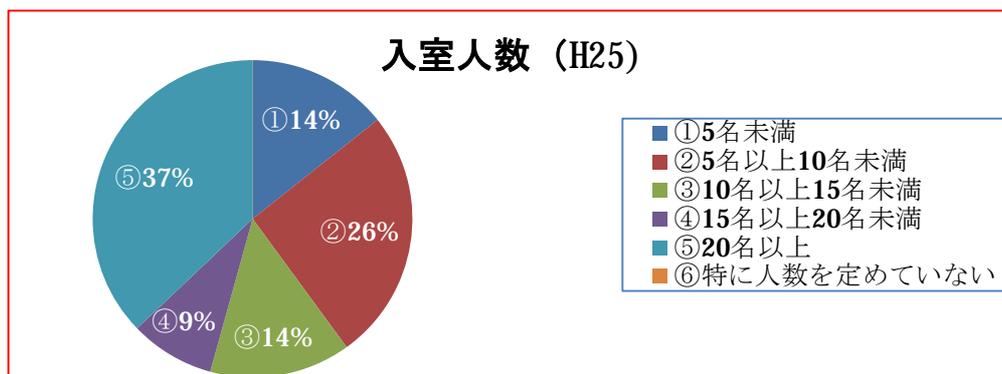
[府内市町村：図2]



【府内市町村：図3】



【府内市町村：図4】



「募集人数」については 76%が定めていない。対応児童生徒数が少ない市町村が多いが、少ない市町村でも受入教室の関係で、募集人数を定めている市町村もある。

「入室生徒数」は、同じ市町村で見ると 2 年間はほぼ同数の児童生徒数が入室している状況がみられる。募集人数を出していないので、施設の入人数の定数は決まっていなくても、可能な範囲での入人数で推移していることがわかる。

【府内市町村：図4】

【活動スタッフの分類及び名称】

スタッフの名称については支援センターにおける呼称で回答いただいている場合が多い。業務としての位置づけからの呼称が一般的だろう。指導主事の「創造主査」や教員退職者の「センター長」「教育推進プランナー」、学生では「〇〇フレンド」など、その施設独自の名称もある。生徒がいる場での呼称もあれば、報告書でしか見ない「加配教員」「研究所加配」の名称が出ているのは興味深い。

①指導主事	指導員	創造主査	担当所員	担当指主	【府内市町村：図5】		
②臨床心理士	専門相談員	教育相談員	カウンセラー	相談員	訪問相談員	相談担当	
③教員	指導員	創造スタッフ	研究員	加配教員	研究所加配	相談員	
④教員退職者	センター長	アドバイザー	指導補助員	主任指導員	先生	推進プランナー	支援員
⑤学生	サポーター	フレンド	スマイルF	グリーンフレンド	協力員	ふれ愛F	学生指導員

教育支援センター（適応指導教室）等の活動内容に関する調査の各機関の結果と総括

⑥地域人材	指導補助員	学生カウンセラ ー	有償ボランティア		
⑦その他	ふれ愛F	創造スタッフ	教育指導員	指導員	ボランティア

地域人材では、心理専攻の学生に来ていただき「学生カウンセラー」と呼んでいる施設もある。その他の部分での具体的な記載では、教員免許所持または、教員免許の取得予定者が多い。また、教育支援センター受託でNPO団体が運営している所もある。

[府内市町村：図5]

【スタッフの人数・活動日・雇用形態・活動内容】

スタッフの人数は4人以上いる市町村を見ると教員退職者、地域人材、学生の順で人数が多い。指導主事、臨床心理士を配置していない所もあり、施設によって様々である。例えば指導主事は担当者として教育支援センターの状況は把握しているが、実際に活動には入っていない場合や臨床心理士は日常的な関わりはなく、カウンセリングなどに携わるだけの所もあるようである。

活動日については、全般的に管理運営及び支援に指導主事が関わっている所は8市町村で、その他の市町村は教員または教員退職者がスタッフ長で日々の活動・支援を行っている。

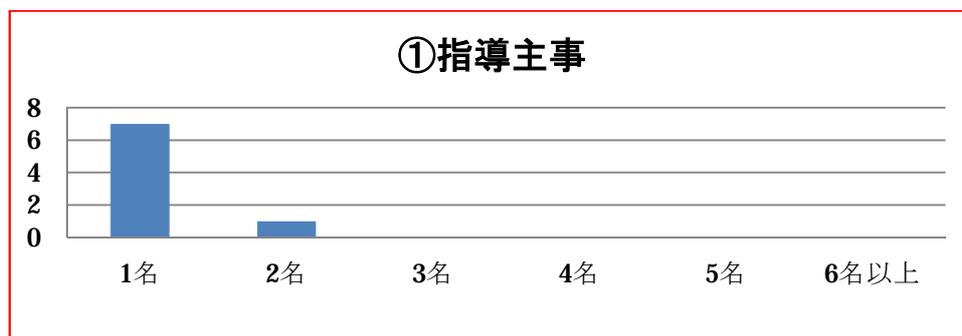
雇用形態は、指導主事、教員は常勤雇用であり、臨床心理士、教員退職者、地域人材、その他の人材は非常勤雇用が多い。しかし市町村の状況が違うため、臨床心理士や教員退職者が常勤雇用である市町村もある。

活動内容については、指導主事は入室相談や市町村内会議の関わり等、臨床心理士はカウンセリングや心理面での個別援助等、教員・教員退職者は学習支援を含め全般業務への関わり等、学生・地域人材・その他の方々に学習、訪問指導、体験活動をはじめ教育支援センターの児童生徒への関わり等を行っている。

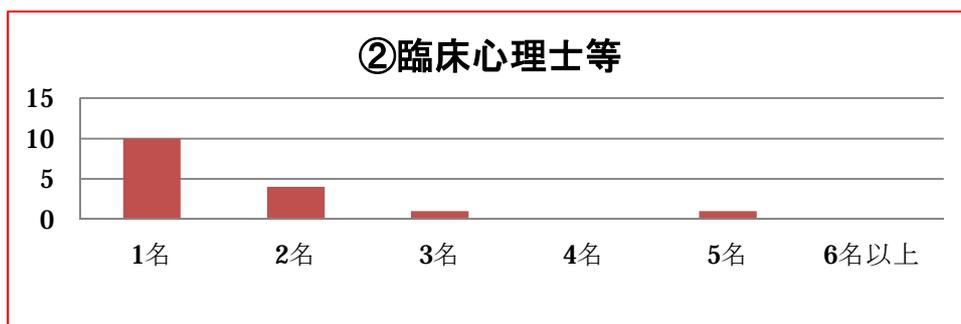
(スタッフの人数)

(縦軸：市町村の数 横軸：人数)

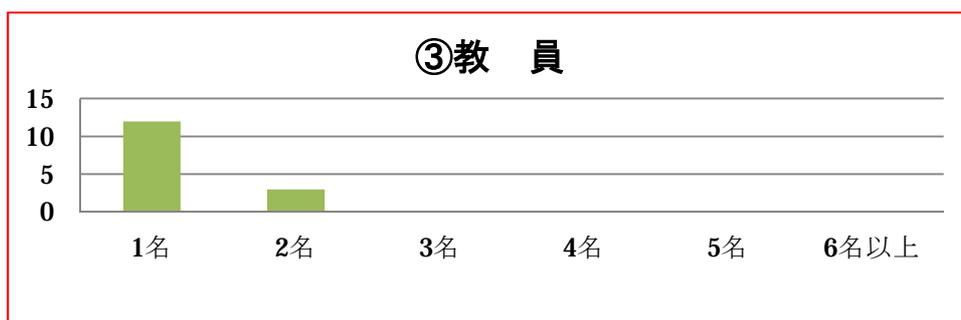
[府内市町村：図6]



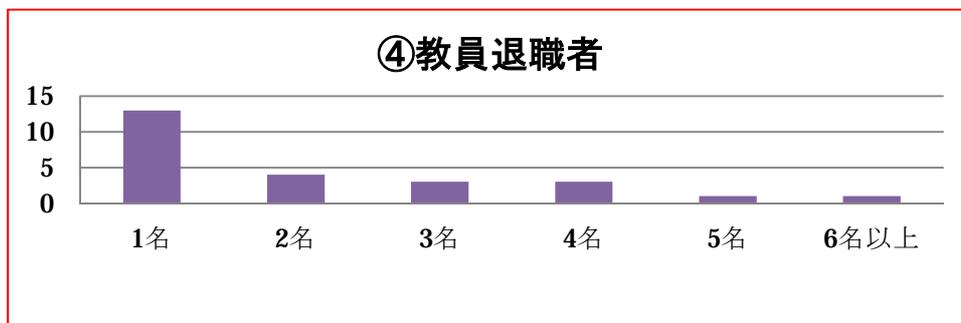
[府内市町村：図7]



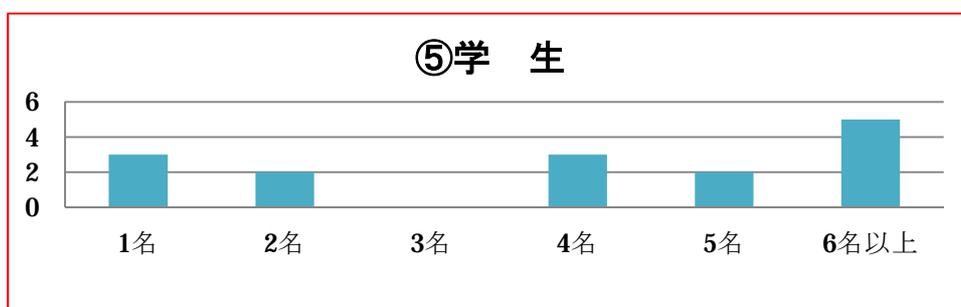
[府内市町村：図8]



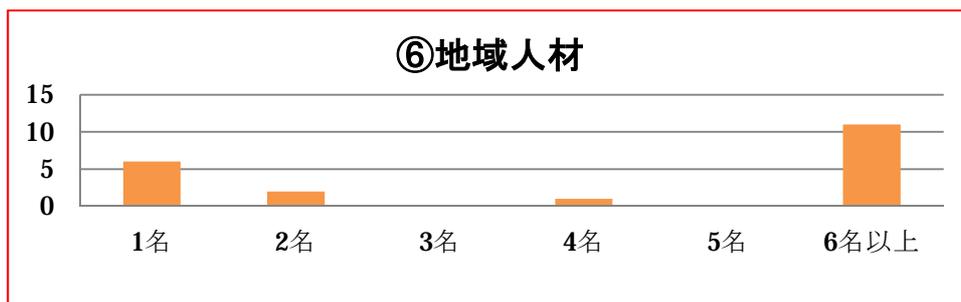
[府内市町村：図9]



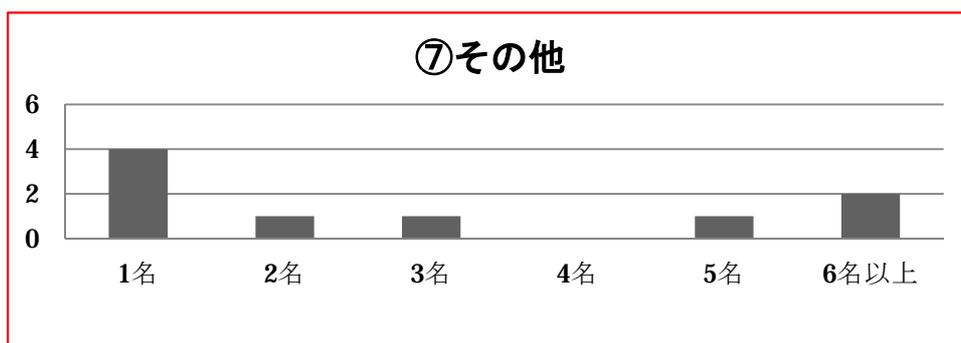
[府内市町村：図10]



[府内市町村：図 11]



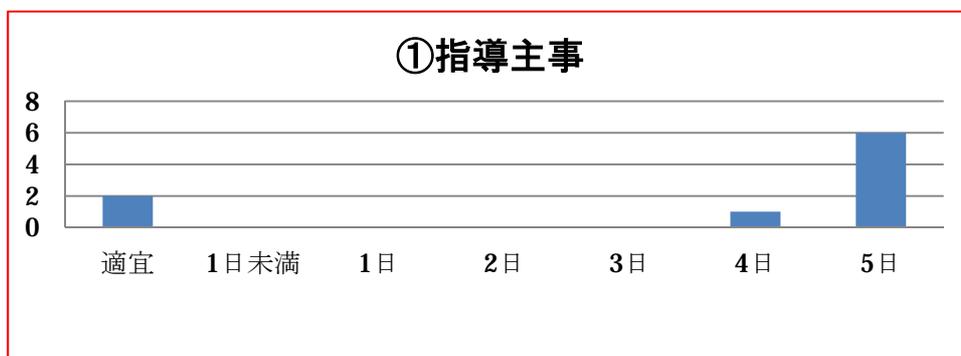
[府内市町村：図 12]



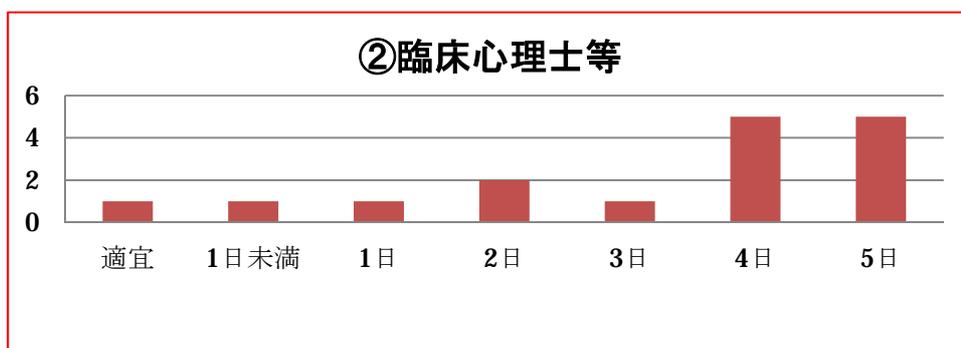
(スタッフの活動日)

(縦軸：市町村の数 横軸：日数)

[府内市町村：図 13]



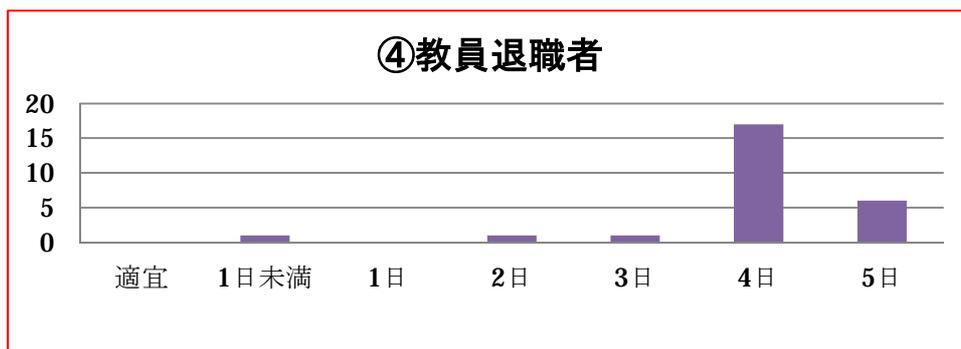
[府内市町村：図 14]



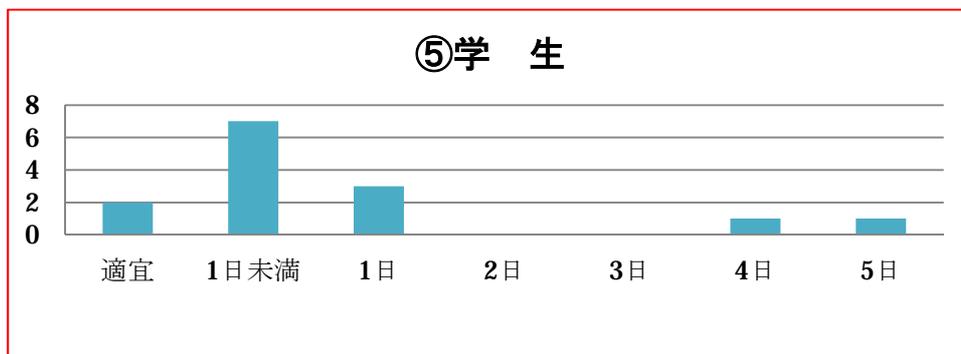
[府内市町村：図 15]



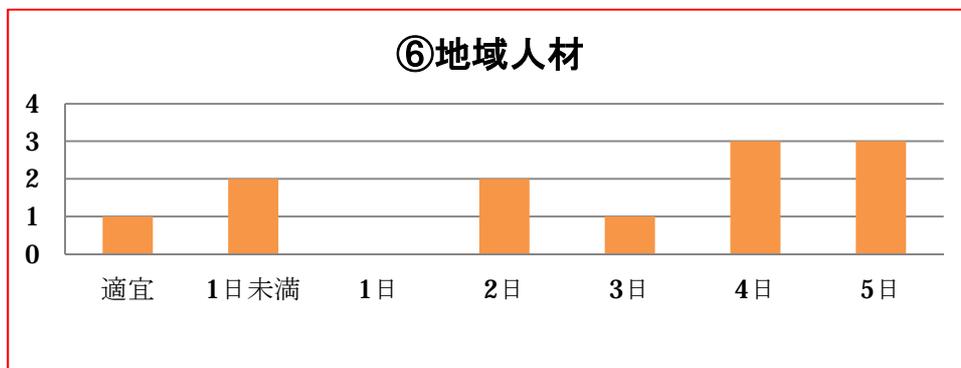
[府内市町村：図 16]



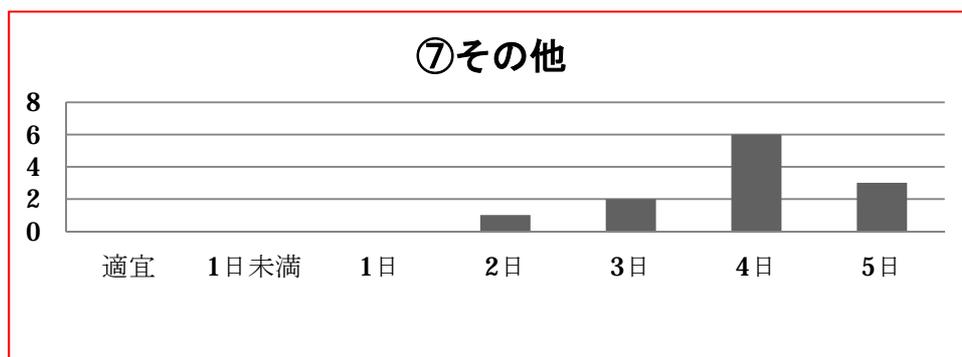
[府内市町村：図 17]



[府内市町村：図 18]

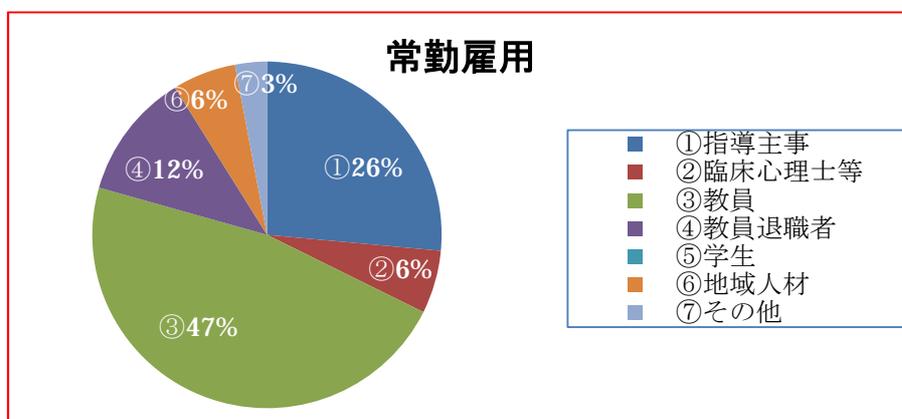


[府内市町村：図 19]

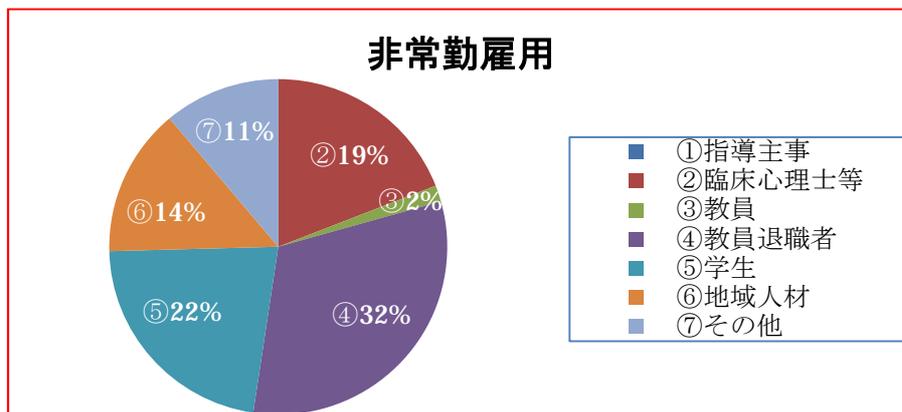


(スタッフの雇用状況)

[府内市町村：図 20]



[府内市町村：図 21]

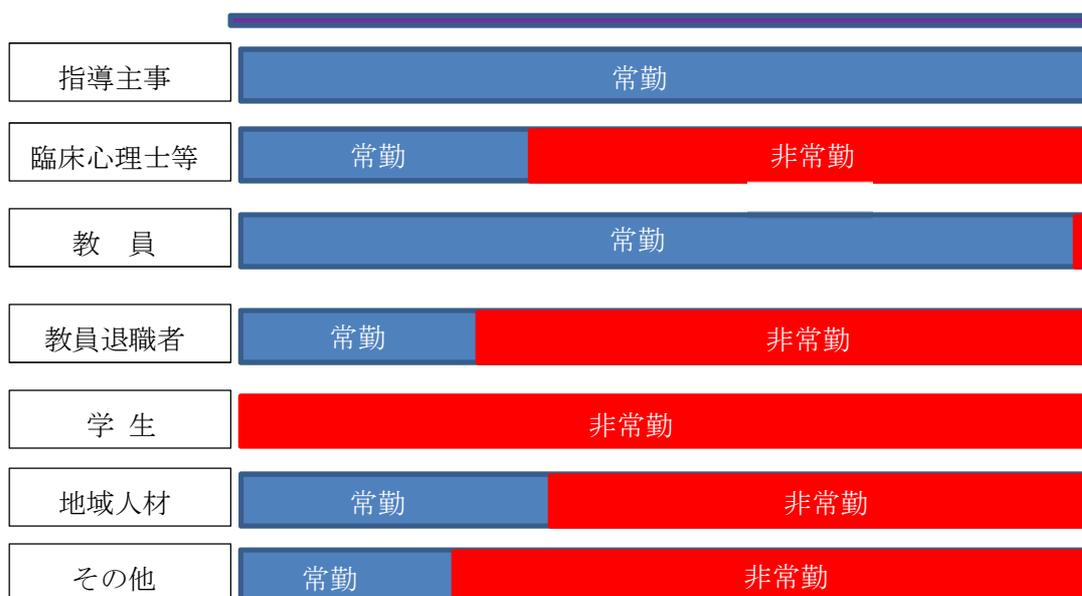


雇用形態は、非常勤雇用では臨床心理士と教員退職者が 51%を占める。常勤雇用は指導主事と教員が 73%を占める。

[府内市町村：図 20. 21]

(常勤・非常勤雇用の割合)

[府内市町村：図 22]

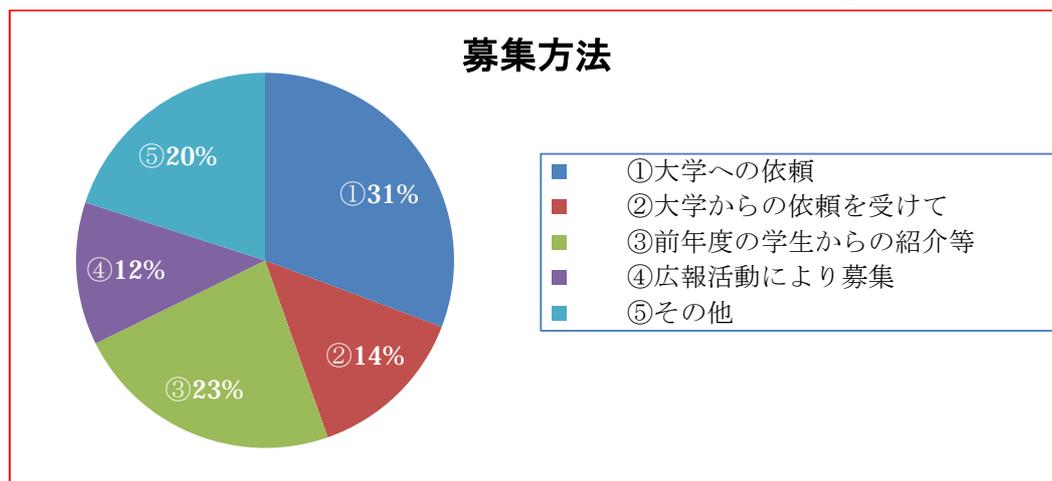


【学生ボランティアの募集方法、実習前指導、指導・援助について】

◇募集方法について

一般的には、大学への依頼で募集するケースが多いが、近年は大学の地域貢献の動きもあり、心理系の大学院等の連携実習で教育支援センターに入っていることもある。また、教員をめざす学生など教員養成塾の学生に声をかける場合も増えている

[府内市町村：図 23]



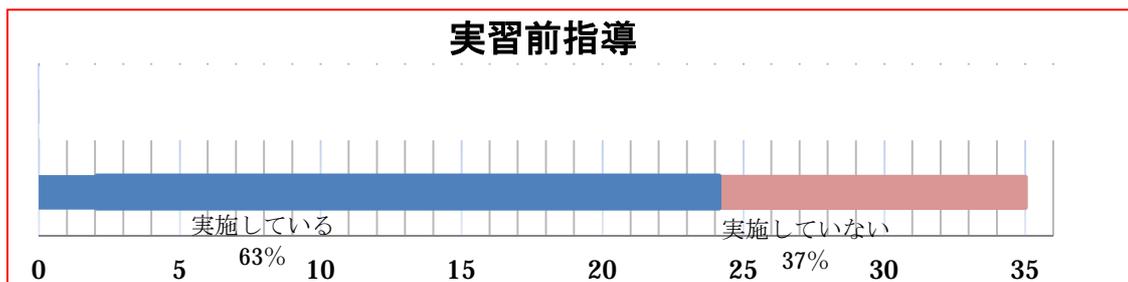
学生ボランティアの募集はどこの市町村も苦労しているようである。教員養成学部や心理学部等の資料配布や学生課を通じての情報提供メールを利用している所もある。

[府内市町村：図 23]

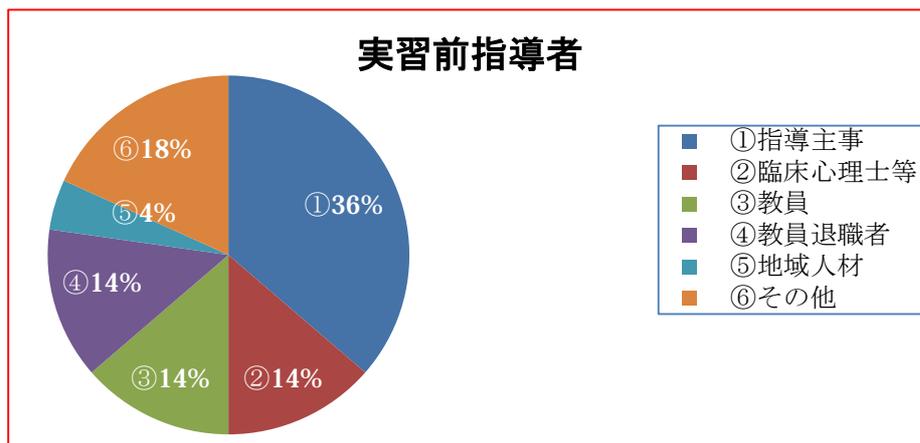
◇実習前指導について

学生が教育支援センターで児童生徒に支援する時には、事前指導を必ず行う必要がある。心理系、教員養成系等の学生においても守秘義務、生徒のセンシティブな情報を扱っている意識を持たせることは重要である。事前指導を実施していないところは前年度から引き続きであるためと思われるが、担当である指導主事等も個別に様々な情報を取り扱うこともあり守秘義務を再認識することが大切である。

[府内市町村：図 24]



[府内市町村：図 25]



学生ボランティアの実習前指導を実施していない市町村は、37% (11 市町村) であり、学生ボランティアの制度を持っていない、又は有償であり、一般非常勤スタッフとしての研修を行っていると答えている。

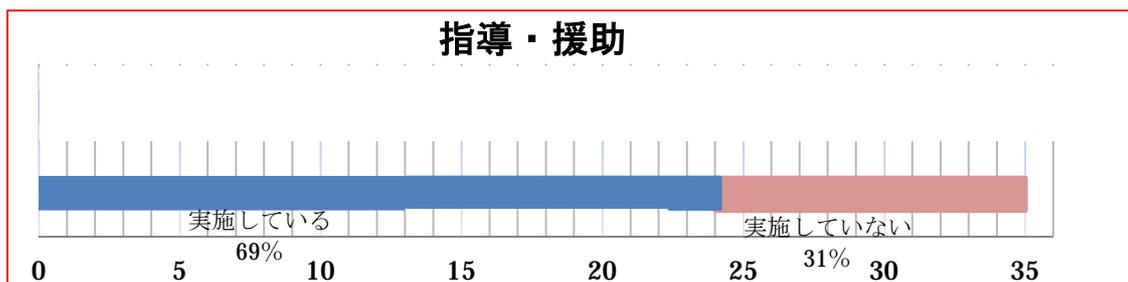
実習前指導者については、5 割の市町村で指導主事、臨床心理士等が行っている。恒常的に関わっている指導者がほとんどである。⑥その他は、指導主事・臨床心理士等・教員や複数の指導者での対応を行う市町村や通所事業受託団体に任せているなどの回答であった。

[府内市町村：図 24, 25]

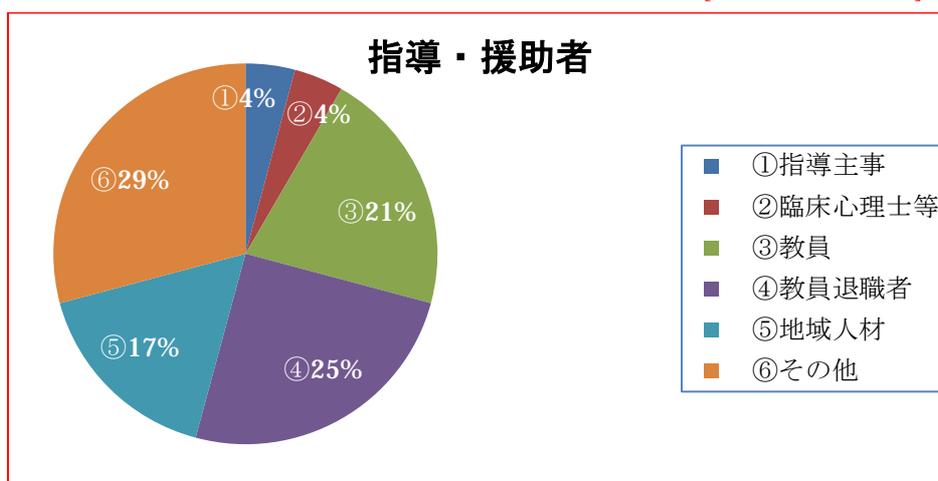
◇指導・援助について

学生ボランティアへの指導・援助については、毎日の情報共有と個々の児童生徒の状況把握を知ることを臨床心理士等・教員の複数で支援により行っている。心の状態に課題がある児童生徒に関わる際には、学生ボランティアに対する援助も考えている市町村もある。

[府内市町村：図 26]



[府内市町村：図 27]



学生ボランティアに対して指導・援助をしていると答えているのは69%あり、していないと答えている市町村は、学生ボランティアの制度がない市町村である。[府内市町村：図 27]

◎指導・援助内容（集約意見から）

- ①指導内容 18件 ②指導者の肩書 10件 ③指導のタイミング 8件
- ④その他 1件

◇学生ボランティアの活用効果及び工夫した取組

学生ボランティア活用の効果としては、学生がいることで子どもが落ち着き自分の気持ちを話すことができるとの意見がいくつかの市町村から出ている。児童生徒との関係が教職員や保護者など利害関係がなく、年齢も近いことから、穏やかに関わってもらえることが利点として働いているようである。

◎活用効果及び工夫した取組（集約意見から）

- ①サポート機能 8件 ②モデル機能 4件
- ③気分転換機能 2件 ④親しみ・居場所 11件
- ⑤肯定感・つながり 3件 ⑥その他 5件

◇学生ボランティアの活用の課題

活用の課題としては、単年度の活動であるため継続指導が困難であったり、大学においては様々な分野でのインターンシップ制度が充実され、学生の側の選択肢の拡大による人材確保が難しくなっている現状がある。

◎活用の課題（集約意見から）

- ①予算と人員確保 17件 ②指導・研修 5件
 ③適性・スキル 3件 ④その他 1件

【学習支援の方法について】

◇学習支援の方法についてや学習効果が上がった取組

学習については、個々の児童生徒が在籍校から課題をもらい、教育支援センターで学習し、学校に提出する形態をとっている所が多い。小中学校での学習はこれから先の学習の基盤となるため、どこの教育支援センターにおいても学習支援を行っている。

◎学習支援の方法についてや学習効果が上がった取組例（集約意見から）

- ①達成感 4件 ②習慣化 4件 ③個別学習 11件
 ④学校との連携 6件 ⑤学習環境の整備 2件
 ⑥意欲を高める工夫 6件 ⑦スタッフのサポート 6件
 ⑧教材の準備 5件 ⑨その他 5件

◇在籍校との学習活動等についての課題共有の方法

◎課題共有の方法（集約意見から）

- ①来てもらう 10件 ②電話・FAX・学校間 Web システム 2件
 ③児童生徒が直接やり取りする 5件
 ④情報交換・話し合いの場 12件 ⑤その他 9件

◇在籍校と進路指導についての連携（成功例や課題）

進路指導は、個々の児童生徒に基礎学力をつけ、高等学校への進学をめざすことが目標とはなっている。教育支援センターにおいては心のエネルギーが溜まっていない状態の児童生徒も多く、小集団でのコミュニケーションができ一人ひとりのモチベーションを上げていくことが、進路指導の第一段階である。児童生徒の状況も多様であり、学習の習得状況の個人差もある。小集団でも学習効果が上がり興味がわくような取組の工夫がみられる。

◎在籍校と進路指導についての連携（集約意見から）

- ①在籍校との連携 23件 ②関係調整 3件 ③課題 4件
 ④学校が主、適指がサポートというスタンス 16件 ⑤工夫 9件
 ⑥実施していない 1件

【体験活動について】

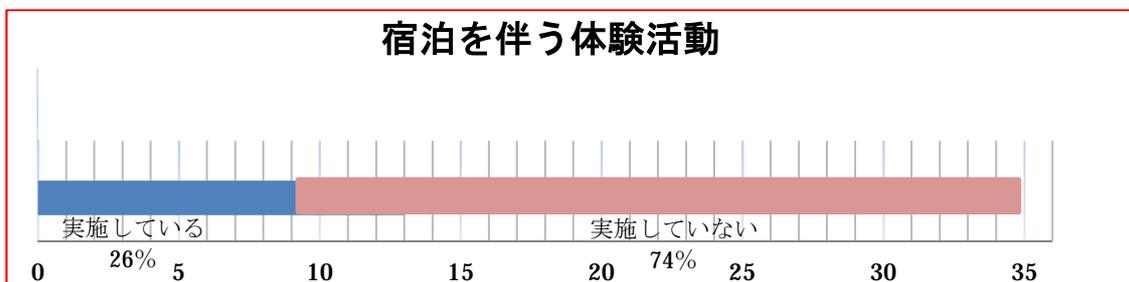
児童生徒に生活を送る上での知識やスキルを身に付けることを目標に、個々の児童生徒の机上での学習だけではなく、小集団活動による体験の機会を各市町村とも日々の活動の中で計画している。ここでは、「宿泊を伴わない体験活動」と「宿泊を伴う体験活動」とに分け質問している。

◇宿泊を伴う体験活動について

宿泊を伴う体験活動の内容としては、夏季休業中のキャンプや飯盒炊さん、スキー合宿などがあげられている。体験内容によっても変わるが、課題としては、入室の児童生徒が参加するかどうかかわからない中で計画を立てるものの、各児童生徒の身体状態が悪く当日

欠席などで行けなくなる場合もある。事前から本人や保護者への綿密な打ち合わせなど必要なことや予算が少なくなっていることから実施している市町村は 26%である。野外体験施設が同市町村や近隣にない場合は実施しにくい状況である。

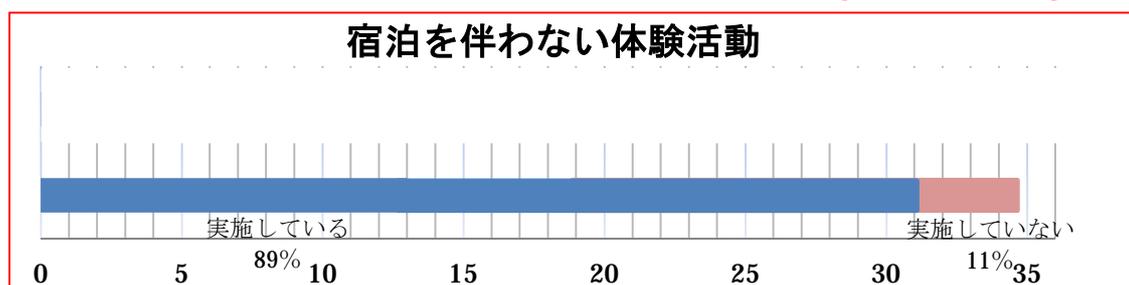
[府内市町村：図 28]



◇宿泊を伴わない体験活動について

宿泊を伴わない体験活動は「社会見学」「遠足」「校外学習」などの室外活動や「調理実習」「園芸」「楽器演奏」「美術・工芸」「スポーツ」など室内又は、近くの施設を借りて行っている場合がある。様々な体験を経験させたいこともあり、「職場体験」「乗馬体験」「ウォークラリー」など社会との関わりや動物による心的な癒しの活動など多種多様な体験活動を行っている。

[府内市町村：図 29]



体験活動を実施していないと答えている市町村は、「宿泊を伴う」「宿泊を伴わない」という問いかけであったため、校外学習・遠足などを実施していないから体験学習を実施していないと答えている市町村が全体の 11%（3 市町村）ある。

[府内市町村：図 29]

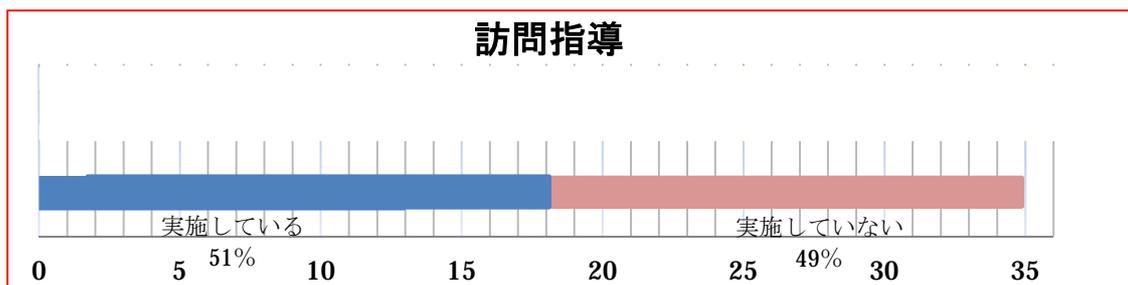
【訪問指導について】

大阪府教育委員会では平成 11 年度には不登校支援を行う「ふれ愛フレンド」制度があり、市町村からの依頼に教育事務所から学生ボランティアである「ふれ愛フレンド」を派遣していた。同時に教育事務所においては子ども家庭センターの事業である「メンタルフレンド」を派遣し地域内の小中学校で不登校になっている児童生徒の訪問指導を実施していた。

府教育委員会の施策はなくなったが、モデルとしての先行実施が市町村の教育支援センターに受け継がれ、現在も教育支援センターから自宅への訪問指導を行っている施設が半数ある。

不登校で自宅から出ることができない児童生徒に対し、学生が訪問しながら関わりを持っていくことは一定の効果をあげている。（※子ども家庭センターのメンタルフレンドは平成 27 年現在も継続）

[府内市町村：図 30]



平成 17 年の調査資料を見ると、訪問指導については、実施している市町村は 78%、実施していない市町村は 22%であった。様々な要因から減少傾向である。少しずつ心のエネルギーを上げていくこと、また児童生徒の安全・健康状態の把握・ひきこもり長期化防止を目標に行っている場合が多い。一般的に週に 1 回 1~2 時間、ゲーム・読書・散歩など児童生徒の興味のあることを一緒にしたり、話をしたりする。また学校に登校するのに付き添ったりしている。訪問してもいない場合や会えない場合は手紙や教材などを渡すなどしている。

訪問指導は人員確保の課題がある。学生が訪問指導する場合は複数で対応する市町村もあるが、学生一人での訪問は、関係が出来ている保護者・児童生徒でないのなら、なかなか難しいと思われる。事後のメンタルケアの必要性を答えている所もある。指導員やスクールカウンセラーを伴って訪問を行っている市町村もある。訪問指導を行う中で、本人だけではなく、保護者の孤立状況を感じている内容もある。

[府内市町村：図 30]

【心理支援について】

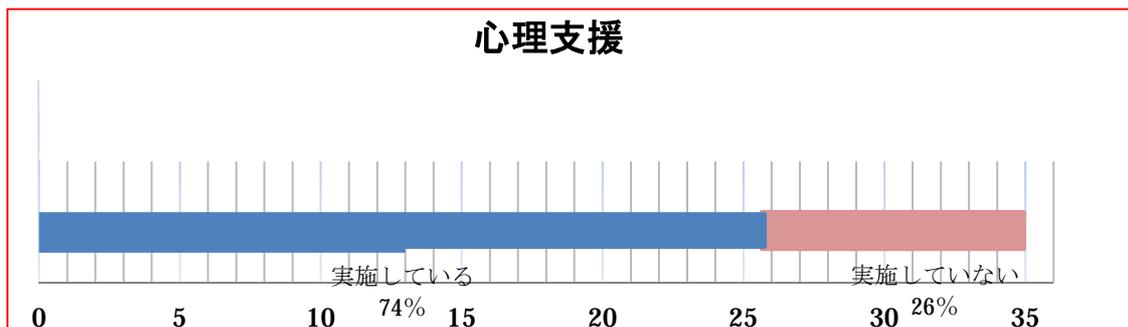
府立高等学校在籍の生徒を対象とする当教室では、心的または情緒的な原因で不登校になっている生徒への対応としては、心理支援は必要であると考えます。

調査として、個々の市町村における教育支援センターの要綱等を確認していないので、対象となる児童生徒についての状況はわからないが、不登校の分類が「学校生活上の影響」「あそび・非行」「無気力」「不安など情緒的混乱」「意図的拒否」「複合」のいずれかとしても心理的ケアを含んだ心理支援は必要ではないだろうか。

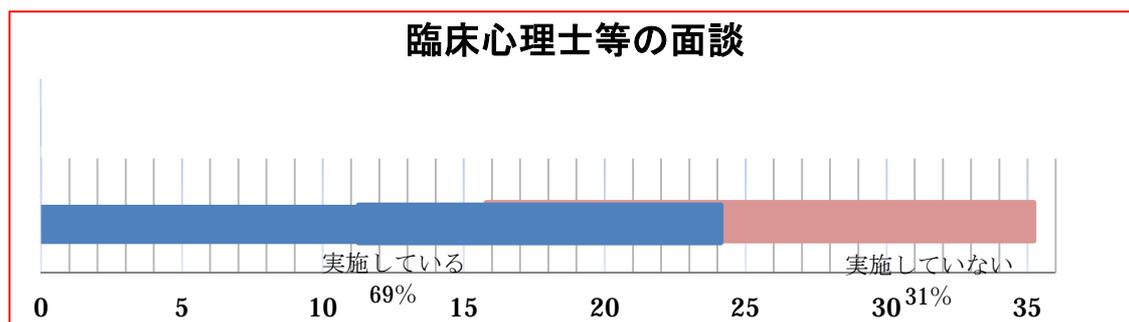
スタッフの雇用を問う設問（P53~54）であったように臨床心理士等の常勤雇用は 6%、1 週間に 4~5 日勤務しているのは 10 名である。日常的に見守ることと定期的なカウンセリングを行っているところは少ない。臨床心理士等を中心に教員・教員退職者・支援員等と連携し工夫しながら実施しているが、臨床心理士等に負担がかかっている状況もある。

◇児童生徒に対する心理支援について

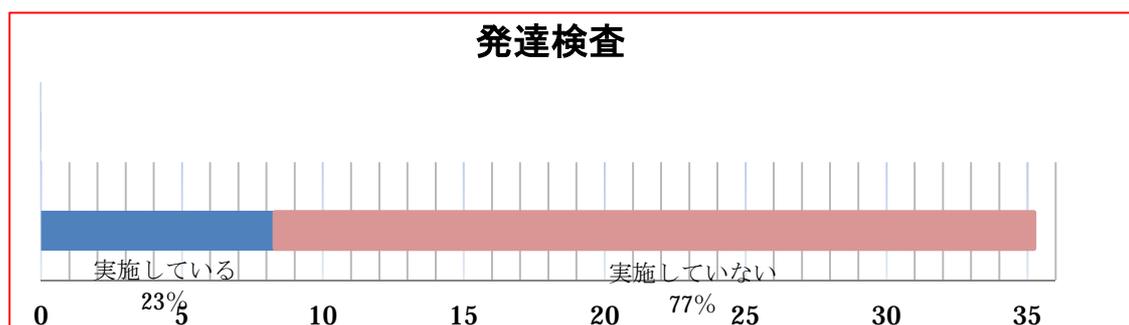
[府内市町村：図 31]



◇児童生徒に対して、臨床心理士等による面談及び発達検査の実施 [府内市町村：図 32]



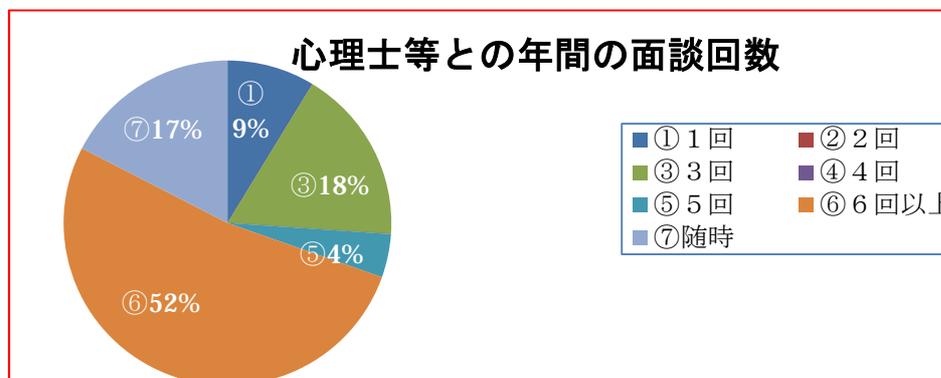
[府内市町村：図 33]



心理支援を実施していない市町村が 26%（9 市町村）ある。臨床心理士等による面談は 31%（11 市町村）が実施していないと答えている。

[府内市町村：図 31. 32]

[府内市町村：図 34]



1人の児童生徒に対し年間 6 回以上面談を実施している市町村は、面談を実施している市町村の 52%ある。

[府内市町村：図 34]

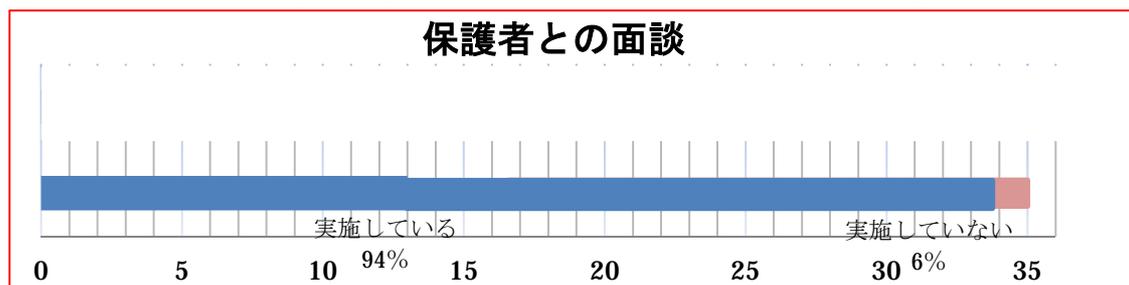
【保護者との面談について】

学校が把握している情報と家庭での情報からのアセスメントや今後の見通しを考えていくことなど、保護者との面談は児童生徒支援にとって重要である。保護者との面談は、入室時及び支援中に児童生徒の状況の変化に合わせながらすすめていくことが望ましい。

課題としては、仕事の都合で面談に行けないという保護者がいることや保護者の持つ疾病や課題により、協力しあって児童生徒を支援することが困難な場合、仕事を理由に全てを任せきり、入室されていても 1 度も面談に来所されないなど、支援員が困ってしまうケースなどの回答も多くある。

◇入室している児童生徒の保護者との面談

[府内市町村：図 35]

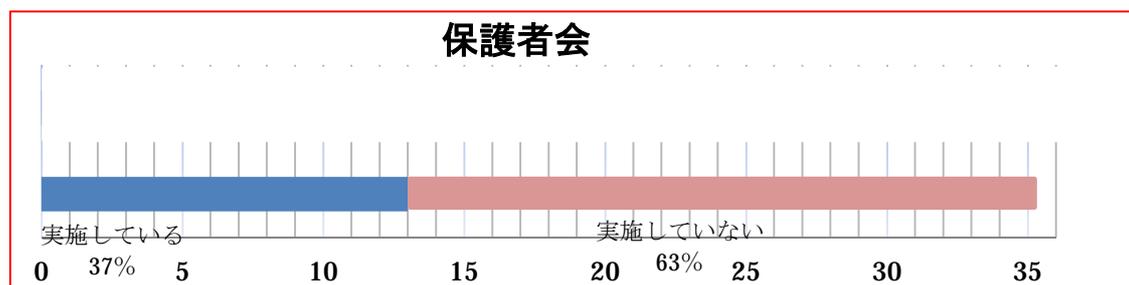


保護者と面談を実施していない市町村は、実施したいが、面談できず保護者の協力を得ることが難しい場合もある。

[府内市町村：図 35]

◇入室している児童生徒の保護者会について

[府内市町村：図 36]



入室してくる児童生徒は個別の課題があり不登校になっている。しかし保護者にとっては、わが子が学校に行けない事実に悩んでいる。保護者会は、お互いの悩みを交流し寄り添い、元気になってもらおうとの趣旨から始められた。実施市町村は37%で少ないように思われがちだが、保護者が集まりづらい状況下での数字としては高いのではないかと思われる。

[府内市町村：図 36]

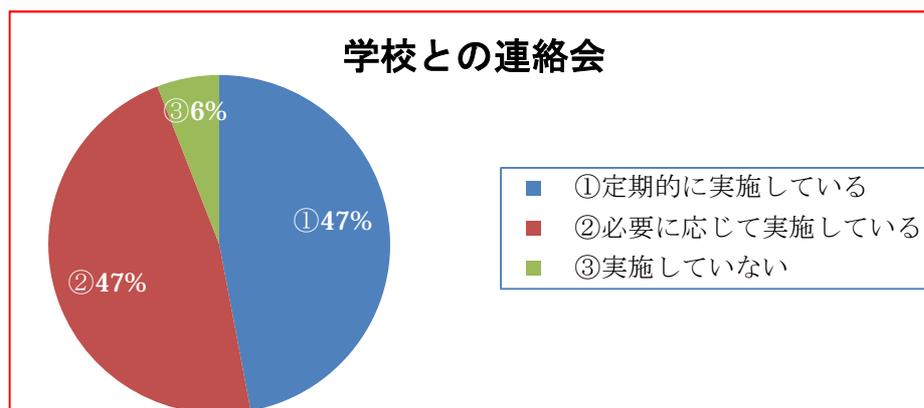
【生徒が在籍する学校との連携について】

教育支援センターにおいては、不登校の児童生徒の状態を把握し支援を行うために、児童生徒の在籍校と保護者と連携し、活動を進めていくことが大切であると思われる。

在籍校は、在室児童生徒の学校生活の様子全般についてや不登校となる経緯、児童生徒についての指導上の配慮等について把握しており、様々な機会を通じて連携を図ることが望ましい。課題としては、連携をとってはいるものの公務多忙で来室しづらい在籍校教員が多いこと。また、定期テスト期間中に連絡会を行うことでの日程・時間調整が困難であるという学校もあり、学校による温度差を訴える市町村もある。また、教育支援センターからのアプローチがないとうまく連携がとれない場合も多いこと。システムが構築されていても、運営する人によって連携の状況が変わってしまう場合もあることなどである。

◇学校との連絡会（ケース会議等）について

[府内市町村：図 37]

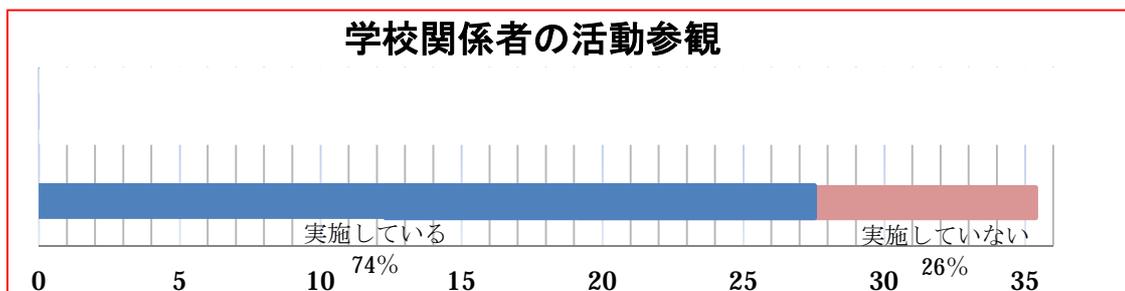


学校との連絡会を定期的又は、必要に応じて実施している市町村は 94%である。

[府内市町村：図 37]

◇学校関係者による活動参観について

[府内市町村：図 38]



「参観を実施していない」と答えているが、教育支援センターの行事や体験活動の日程を知らせ、参観できる体制を整えていたり、宿泊行事を中心に可能な限り児童生徒の在籍校教員に参加を進めていると答えている市町村もある。

[府内市町村：図 38]

【生徒の様子を伝える方法について（本人・保護者・学校）】

一般的に、わかりにくい設問になっている。同様の内容でのフリースクールへの調査では、「生徒の様子をなぜ生徒に伝えるの?」という質問がいくつか寄せられた。ここでは個々の児童生徒への評価の返し方を問う設問として行っている。

児童生徒に対しては、学校と同じように通知表等をつくっている所や個々の活動後の振り返りを行い進めるなど活動の中で目標に向けた成果指標をわかりやすく示している。

保護者・学校に対しては、月例報告や懇談会又ケース会議などで連携を図る中で個々の児童生徒について、ていねいに伝えている。

◎方法例（集約意見から）

《本人》	①面談	5件	②活動内で	10件
	③通信や文書	7件	④その他	6件

《保護者》	①個人懇談（面談）と電話	5件	②面談のみ	7件
	③三者以上の懇談やケース会議	3件	④メール・文書のみ	3件
	⑤その他	7件		
《学校》	①不定期（必要に応じて）	8件	②メール・文書のみ	8件
	③1回報告	8件	④その他	4件

【教室の目標について】

◇教育支援センターとしての目標・力をいれていること

「学校復帰」・「社会的自立」・「居場所の提供」がほとんどの市町村で目標とされている。教育支援センターでは精神的な安定や自信を持たせることや、集団活動などによりコミュニケーション力を養うことで学校復帰をめざしつつ、自尊感情が低くなっている児童生徒にそれを高める活動を行う場所となっている。

不登校など児童生徒及び保護者が抱えている課題について把握するとともに、課題解決のためのグループ活動により心の安定やエネルギーを高めることに力を入れている。

- ・短期の具体的な目標としては ⇒ 学校復帰、高校への進路実現
(心理的サポート) 居場所提供、心理的安定、生活習慣づくり、学習の意欲づけ
- ・中長期的な目標 ⇒ 社会的自立、コミュニケーション力育成

◎適応指導教室として目標とされることについて（集約意見から）

- ①学校復帰 22件 ②社会的自立 8件
- ③その他（居場所など） 4件

◎力をいれていること（集約意見から）

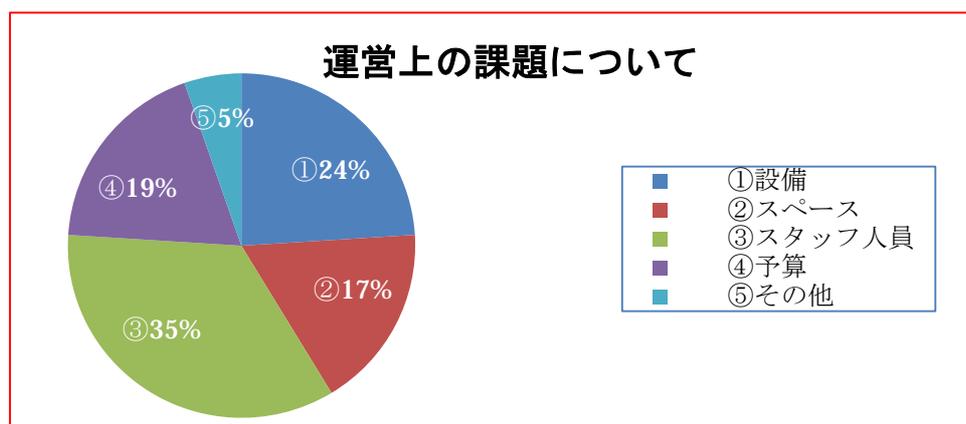
- ①人間関係 4件 ②学校連携 7件
- ③ソーシャルスキルの獲得 8件
- ④学習・学力 8件 ⑤自信・自尊感情 6件 ⑥体験 3件
- ⑦その他（生活改善など） 10件

【運営上の課題について】

文部省（現：文部科学省）の「適応指導教室事業」は小中学校の登校拒否（現：不登校）が急激に増えていた平成2年から始まっており、約25年が経っている。

大阪府内の市町村においても、その頃から教室を設置してきていることを考えると施設の老朽化が進んでいる。設備機材の修繕が必要であることや買い替えができないという意見が複数市町村から出ている。

[府内市町村：図 39]



入室児童生徒が多くなることから、スタッフ人員の不足・教室の設備・スペースその他の条件を含め、運営上の課題があると 8 割の市町が答えている。

※「⑤その他」は「入室しても安定しない児童生徒がいること」「学生ボランティアの確保」「通室事業を実施できる場所の確保」「施設の立地条件」 [府内市町村：図 39]

◇改善が必要と思われる点及び今後の課題

改善が必要と思われる点としては、「スタッフ人員」が 26 市町村あり、退職教職員の人員などスタッフが不足していることや、個別指導が必要な児童生徒の増加により、施設・スペースの増加とともにスタッフの雇用が必要という市町村もある。

全体を通して、発達障がいのある児童生徒が不登校で入室してくることや、非行傾向ではないが、教育支援センターでは対応できない課題を持った児童生徒について苦慮しているといった課題がある。また外出できない児童生徒だけでなく、保護者も孤立しているケースもあり、保護者も含め社会的孤立をどう防ぐかが課題との意見もある。

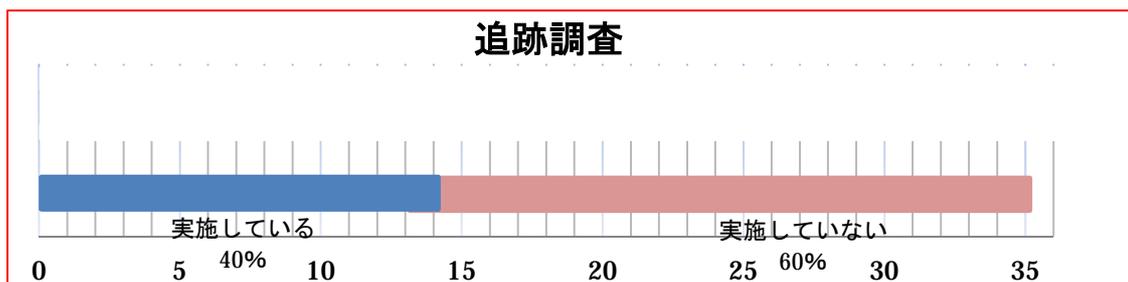
【追跡調査について】

教育支援センターから進学・進級した後の状況については、在籍校からの情報や進学した高等学校への連絡の中で入室生の動向情報を得ている場合が多い。今回の調査では 5 年、10 年という期間を設定した児童生徒の状況を調べる調査はなかった。不登校児童生徒が学校復帰をしていることは、教育支援センターの事業成果であると考えられる。

一時的に学校を離れて過ごしたことは児童生徒にとって、支援はどうだったのかという調査は、一定期間の後に調査する必要がある。児童生徒の今後の支援に役立つのではないだろうか。

近年、高等学校・大学においても、不登校・ひきこもりのため友人、社会との関係が築けない学生・生徒が増えている。高等学校の適応指導教室においても小・中学校時から不登校の生徒もいる。生徒にとって効果のある継続した連携が必要ではないか。

[府内市町村：図 40]



「実施している」ところは在籍校を中心に聞き取りや個別卒業生の同窓会を使って聞いている。また高等学校と連絡を取っているという回答もある。

「実施していない」という回答の中には、本年 10 月に学校への聞き取りと卒業生への調査を実施予定であると答えている市町村も入っている。

[府内市町村：図 40]

[3 (2) 調査]

【「教育支援センター(適応指導教室)における学生ボランティアの活動に関する調査」集約結果】

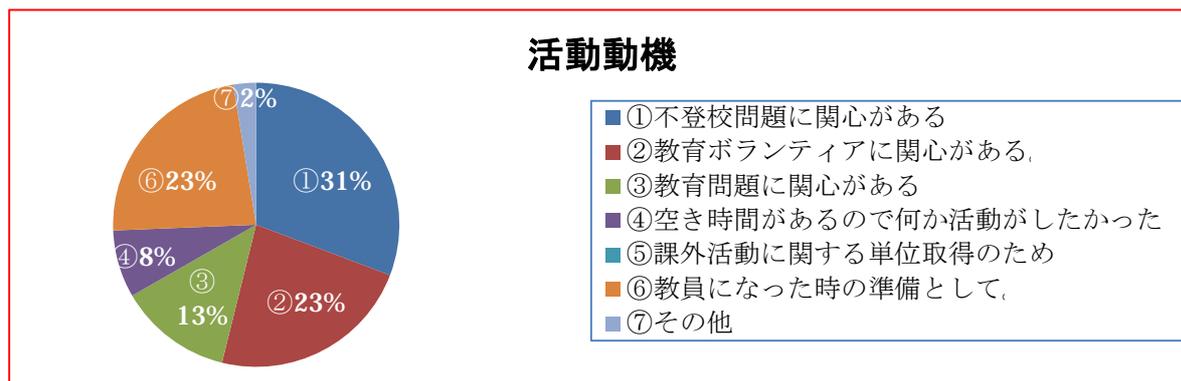
《大阪府内市町村》

調査を提出いただいた市は 11 市、事業にかかわっている学生ボランティアの総数は 52 名、本調査を回答いただいた学生ボランティアは 19 名（大学学部生 17 名、院生 2 名）である。

◇活動動機について

「不登校問題」「教育ボランティア」や「教育ボランティアに関心がある」「教員になった時の準備として」など教育に関心がある回答が 90%であった。

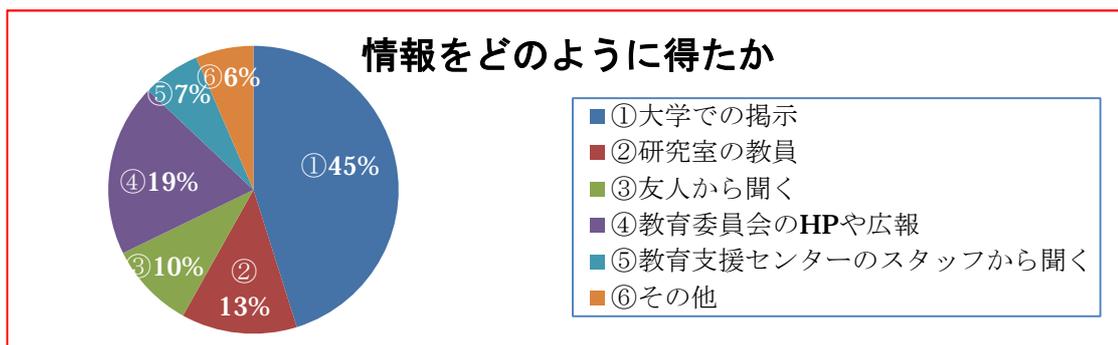
[府内市町村：図 41]



◇情報・広報について

大学掲示や教育委員会 HP による情報を得ているのが 64%、掲示・広報・HP から情報を得ているケースが高い。人を介して伝えられるケース（研究室教員 13%、友人 10%、スタッフから聞く 7%など）は 10%前後である。その他の部分は、「大学院の実習先のため」との回答。

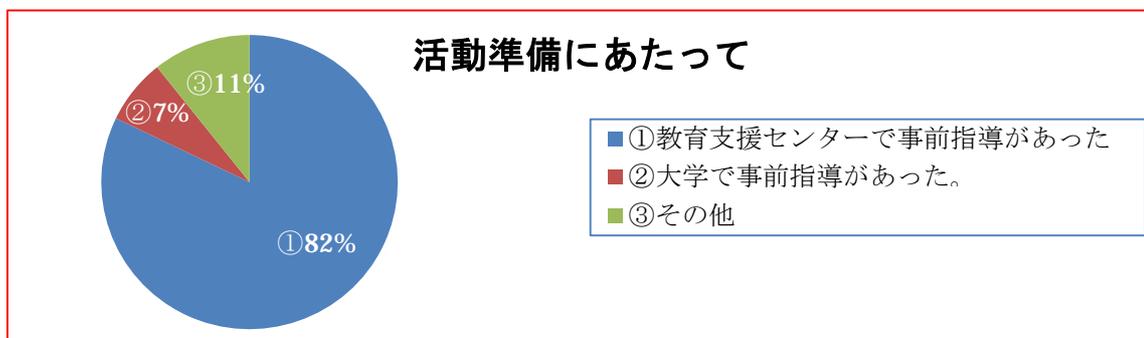
[府内市町村：図 42]



◇活動準備

約 9 割は事前に指導があったと回答しているが、③その他は、事前準備なしと回答。

[府内市町村：図 43]



◇事前指導の満足度について

3 名以外事前指導には満足していると回答。

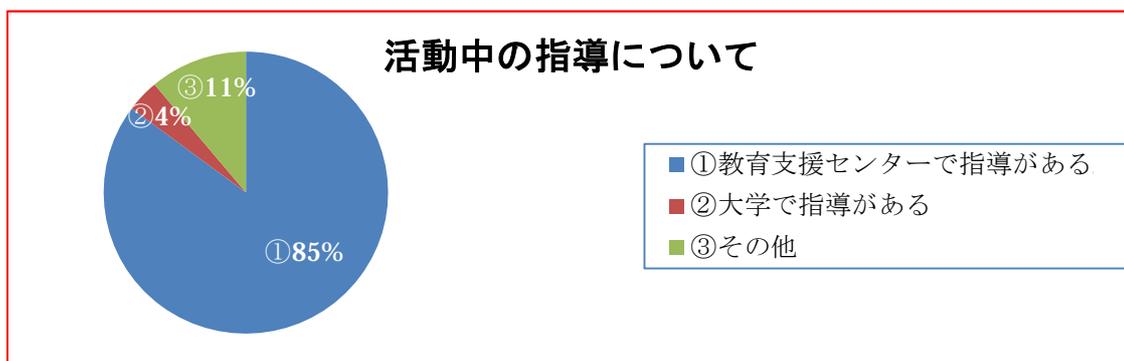
◇事前指導の満足度に対する理由（集約意見から）

- ①子どもたちの状況を知ることができた 3 件
- ②活動のイメージがつかめた 6 件
- ③その他 2 件（「大学院の教授から指導してもらった」「説明がていねいであった」）

◇活動中での指導

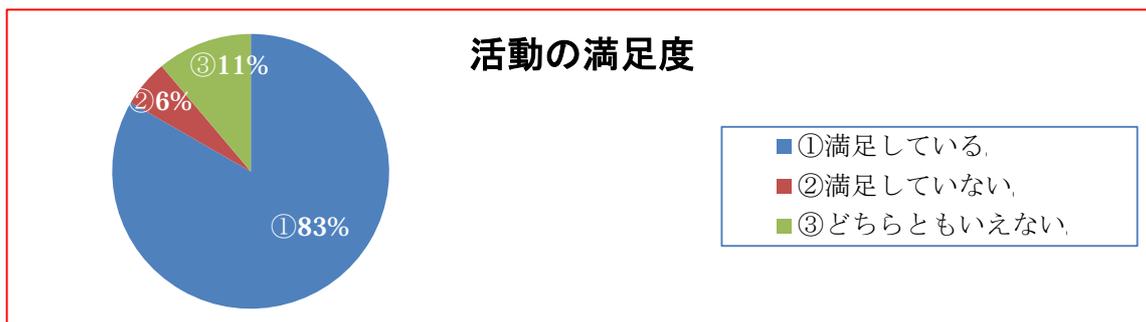
活動を行っている教育支援センターの職員からの指導を受けている場合が多い

[府内市町村：図 44]



◇活動の満足度について

[府内市町村：図 45]



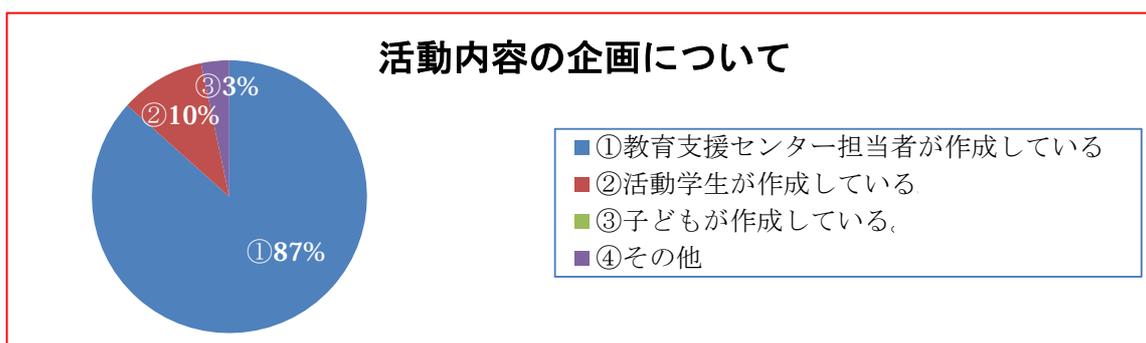
◇活動の満足度の理由（集約意見から）

①子どもの状況から学ぶことができたこと 6件 ②活動環境の良さ 5件

◇活動内容の企画について

活動内容の企画については、87%が「教育支援センター担当者が作成している」と回答。「学生が作成」という回答は10%、「子どもが作成している」という回答は3%である。児童生徒の主体性を育てることからも、企画に参加してもらうこと必要だと考えられる。

[府内市町村：図 46]



◇よかった企画（集約意見から）

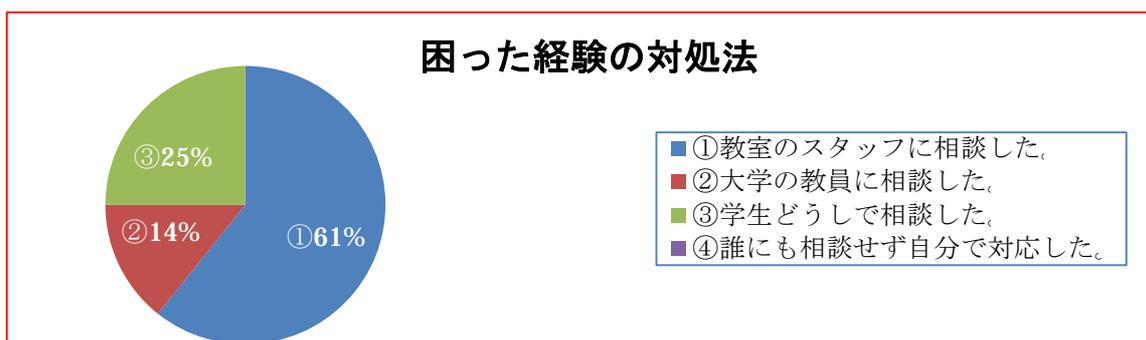
①スポーツ・遠足など 8件 ②園芸作業・文化的行事など 5件

◇困った経験（集約意見から）

①子どもの状況 4件 ②指導方法での困難 5件
③その他 2件（・適切な声かけや関わり ・特になし）

◇困った経験の対処法

[府内市町村：図 47]



◇関わってよかったこと（集約意見から）

- ①生徒の成長を支援できたこと 7件 ②自分自身のスキル向上 3件
- ③その他 1件 （・様々な子どもと関われること）

◇検討すべき課題（集約意見から）

- ①適指に生徒が集まりにくいこと 2件
- ②適指の環境や指導等について 4件
- ③その他（「適応指導教室が心地よいというところから、学校復帰へつながる難しさがあるように思う。学校に戻れるかもしれないと思ってもらえるような学習支援を考えていくことが重要。生徒の個性と関わっていける工夫が大切だと思う。」「子どもたちの心のケアをするために専門的な知識を持った心理カウンセラーが必要」「学習に対する子どもの姿勢」）

【大阪府内市町村（小・中学校）調査まとめ】

「平成27年度文部科学省学校基本調査」によると、大阪府の「不登校」による長期欠席者数の全児童・生徒数に占める割合は、小学校は0.4%、中学校は3.2%で、ともに2年連続上昇しているが、教育支援センター（適応指導教室）の利用者数はここ2年ほぼ横ばいである。不登校の小・中学生の多くが、支援を受けていない可能性があるが、これは、不登校・ひきこもり問題の深刻さや、教育支援センターの必要性と存在意義が、広く理解されていないことを示しているのではないかと考えられる。また、施設の老朽化に伴う設備やスペースの問題、スタッフの人員不足など、運営上の課題があると8割の市町村が回答している。改善のための予算措置も今後の課題と思われる。

設置場所は教育・研修センター内及び同敷地内別棟が5割であり、不登校で自宅から出ることのできない児童生徒の支援については、5割の市町村で訪問指導を行っているが、学生ボランティアが担っている所が多い。活動スタッフは指導主事・臨床心理士・教員・教員退職者・学生等で、ソーシャルワーカーや医療の専門家がいなのが現状だが、スタッフに加わることが望ましい。様々な背景がある児童、生徒に対応するには、学校、福祉機関、医療機関との連携が課題ではないかと思われる。

教育支援センターでは、特に基礎学力の養成に力を入れている一方で、発達検査は23%が実施、心理支援は74%、臨床心理士等による面談は68%が実施している。学力の問題の背景には、心理的な、あるいは発達の課題がある場合も多い。適切な支援には、発達検査を含めたアセスメントができる体制が望まれる。

保護者との面接を実施している所は94%であるが、保護者会については37%である。小・中学生においては特に、保護者が悩みを共有し交流する機会、また子どもの心理を学ぶ機会を作ることとはとても有効であろう。

追跡調査については、40%が実施している。5年、10年という期間を調べる調査をしている所はないが、長期的な追跡調査をすることによって、教育支援センターにおける支援の内容の検討にフィードバックされるのではないかと考えられる。

学生ボランティアに回答を求めた調査については、9割の学生が指導を受けながら活動しており、83%が活動に満足していると答えている。学生ボランティアの活用については、センター側、

学生側双方にとって、意義があると言えるであろう。

教育支援センターには、家庭でも学校でもない居場所としての機能があることがわかる。また、教育支援センターは、不登校児童生徒の支援において、教育、家庭、福祉、医療、各々のこれからの連携に、重要な中心的役割を担う機関であることを、今回の調査結果から再確認できたのではないかと考える。

[3 (1) 調査]

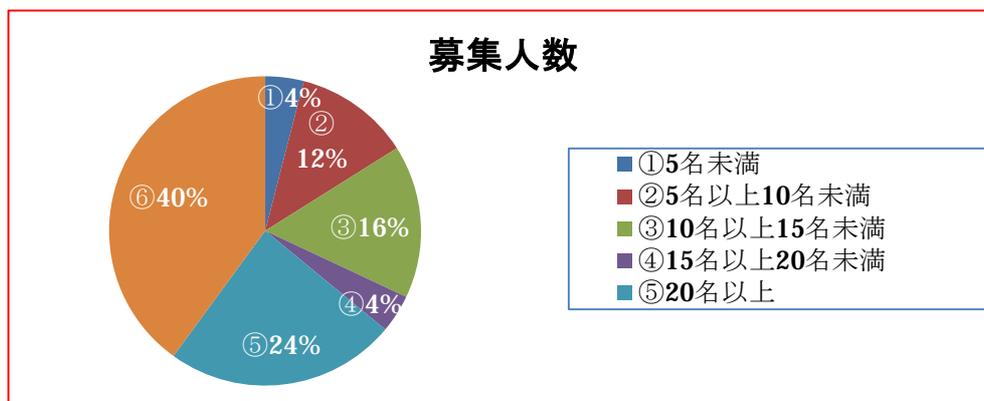
④フリースクール等

施設における活動内容等について

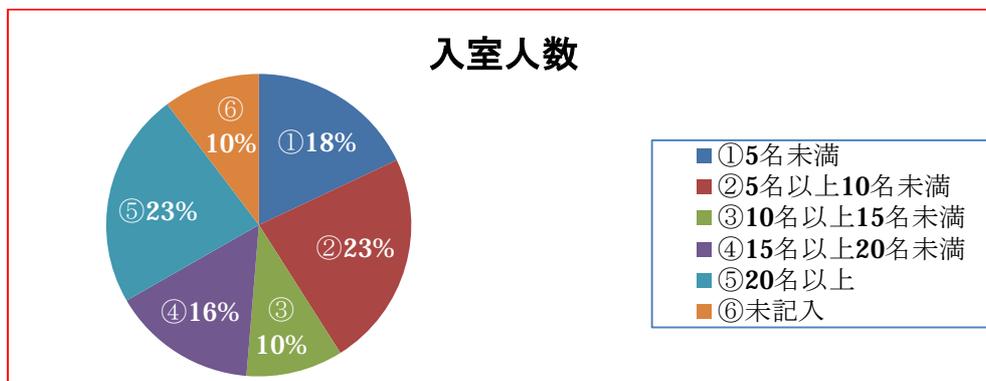
【募集人数・入室人数について】

募集人数は、設定していない施設が 40%もあるが、回答いただいた団体の 60%は設定していた。入室生徒は、団体によって在籍児童生徒数は異なるが約 2~90 名の児童生徒が入室している。募集人数を定めている団体の半分以上は、15 名未満の小規模の募集である。

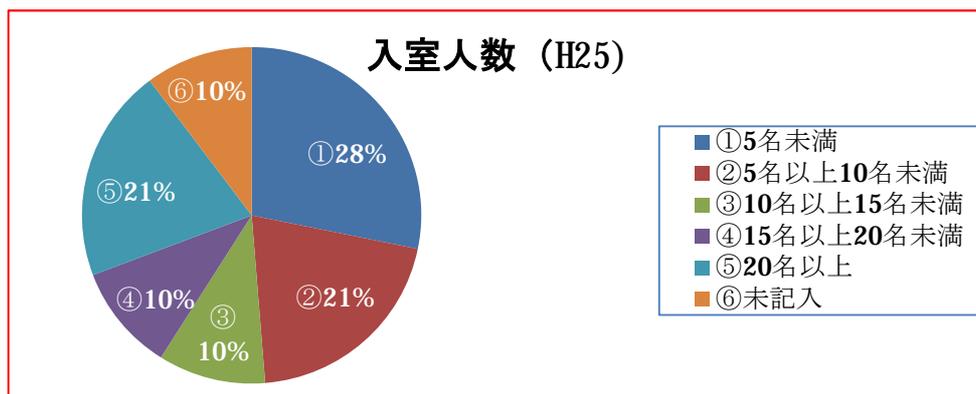
[フリースクール等：図 1]



[フリースクール等：図 2]



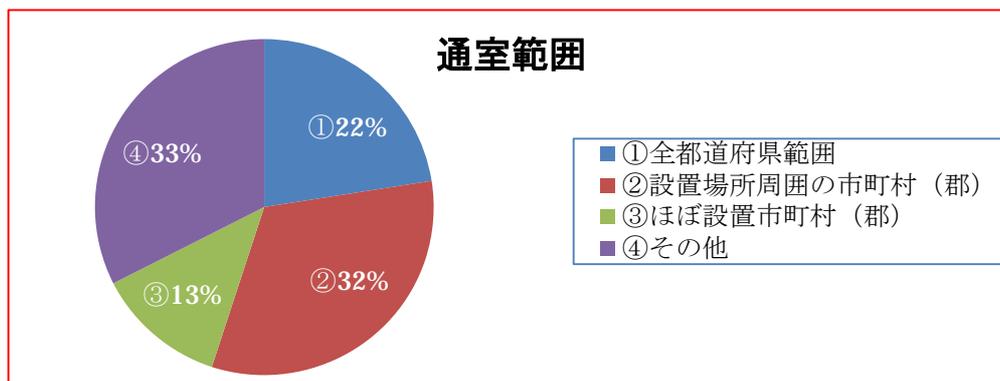
[フリースクール等：図3]



【通室範囲について】

施設規模や設立意図によっても違ってくるだろうが、通所可能ならば特に定めていない施設や全国から通うために引っ越してくる家庭もあるという回答もある。

[フリースクール等：図4]



【活動スタッフについて】

◇スタッフの分類・名称

「教員退職者」や「その他」においてはキャリアカウンセラーや精神保健福祉士等が携わっている。また、施設での役割によって名称がつけられている場合が多い。

区分	先生	スタッフ	指導員	ボランティア スタッフ		
①学生						
②臨床心理士等	先生	メンタルケア スタッフ	カウンセラー	専門研究員	訪問支援員	
③教員退職者	先生	地域の人材	スタッフ	学習担当者	相談担当者	指導者
	講師	指導員				
④地域人材	スタッフ	指導員				
⑤その他	代表	パート	先生	スタッフ	指導員	フリースペース常勤・ 非常勤スタッフ
	学習サポート スタッフ	心理カウンセラー	専門研究員	専従職員		

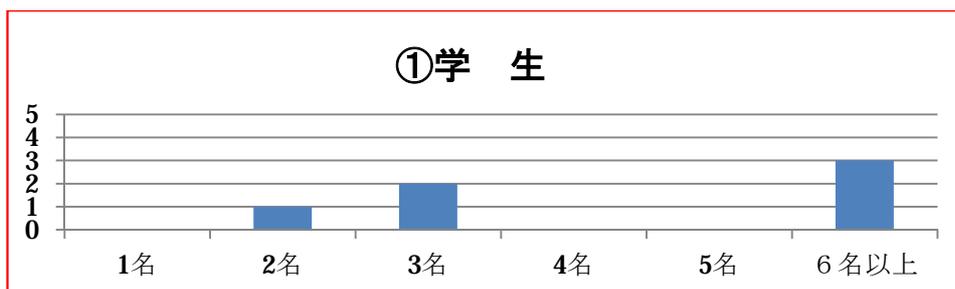
[フリースクール等：図5]

◇スタッフの人数・活動日・活動内容

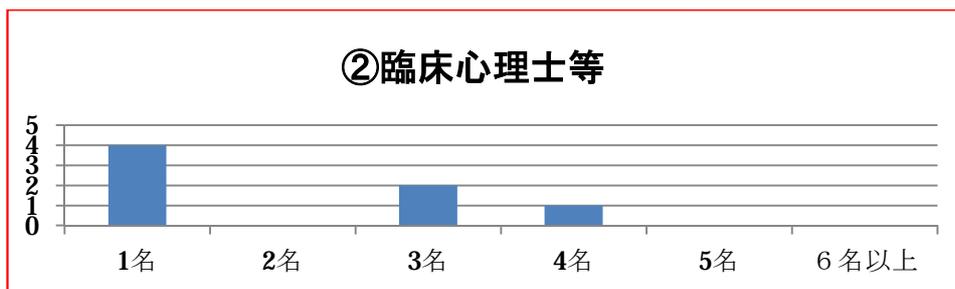
スタッフは、福祉・医療・教育の職にあった人や経験者を中心に運営している施設が多い。活動内容については、単に学力を付けたりするだけでなく「居場所支援」「フリースペース運営」など、他者とコミュニケーションを取れる工夫が、様々な活動の中に含まれている。個々の児童生徒の自立を促し、学校・家庭でない第3の居場所の提供が活動内容の核となっている。

(スタッフの人数) (縦軸：施設数 横軸：人数)

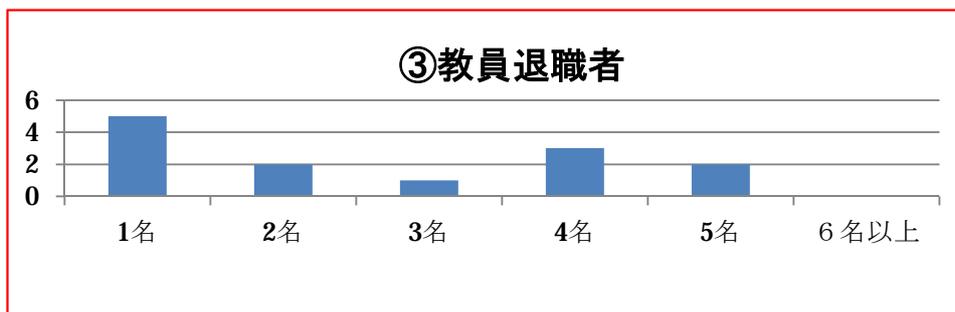
[フリースクール等：図6]



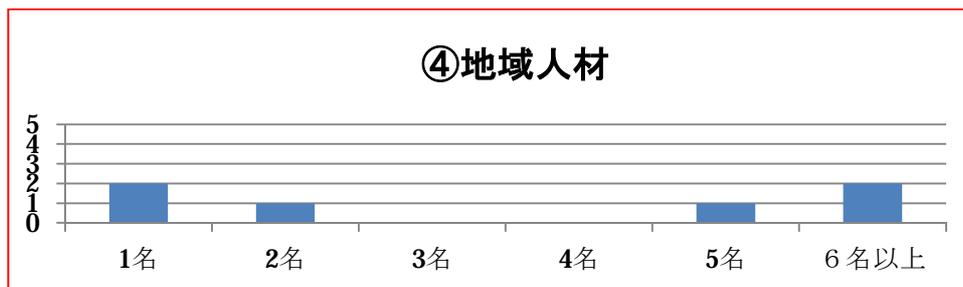
[フリースクール等：図7]



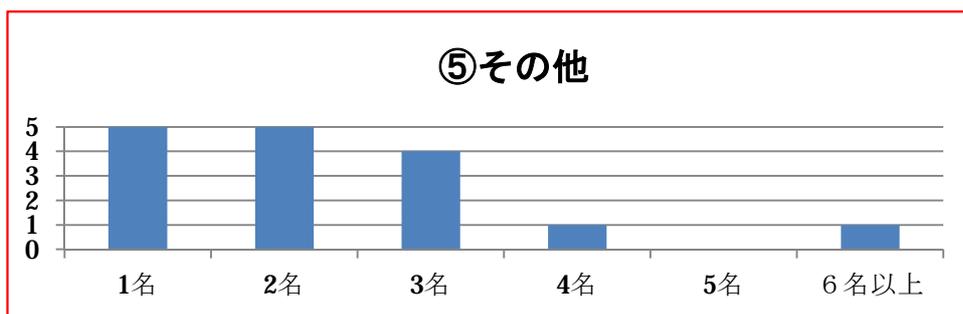
[フリースクール等：図8]



[フリースクール等：図9]

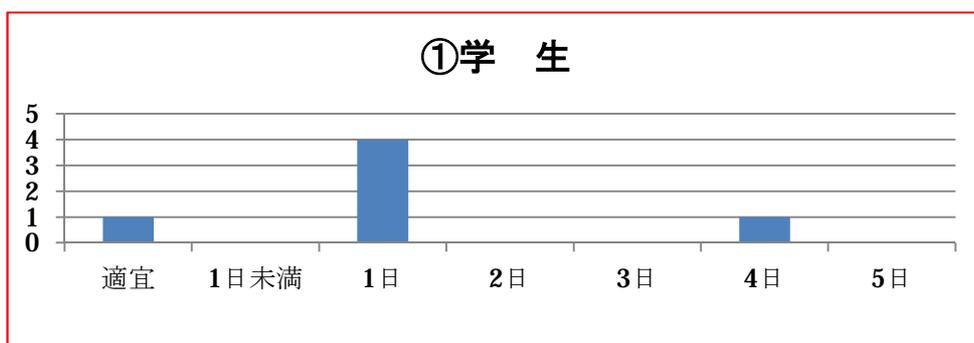


[フリースクール等：図10]

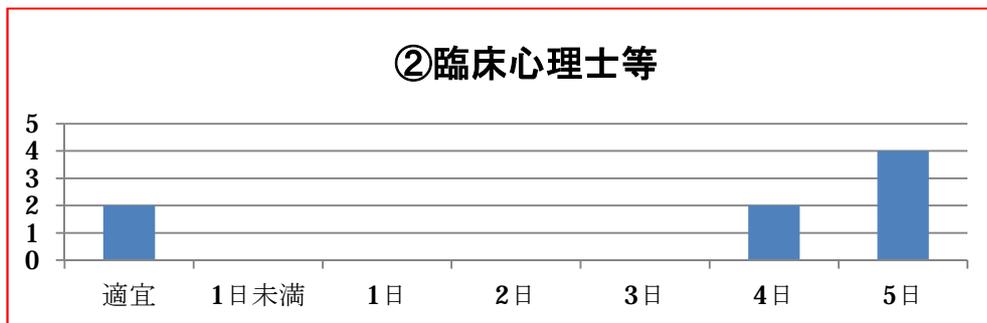


(スタッフの活動日) 縦軸：活動日 横軸：人数

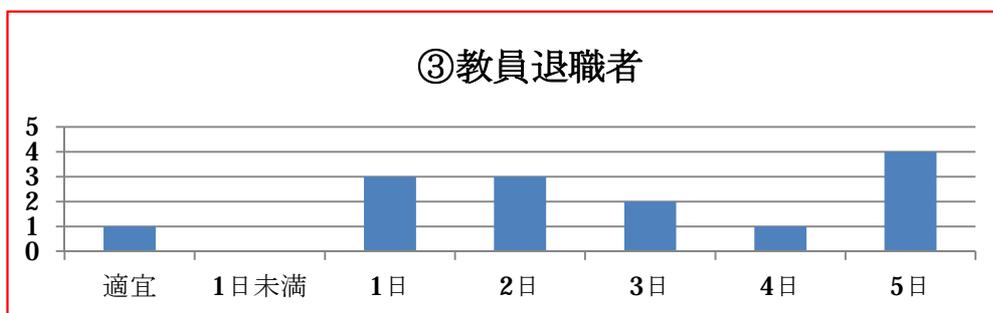
[フリースクール等：図11]



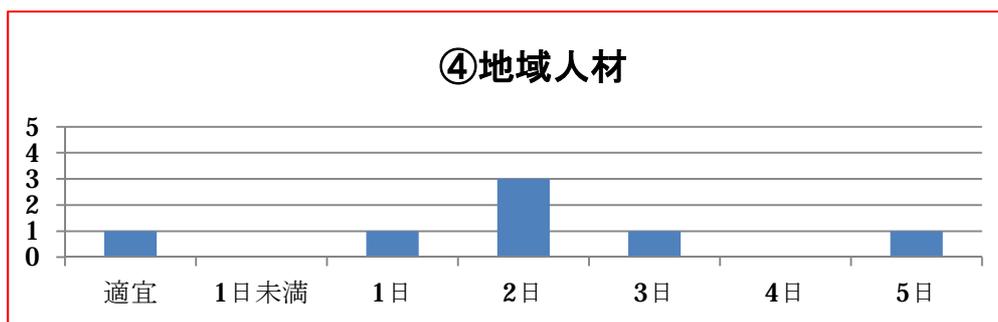
[フリースクール等：図12]



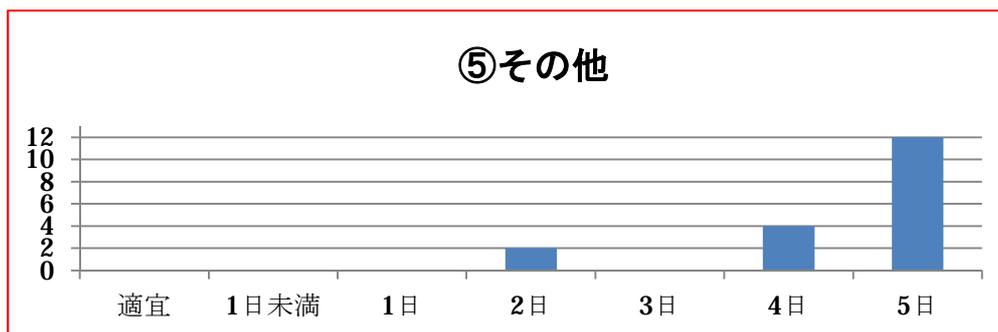
[フリースクール等：図13]



[フリースクール等：図 14]



[フリースクール等：図 15]

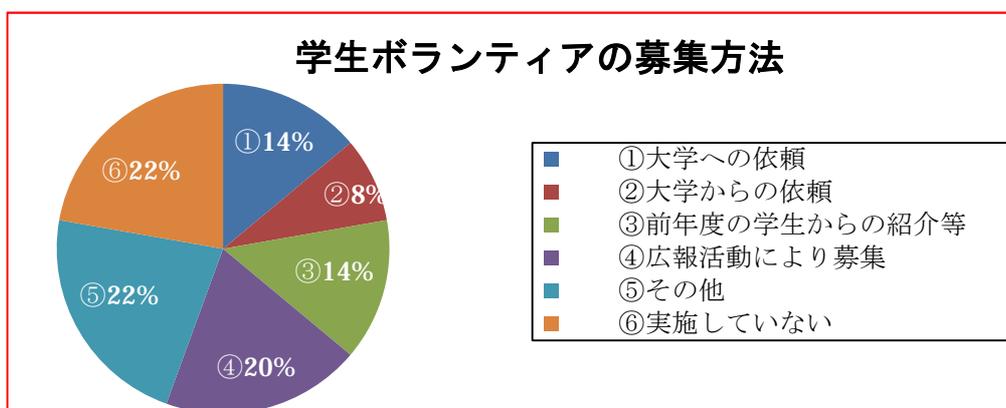


【学生ボランティアについて】

◇募集方法・活用の課題について

多くのフリースクールは、Web を使って募集するケースが多い。大学の地域貢献の動きもあるが、民間のフリースクールに来る学生は少ない。保護者にとっても大学生が支援者であることに安心感を持っていない場合もある。また、地方にある場合、近くに大学がないため、大学生・大学院生が集まらないということもある。しかし、年齢も近く話相手になり、学習も教えてもらえることは利点である。学生側から見るとフリースクールでボランティアをすることのメリットがないと考える方もいるようである。また、例外としては、大学の附属研究所が運営している施設もあり、そこでは積極的に大学生が活用されている。

[フリースクール等：図 16]



【学習支援の方法について】

◇学習支援の方法や効果が上がった取組

フリースクール独自の教材を使う場合もあったり、学習支援をしていない所もあるが、一般的には個別学習を行っている。各児童生徒の状況も多様であり、学習の状況も個人差がある。タブレットを利用して、興味がわくような取組もみられる。また、遠隔地との通信型学習などを実施している所もあった。

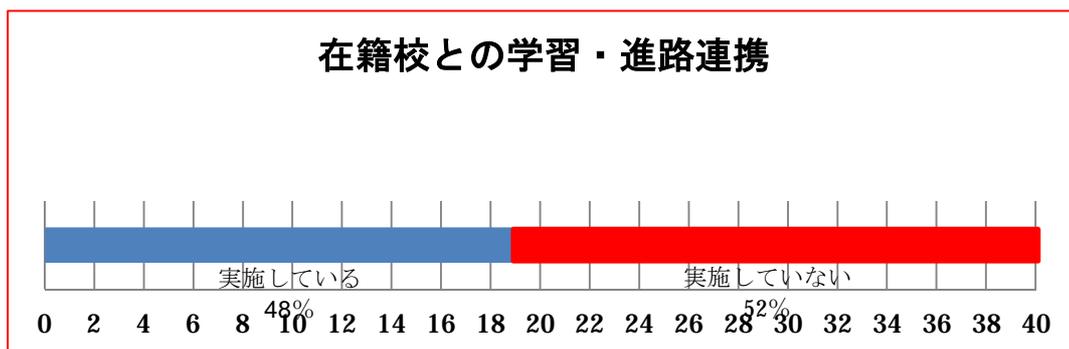
◎学習支援の方法や効果が上がった取組（集約意見から）

- ①子どもの状況に応じた指導 15件 ②定期的実施・進学指導 3件
- ③特に実施していない 2件
- ④その他（認知能力強化プログラム） 2件

◇在籍校との学習・進路指導についての連携

教育委員会が認めている施設については、学校に月例報告書を出し、出席が認められている。児童生徒の実態を把握するための学校との情報交換を行っている施設もある。

[フリースクール等：図17]



◇学習活動等の課題

本人の状態が安定しないため、目標が定められないといった回答もあるが、施設によって学習活動に対する捉え方が違う。施設によっても本人によっても課題や状態が多様で、一律に学習活動を規定することが難しいと考えられる。また、違う学年の多数の児童生徒が在籍する施設においては、学習の援助を積極的に取り入れていくかどうか自体が課題であると回答している所もある。

◎学習活動等の課題（集約意見から）

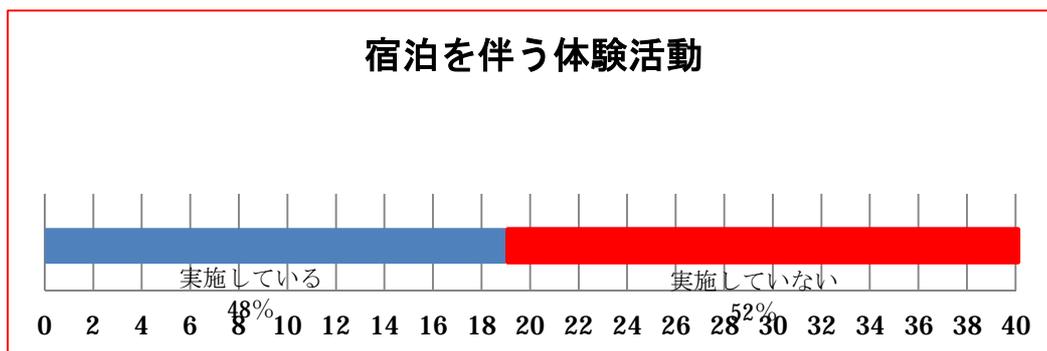
- ①人員・時間・施設の不足 4件 ②子どもの問題 4件
- ③その他（学年で判断して対応できない） 9件

【体験活動について】

◇宿泊を伴う体験学習内容・課題

宿泊を伴う体験活動の内容としては、修学旅行や他団体とともに共同でのキャンプなどを行うものなどがある。大阪府内市町村立の教育支援センターと比較しても実施率は高い（48%）。課題としては、参加費が高額になることや参加しづらい児童生徒がいることなどが挙げられる。

[フリースクール等：図 18]

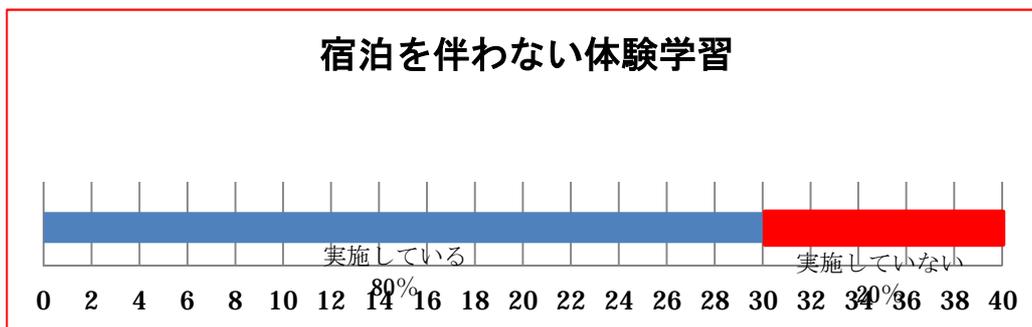


◇宿泊を伴わない体験学習・課題

宿泊を伴わない体験活動は、ほぼ全ての施設で実施している。「社会見学」「外遊び」「しごと体験」などの室外活動や「調理実習」「イチゴの苗植え」「陶芸」「工作」「室内スポーツ」など室内又は、近くの施設を借りて行っている。様々な体験を経験させたいこともあり、「山登り」「釣り」「探検」「職場体験」「マラソンボランティア」など社会との関わり、フリースクールの職員以外の大人との関わりなど多種多様な体験活動を行っている。

課題としては、宿泊を伴う活動と同様に金銭面や参加を希望しない児童生徒へのアプローチやスポーツを行う場所などがあつた。

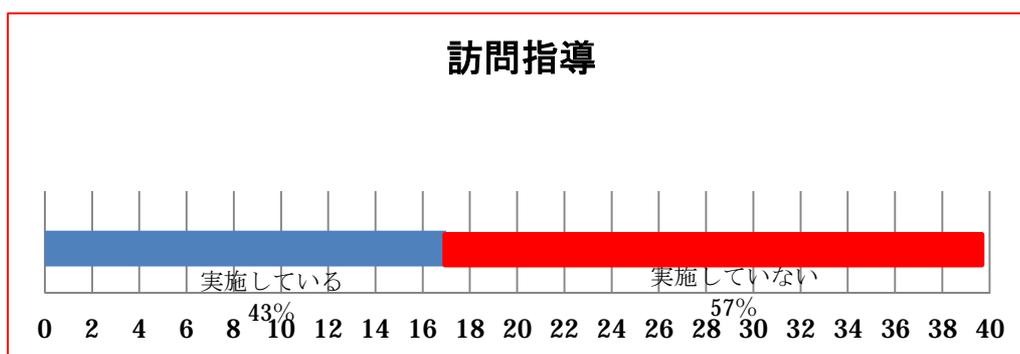
[フリースクール等：図 19]



【訪問指導について】

府県、政令市の教育支援センターにおいて、訪問指導を行っている施設は少ないが、(実施率 22%、10%)それに比較すると、フリースクールは実施している施設も多い(実施率 36%)。団体・施設の方針に則ったものであることが考えられるが、1週間に1回1時間訪問するといったように関係性を構築するために実施している施設もある。

[フリースクール等：図 20]

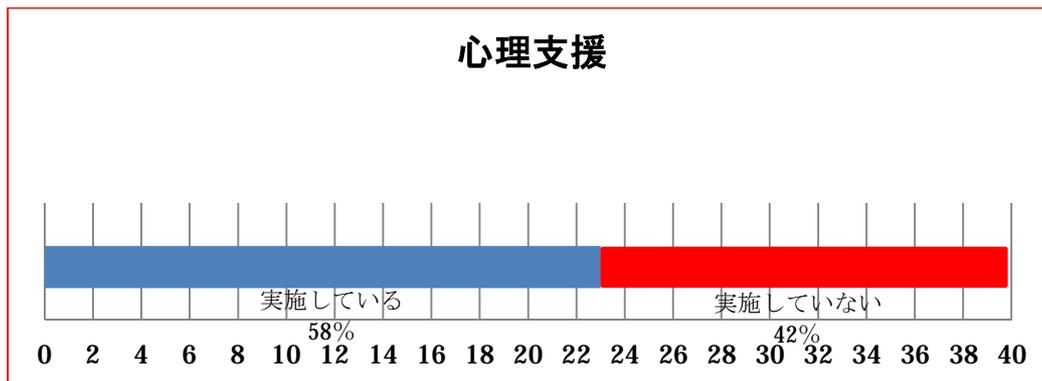


【心理支援について】

◇生徒に対する心理支援内容・課題

調査項目として「心理支援を実施していますか？」と聞いたが、施設側には唐突でわかりにくい設問となったようだ。調査としては、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や構成的グループエンカウンター等の心理支援と考えていたが、「心理士はいない。」「どのようなことを指すのか、定義がわからない。」という回答があった。一方、うまく他機関を紹介し、連携しながら実施している所もあった。

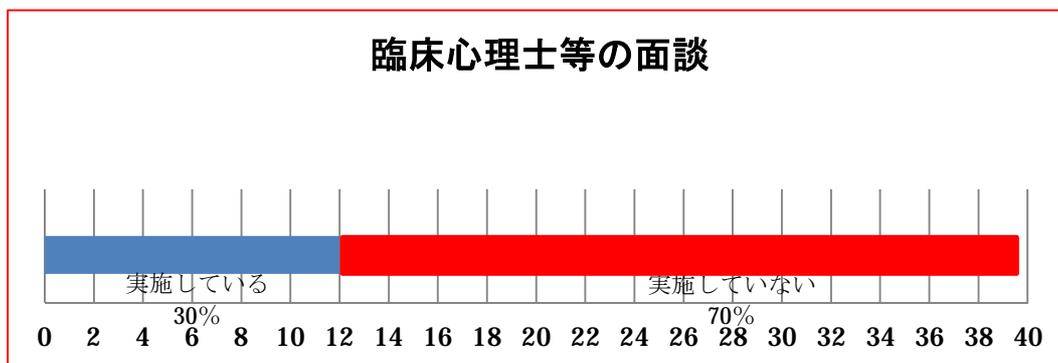
[フリースクール等：図 21]



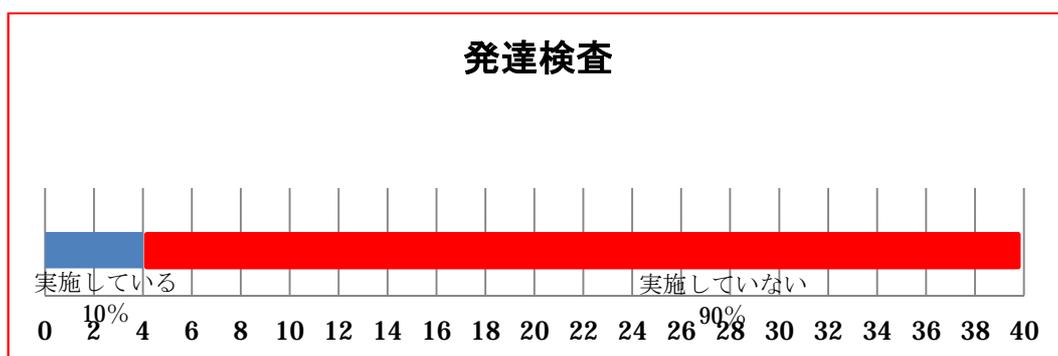
◇臨床心理士等による面談・発達検査

臨床心理士等を中心にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）・教員退職者・支援員等が工夫しながら実施している。最近では、不登校ひきこもりの児童生徒の状況を把握するために発達検査を行う所もある。

[フリースクール等：図 22]



[フリースクール等：図 23]



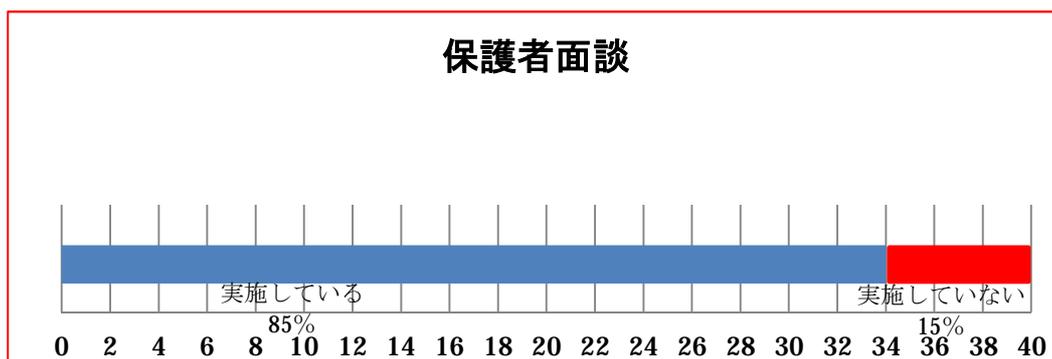
【保護者との面談について】

◇生徒の保護者との面談・課題

保護者との面談は、入室時、また支援を行いながら児童生徒の状況の変化に合わせてながら面談をすすめていくことが望ましい。フリースクールでは、電話や送り迎えの時間などに話をするという回答もある。

課題として、生活があり、仕事の都合で面談に行けないという保護者もいる。保護者の理解を得ることが困難な場合もある。保護者の悩みは多種多様であり、スタッフのスキルが必要であるという回答もあり、保護者との面談の難しさを表している。

[フリースクール等：図 24]

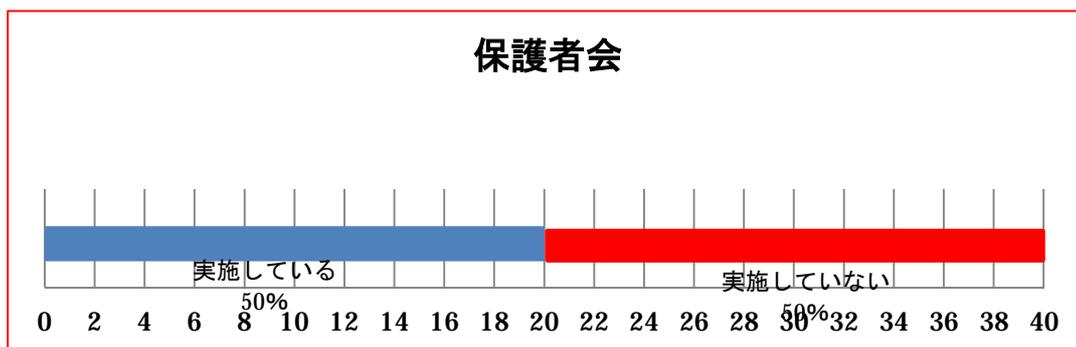


◇保護者会の内容・課題

保護者会の内容は意見交換である。メリットとして保護者の心の拠り所になっている点や、相談センター等に相談してもなかなか解決しないが、保護者としてお互いに話ができるなどがあげられている。

課題としては、来てほしい保護者が来てくれないことや参加者が固定されることなどが保護者会の運営の難しさになっている。

[フリースクール等：図 25]



【生徒が在籍する学校との連携について】

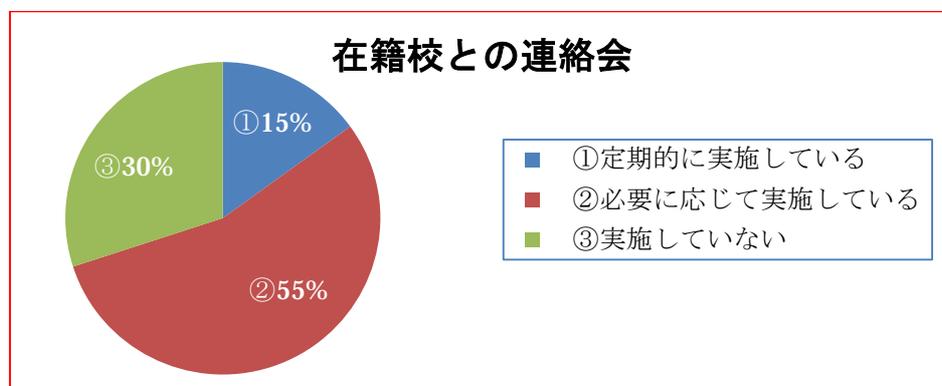
フリースクールについては、教育委員会・学校が認めている所と認めていない所があり、認めていない所では児童生徒の在籍校と保護者とが連携して、活動を進めていくことが難しい場合もある。

◇学校との連絡会の内容・課題

本人や保護者が学校との関係がうまくいかず、フリースクールに行っている場合は、連携をとることも難しい。フリースクールが学校と話を合わせていたりしているように思われた

りすることもある。また、保護者が学校からの情報で先入観を持つ場合もある。情報として、客観的に本人が理解できるものは欲しいと考えている。課題として、学校・教育委員会による連携の温度差を訴える所もある。

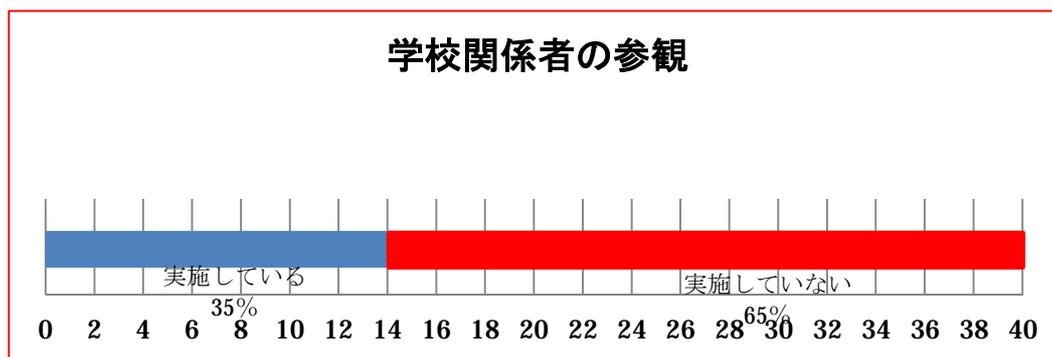
[フリースクール等：図 26]



◇学校関係者の活動参観・それ以外の連携内容

活動参観等は自由に行っている。訪問・参観を設定していない所が多い。他の連携としては、定期テストを施設で受けられるようにしていたり、高校進学での進路における協力連携を回答していた所もある。

[フリースクール等：図 27]



【生徒の様子を伝える方法について】

児童生徒に対しては、学校と同じように通知表等をつくっている所や個々の活動後の振り返りを行い進めるなど活動の中で目標に向けた成果指標をわかりやすく示している。

保護者・学校に対しては、月例報告や懇談会又ケース会議などで連携を図る中で個々の児童生徒について、ていねいに伝えている。

また、他の調査対象への調査回答には見られなかったが、「生徒の様子をなぜ生徒に伝えるの？」という疑問がいくつか寄せられた。

【教室の目標について】

◇適応指導教室として目標・力をいれていること

「学校復帰」・「進学」をほとんどの施設で目標とされている。学校復帰・進学をめざしつつ、自尊感情が低くなっている児童生徒にそれを高める活動を行う居場所となることを目標としている。不登校など児童生徒及び保護者に対して、できるだけ多くの情報を提供し、進路を選ぶ上の選択肢などを提供することに力を入れている所が多い。

・適応指導教室として目標（集約意見）

- ①学校復帰・進路実現 8件
- ②社会的自立 4件
- ③子どもに応じて 7件
- ④その他（主体的な自己形成） 9件

・力をいれていること（集約意見）

- ①自己決定力の育成 3件
- ②学習支援 4件
- ③居場所づくり 3件
- ④子どもに寄り添う 7件
- ⑤その他 4件

【運営上の課題について】

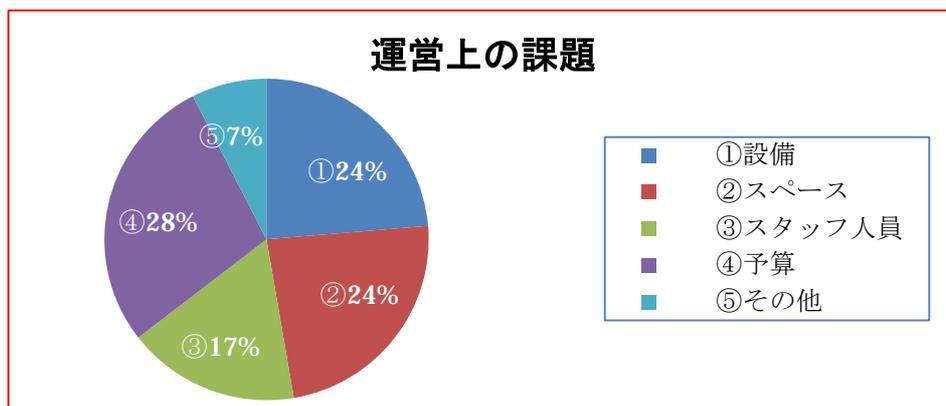
少ない経費とボランティアで賄っている。スタッフに給料を出してみたいという回答もある。一部の自治体では、フリースクールに対する助成を始めている。様々な原因で学校に通えなくなった児童生徒への支援の在り方を制度として考えてほしいという声が全般にある。

「改善が必要と思われる点」としては、予算面が多かったが、単に生徒の不登校に起因する問題だけではなく、保護者や家庭の課題も複雑化しており、所管自治体の助成も含め、社会として取り組む必要を訴える所もあった。

「今後の課題と思われること」では、学校へ通っている児童生徒への支援とともに、ひきこもりの長期化を危惧する回答もあったが、教育の分野だけの支援でなく、福祉・医療としてのアプローチが進んでいる認識はあまりない。団体によっては、子ども若者育成支援協議会を立ち上げている所もあり、うまく連携できないかという声もある。

「成果の出ている取組等」では、関係機関とうまく連携が図れたケースやスモールステップで就職した成功例などが出ている。

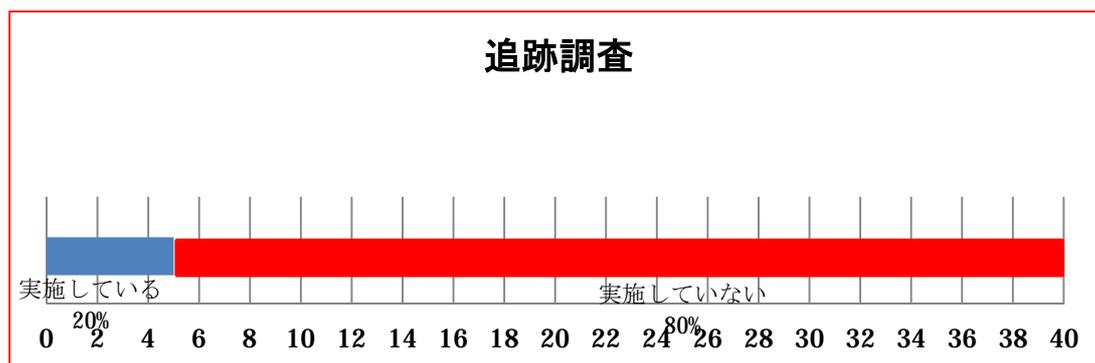
【フリースクール等：図 28】



【追跡調査について】

方針として調査をしない施設もある。また卒業まで責任を持っているため、卒業後相談を受ける場合は別としても調査はしないなど積極的には行っていない。しかしながら、退室後も年賀状でつながっていたり、メールでつながっていたり、OB会を実施していたりと行政機関における教育支援センター（適応指導教室）に比べると退室後の状況を把握していることが多いと言える。

[フリースクール等：図 29]



【フリースクール等調査まとめ】

回答していただいた団体では、60%が募集人数を設定していて、在籍児童生徒数は約2～90名で、その多く（42%）は10名未満の施設であった。通室範囲は他の調査にはない、「その他」と回答している所が多い。在籍する児童生徒は全国域から入室しており、施設設置地域に家族で転住し、居住している場合も多いため、「その他」として本来の居住地を回答いただいている所が特徴的であった。

「活動スタッフ」は、多様な各施設において、様々な名称を付けており、活動内容としては学習支援以外に、学校・家庭ではない第3の居場所の提供をしていることが中核となっている。

「学生ボランティア」については、民間のフリースクールには集まりにくいようである。22%の所が、募集をしていない。学習支援については、多様な児童生徒がいるため、個別学習をしている所が多い。在籍校との連携は、回答していただいた団体では実施の有無が約半々ということが言えるが、これは、行政の教育支援センター（適応指導教室）と比較して大変少ない。保護者との連携は取っているが、在籍校との連携は少ないと言える。「体験活動」は、宿泊を「伴う」、「伴わない」とも行政の同施設より実施率は高い。「宿泊を伴わない」活動は75%の施設で実施している。「訪問指導」は、公設の教育支援センターに比べると実施率が高い。

「心理支援」については、捉え方が多様で心理の専門家による支援という限定された意味に捉えた施設もあり、回答が多岐にわたった。

「発達検査」は、全体の中では、少ないが近年少しずつではあるが、実施している所が増えている。発達にでこぼこがある生徒の支援を行うため、検査結果を使っている場合もある。

「保護者面談」（88%）、「保護者会」（44%）実施しているなど、保護者との関係を重視しているのがわかる。それに対して在籍校との連携を実施していないのが、28%あり、定期的に実施しているのは、16%しかない。また、生徒の様子を伝える通知表のような、生徒自身の評価を伝えることに疑問を寄せた施設があったことは、教育支援センターにはなかった反応であった。

「目標」としては、学校復帰を目標としながら、自尊感情を高める居場所づくりと進路選択肢の情報提供に力を入れている。一条校（注5）に通えなくなった児童生徒への支援の在り方については、根底に家庭環境の複雑化やひきこもりの長期化の実態があり、各施設で多様な困

難さを抱えている。フリースクールにおいては、教育だけでなく、児童生徒の将来を考え、福祉・就労・医療分野との団体とのつながりを大切にしながら施設ごとに多様なネットワークをつくっている。個々の施設を運営する団体としても事業を行う予算面での課題はあるが、様々な分野とのつながりを生かしたアドバイスを行っている。「追跡調査」についての質問に、「追跡調査は行っていないが、メールでつながっていたり、OB会を持っていたりすることが多い。」という回答があった。小集団での活動が多いフリースクールでの経験が家族のような関係を構築し、その後の社会生活を送る上において個々に自尊感情を持ち、人とのつながりを大切にする気持ちが育っているのかもしれない。

* (注5) 一条校：学校教育法第一条に規定される学校

具体的には、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、大学（短大、大学院含む）、高等専門学校のこと。

5. 調査からみた不登校支援に効果があった取組と今後めざすべき方向

調査からみた不登校支援に効果があった取組

□不登校の原因からのアプローチ

不登校の背景の多様化・複雑化

- ◎家庭での課題（親子関係、母子分離など）
- ◎学校での課題（学業不振、友人関係など）
- ◎本人の身体や生活習慣の課題（発達障がい、疾病など）

□不登校児童生徒に効果があったもの

- ・カウンセリングや個々の児童生徒との対話
- ・教科学習に自信・興味を持つ支援
- ・人と直接話をするような小集団での体験的な実習
- ・身体を使うグループワークやスポーツ体験

（具体例）調理実施
ヨガ、卓球
粘土を使ったワーク
ボードゲーム 等

調査からみた今後のめざすべき方向について

□連携について

- ・個々の生徒の目標設定のもと、ケース会議を定期的に行う。
- ・学校、家庭との連絡や情報共有すること。
- ・様々な課題への対応に対して各機関の専門分野の情報収集できること。

□教育支援センターが果たす役割について

- ・家庭でも学校でもない居場所としての役割
- ・安心・安全な小集団で元気になっていく場所としての役割

□教育支援センターの施策の積み重ねから、どのように考えていくか

- ・課題への対応としての中心的な役割を果たすことが必要である。
- ・アセスメントと児童生徒に寄り添った支援を行う。
- ・年度で積み重ねた成果を活かすため、担当における運営の引き継ぎを行う。
- ・個々の児童生徒の状況を見た上での事業展開を考える。

□不登校の原因が多様化してきている中で、教育支援センターが行えること

- ① 不登校のタイプごとの対応施策の取組とアセスメント
- ② アセスメントに沿った教育行政のみならず各部局での周知・対応方法の共有化
- ③ 各関係機関がともに行動に移す行動連携を行う。

作成：大阪府高等学校適応指導教室不登校支援研究プロジェクトチーム委員会

(敬称略)

大阪府高等学校教育相談指導教諭

池田 径、小寺五三子、佐藤晴美、親 道昭、森本光展

大阪府教育センター教育企画部教育相談室適応指導教室グループ

小川裕之、村田知子、杉田真規子

1. スタッフの分類
 - ・全体の傾向としては、教員退職者(27市町)が最も多く、学生が次に多く(22市町)活動している。
 - ・なかには⑤の地域人材が、ひきこもりがちな子どもと適応指導教室・学校の橋渡し役として有効に機能している市もある。
 - ・担当指導主事が適応指導教室のスタッフとなっていたのは3市。
2. 雇用形態
 - ・常勤が1名の適応指導教室が最も多く、常勤がないところも14市町ある。
3. 学生ボランティア
 - (1) 募集方法
 - ・大学に依頼しているという市町(13市町)が最も多い。市町の広報で公募しているという回答(10市町)が次に多かった。また、公募はしないで、スタッフ等からの紹介により人材を確保している市町(9市町)もあった。なかには、大学に依頼してインターンシップとして学生を受け入れているという回答もみられた。
 - (2) 事前指導
 - ・すべての市町が学生ボランティアに対して事前指導を行っているという回答している。
 - ・指導の内容は、適応指導教室での勤務や活動内容を説明するという回答(15市町)が最も多かった。学生を対象とした調査では、事前指導を受けていると回答している数は77%であり、オリエンテーションとしての指導が、学生には事前指導と受け止められていないところもあるようである。
事前指導についての学生の満足度では、「満足していない」「どちらともいえない」を合わせると30%になり、その内容についての検討が必要と思われる。
 - (3) 指導・援助
 - ・活動中の学生への指導・援助についても、すべての市町が実施しているという回答であった。
 - ・内容は、日常の報告書をもとにした助言や指導が最も多く、活動前か後、あるいは前後に打合せを兼ねて実施されている。特別な機会が設定されている例では、月に1回スタッフに対する研修会を実施したり、不登校児童生徒への対応を学ぶケース会議が実施されている。また、カウンセリングの基本理論、子どもへの支援の基礎についての研修会を、大学の教員やSCを招いて実施している市町もある。
 - ・学生に対して、不登校児童生徒の訪問指導後に学校訪問をシステム化している市では、子どもが在籍する学校の教員からの助言を得ている例もみられる。内容は、子どもとのかかわりに関するものがほとんどであったが、なかには学生ボランティアの服装についての指導という回答もあった。
 - (4) 効果
 - ・子どもとの関係の効果(年齢が近い、家族以外の関係、大人のモデル等)
 - ・活動面での効果(学生の機動力、集団のリーダー的存在、きめ細かい等)
 - (5) 課題
 - ・活動面の課題：日や時間帯が限定され個別の子どもや家庭に過度に入り込む
 - ・システム面の課題：年度中に増員できない、予算確保、共通理解
 - ・人材面での課題：相性が見極めが難しい。
4. 学習支援
 - (1) 方法
 - ・小学生には週1日、中学生には週2日、学習の時間を設定している。午前中を学習時間にしている。
 - ・時間割を作成し、教科学習・自主学習・総合学習の時間を設定している。
 - ・週4日、中学生には国語・数学・英語を、小学生には国語・算数を中心に指導している。学年別・グループ別で実施している。
 - ・子どもが必要とする学習や基礎学習、得意科目の学習に焦点をあてている。
 - ・インターネットを活用している。月曜を学習支援の日とし、学習指導を希望する子どもが来室し、要望する内容について学習支援を行っている。個々に学習計画を立て、自主活動を行っている。
 - ・担任や教科担当者に、可能な範囲で来室してもらい、学習支援ができる体制づくりをしている。
 - ・一日の予定に組み込むという積極的な在り様から、子どもの居場所としての適応指導教室の機能を重視し、学習支援については希望があれば勉強をみるという在り様など様々である。通室する子どもの学習の習得状況には差があることが多く、学習支援も一様にはできないなど課題は多い。

(2) 学習の課題

- ・ 中3生が進路選択の際、不利にならない配慮が必要である。
- ・ 学校でのテスト受験と適応指導教室でのテスト受験が同等に評価されない。
- ・ 可能なものは教科担当者が学校から来て評価するが、限られている。
- ・ 学校の依頼に応じて、テストの実施に協力している。
- ・ 月1回の学校訪問の際、学習活動を報告している。
- ・ 学期末に適応指導教室での通知表を作成し、評価している。
- ・ 中学3年生は、実力テストを適応指導教室で実施している。
- ・ 学校から評価の資料を要請された場合は、協力しているが、要請はほとんどない。
- ・ 定期考査などの機会をとらえ、登校を勧めている。
- ・ 平常点が評価されない。
- ・ 学校の課題ができた場合は、提出するようにしている。
- ・ 定期考査や実力テストは学校と連携し、個別の状況に応じて対応している。
- ・ 個々の通室日、活動内容、所見を在籍校に送付。学期末には担任会を実施
- ・ 学校復帰をする位置づけで、学習指導等を行うセカンドスクールではない
- ・ 学習支援については、学校が積極的にかかわる体制をとっている。
- ・ 学習支援を行うためには、スタッフが不足している。
- ・ 適応指導教室の学習活動を学校の評価につなげることはほとんどされていないようである。
- ・ 1市からは、適応指導教室でのテスト受験を学校と同等に評価しているという回答。

(3) 進路指導

- ・ 進学予定校への学校訪問を実施し、情報収集をしている
- ・ 在籍校との連携を図り、具体的な進路決定を促している。
- ・ 10月末に適応指導教室で、子どもを対象にガイダンスを実施している。
- ・ 先輩の話を聴く会を設けている。
- ・ 職場体験学習を実施している。
- ・ 基本的には在籍校が行うことが多い。

5. 体験活動

(1) 宿泊を伴う体験活動（実施29、実施せず8）

- ①実施面の課題・ 緊急時の対応
- ・ 費用面での課題
 - ・ 体制面での課題
 - ・ 宿泊者の確保。不安の除去等の課題
 - ・ プログラム策定時の課題（年齢差や活動の差異も）
- ②実施不可の課題

- ・ 費用負担や引率者の出張旅費
- ・ スタッフが臨時職員のため、宿泊業務に従事できない。

※市町単独では実施困難だが、SSN事業を活用し実施という回答もある。

(2) 宿泊を伴わない体験活動（実施35、実施せず2）

- ①実施面での課題・ 人数が少なく、団体割引にならず保護者負担が大きい。
- ・ 体制面での課題（下見ができない、多くのスタッフが必要）
 - ・ 活動内容での課題（子どもの体力差、参加できない子どもの配慮）
 - ・ グループ活動を入れているが、自主的な活動は難しい。
 - ・ 年間計画は難しく、子どものニーズや雰囲気や活動内容を決めている。

※子どもたちは日常的に適応指導教室で活動をしている。本調査では、適応指導教室で企画されている内容を記述いただいている。電車やバスの利用を苦手とする子どもたちのために、近辺に“散策”するなどの工夫もみられた。

6. 訪問指導

(1) 実施の有無（実施29、実施せず8）

(2) 内容

- ・ 週1回、談話やゲームなどをして関係づくり
- ・ 適応指導教室への通室を勧める
- ・ 学校・家庭からの要請で訪問
- ・ 臨床心理士の指導のもと、家庭に派遣
- ・ 学生が学校の相談室への登校を付き添う。
- ・ 中3生には学習支援を行う。

(3) 派遣しない例

- ・学校の要請で、指導協力員が訪問指導する。
- ・指導員、SC、指導主事が訪問している。

(4) 課題

①保護者対応

- ・保護者への援助が必要
- ・保護者が無関心又は消極的で対応が難しい。
- ・家庭の事情や心理的課題のため訪問指導での改善が期待しにくい。
- ・即効性を求める保護者への対応

②システム面

- ・訪問時に保護者が在宅困難
- ・希望日が土日で学生を派遣できない。時間を合わせるのが困難
- ・周知がされていない。
- ・通室範囲が広く時間的余裕がとりにくい。

③学校・家庭との連携

- ・学校や家庭の負担にならない配慮が必要
- ・学校の指導方針から外れないよう留意

④学生の資質

- ・信頼できる人材確保が難しい。

7. 保護者面談

(1) 実施の有無（実施37、実施せず0）

(2) 内容

- ・学期ごとに個人懇談を実施
- ・子どもの状況や保護者希望で随時実施
- ・週1回で実施
- ・定期的なカウンセリング実施

(3) 課題

- ・医療や福祉との連携が必要なケースの手立て
- ・面接が滞りがちな保護者への対応

8. 保護者会

(1) 実施の有無（実施23、実施せず14）

(2) 内容

- ・学期ごとに保護者全体懇談会の実施
- ・スタッフとの交流会の実施（現状報告など）
- ・臨床心理士等の講演会の実施
- ・行事参観の実施
- ・月1回定例保護者会を実施し、学校の担任や不登校担当教員が参加
- ・近隣市との合同の保護者会実施
- ・卒業生の保護者も参加し実施

(3) 課題

- ・すべての保護者の参加は難しく、保護者どうしがつながりにくい。
- ・日程調整が難しい（参加に消極的な保護者も多い。仕事を持っている等）。
- ・保護者による自主的な組織運営は難しい。
- ・メンバーが固定しがちになる。
- ・時間的な制限があるので未消化な会になる。
- ・即効的な方法を求めたり、学校・担任批判になる場合もある。

9. 在籍校との連携

(1) 連絡会の有無（定期的実施23、必要に応じ16、実施なし0）

内容

- ・学期に1回学級担任と連絡会を実施
- ・キーパーソンの先生との会議
- ・子どもの変化に応じて、電話で連絡を取り合う。
- ・月1回定期的に学校訪問
- ・ケースにより学校訪問し、支援会議を実施
- ・入室時、学校を訪問し、情報交換実施
- ・学校が主催するケース会議に参加
- ・教員研修会を実施

(3) 学校関係者による活動参観の有無（実施32、実施せず5）
内容

- ・ 担任が適指訪問の際に見学する。
- ・ 行事のたびに学校に案内を送る。
- ・ 常時活動を解放している。
- ・ 学校の生活指導部会で活動参観を実施
- ・ サマーキャンプに学校の先生の参加依頼

(4) その他の学校との連携

- ・ 必要に応じて電話連絡、学校訪問
- ・ 技術家庭・音楽・数学などの授業実施
- ・ 入室時に本人・保護者・学校・適指で会議実施
- ・ 学校復帰に向けての会議を開く。
- ・ SCや学生を講師とした研修会の実施
- ・ 通信の発行
- ・ 定期的に出席状況などを学校に知らせる。
- ・ 学校から行事予定、定期テストの範囲などを知らせてもらう。
- ・ 通室生が学校で別室登校できるように学生ボランティアを派遣
- ・ SCがかかわりケース会議を開催
- ・ 学習支援プログラムに担当学年の教員などにかかわってもらう。
- ・ 月1回、大学教授による相談会実施

10 . 運営上の課題

(1) 改善が必要と思われる点（複数回答）

- ・ 設備18 -備品が購入できない
- ・ スペース18 -活動スペースが狭い
- ・ スタッフ人員21-スタッフ不足
- ・ その他8 -専門スタッフ不足、活動マニュアル作り

(2) 今後の課題

①ハード面

- ・ 学生支援のためのスタッフ
- ・ 個別対応のスペース確保
- ・ 発達障がい生徒・医療対応のための専門スタッフ
- ・ 通室のための交通の便
- ・ スーパーバイズできる専門スタッフ
- ・ 運動スペースの確保
- ・ 常勤職員の確保

②ソフト面

- ・ 居場所機能の保障
- ・ 子どもの活動を評価するシステム
- ・ 支援教育とのリンク
- ・ インターネットやメールの活用
- ・ 学習コンテンツ、テレビ会議システムの導入
- ・ 指導スタッフの研修

③外部とのかかわり

- ・ 適指・学校をつなげる中間ステーション
- ・ 学校内のキーパーソンを育成